

資 料 目 録

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第2回）
平成25年12月3日（火）
16：00～18：00

- 資料1 国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第2回）出席者名簿 …… 1
- 資料2 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について …… 3
- 資料3-1 条例づくり・レビュー研究会プロジェクト（案） …… 11
- 資料3-2 全国版行政連携構想（案） …… 13
- 資料4 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（第2回）泉委員提出資料 …… 15
- 資料5-1 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員（日弁連・2013年12月2日現在） …… 19
- 資料5-2 法曹有資格者を常勤職員として採用している地方公共団体（日弁連・2013年12月2日現在） …… 21
- 資料6 条例制定支援プロジェクトの実施について …… 23
- 資料7 大津市「いじめの防止に関する行動計画」策定をめぐる支援について …… 25
- 資料8-1 行政連携センター（仮称）設置に向けたスケジュール（案） …… 27
- 資料8-2 弁護士会の地方自治体等との連携活動に関する情報提供依頼 …… 29
- 資料9 地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート（兵庫県内自治体宛）分析資料（第18回弁護士業務改革シンポジウム配付資料抜粋） …… 35

資料10	地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート （兵庫県以外の自治体宛）調査票	55
資料11	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対する アンケート調査票	75
資料12	日本弁護士政治連盟企画「自治体内弁護士説明会」 配付資料（2013年11月14日開催）	85
資料13-1	任期付公務員登用セミナーチラシ （2013年10月25日開催）	87
資料13-2	地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウム in宮城チラシ（2013年7月8日開催）	89
資料13-3	地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウム in愛知チラシ（2014年1月29日開催）	91
資料14	福祉の当番弁護士制度をご存知ですか？ （長崎県弁護士会）	93
別冊	パンフレット「法曹有資格者を職員としてより身近に活用してみませんか！」 （日本弁護士連合会）	

国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の
活動領域の拡大に関する分科会（第2回）出席者名簿

（平成25年12月3日）

社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事	田 島 良 昭（座長）
全国市長会評議員，明石市長	泉 房 穂
早稲田大学政治経済学学術院教授	北 川 正 恭
中央大学大学院法務研究科教授	大 貫 裕 之
内閣官房	
法曹養成制度改革推進室参事官	中 西 一 裕
法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐 熊 真 紀 子
法務省	
大臣官房司法法制部参事官	鈴 木 昭 洋
大臣官房司法法制部付	遠 藤 圭 一 郎
日本司法支援センター	
総務部長	竹 中 理 比 古
常勤弁護士総合企画部常勤弁護士総合企画課長	小 島 達 朗
日本弁護士連合会	
事務次長	鈴 木 啓 文
若手法曹センター副本部長	谷 垣 岳 人
日弁連法務研究財団「地方行政における法曹有資格者の活用に関する研究会」幹事， 中央大学大学院公共政策研究科教授，弁護士	幸 田 雅 治
司法改革調査室囑託	藍 原 義 章

オブザーバー

人事院

総務省

文部科学省

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について

1 弁護士・法テラス常勤弁護士派遣プロジェクト型スキーム

(1) 地方自治体の職員として派遣

- ・ 特に被災地自治体での採用（これまでに福島県相馬市・同県浪江町，宮城県気仙沼市・同県東松島市に法テラス常勤弁護士，岩手県山田町，宮城県石巻市に一般弁護士派遣の実績あり）を拡大すべく，10月からキャラバン実施予定

(2) 国・地方自治体に研修員として派遣

- ・ 法務省司法法制部（H25.5～H25.12），伊豆市（H24.12～H25.9）で法テラス常勤弁護士（スタッフ弁護士）の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記の他にも研修受入れ省庁・自治体を更に拡大
法務省矯正局・保護局，その他の省庁
伊豆三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）合同

(3) 福祉関係団体における研修等

- ・ 社会福祉法人南高愛隣会（H25.1～H25.3），社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団（H25.1～H25.6）でスタッフ弁護士の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記2団体の他にも研修の受入先等を更に拡大
社会福祉法人島根県社会福祉協議会
和歌山県地域生活定着支援センター 等

2 アウトリーチによる法的需要発掘スキーム

(1) 司法ソーシャルワーク試行プロジェクト（別紙 1）

- ・ 法テラス東京法律事務所等において試行
- ・ 高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題の発見・解決

(2) 伊豆三自治体プロジェクト（別紙 2）

- ・ 伊豆の三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）に研修派遣されたスタッフ弁護士及び法テラス沼津所属のスタッフ弁護士が、地域の機関・団体等と連携して地域の法的需要を発掘

3 新たな領域等への積極展開スキーム

(1) 法曹有資格者の海外派遣プロジェクト（別紙 3）

- ・ 日本企業・邦人支援の方策，国際訟務案件に関する情報の調査・研究のため，法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣（平成 26 年度予算要求中）
- ・ 海外展開支援総合協議会（別紙 4）との連携

(2) 企業採用促進スキーム（別紙 5）

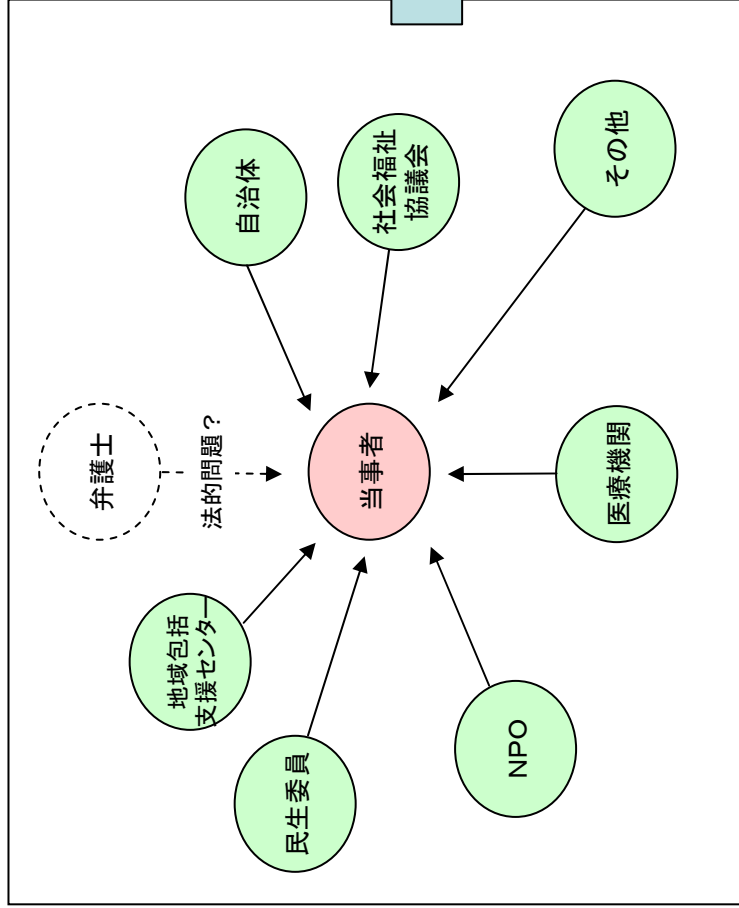
- ・ 企業内で弁護士を活用するための新たな養成形態

法テラスにおける司法ソーシャルワーク試行プロジェクト

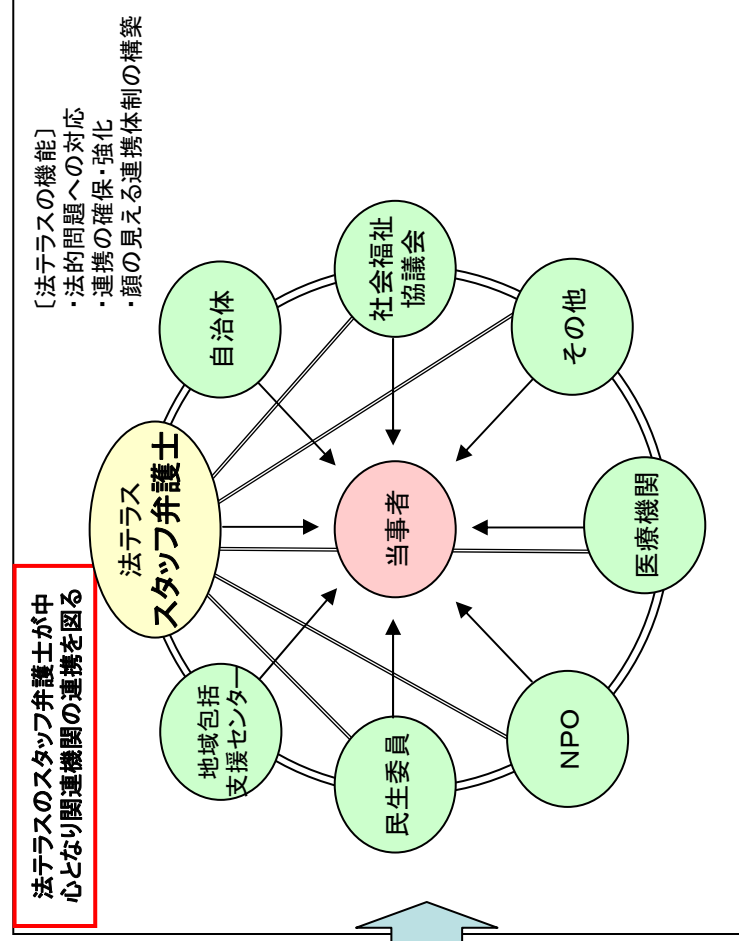
〔司法ソーシャルワーク：自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対し，法テラスと関連機関等の連携の下で支援〕

- ・ 福祉機関等との連携を強化し，これらの機関から情報を得るなどして，被援助者にアウトリーチ
- ・ 法的分野の問題点（成年後見，悪質商法被害等）については弁護士，福祉分野の問題点（生活保護申請手続等）については福祉担当者がそれぞれ担当
- ・ 全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供

従来の支援・連携のイメージ

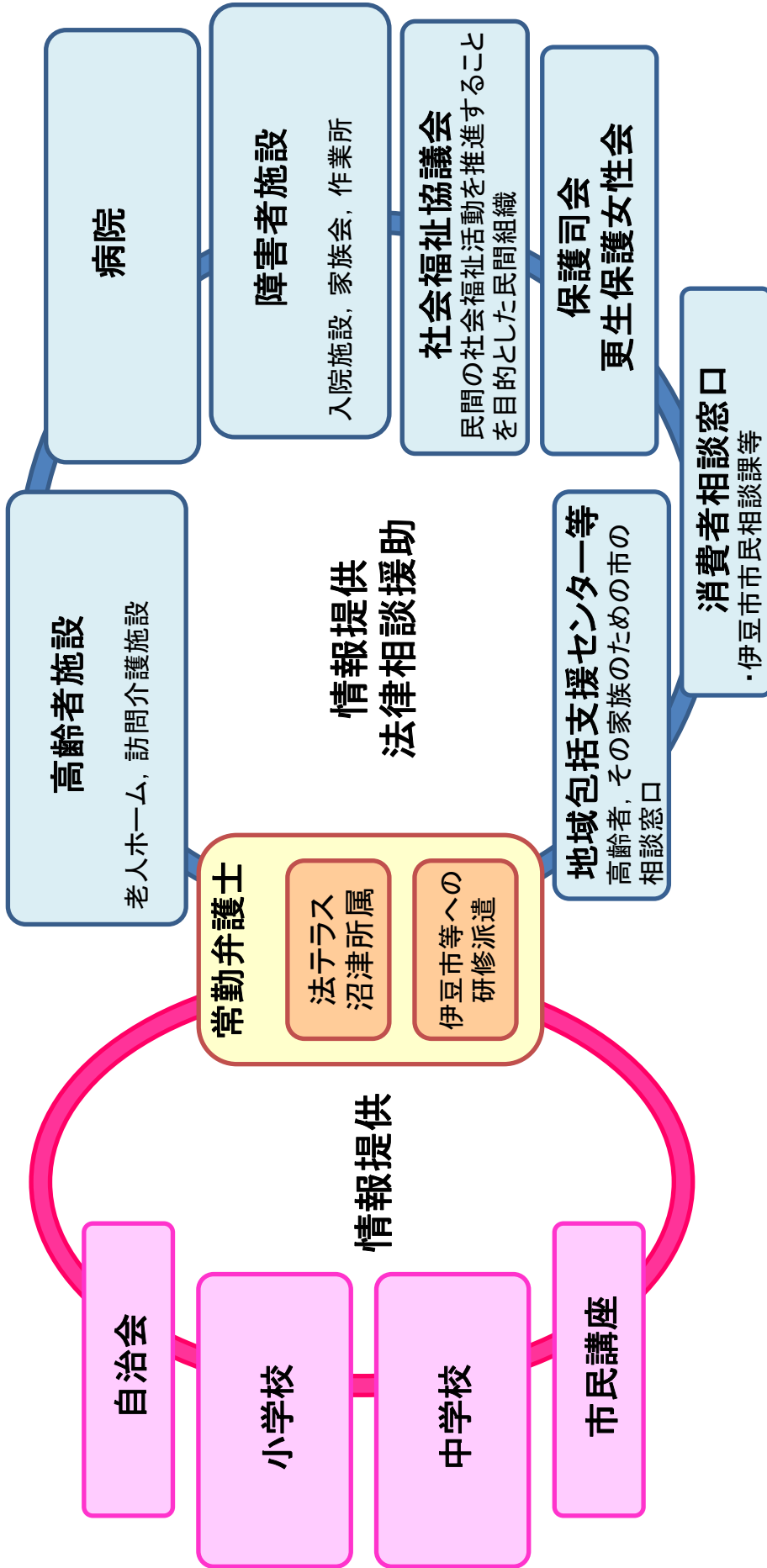


司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



- スタッフ弁護士が担い手
→ 全国で均質なサービスの提供可能
報酬化にならない事件への対応も可能
関連機関との関係構築・連携にも習熟

伊豆版 司法ソーシャルワーク等 スキーム



- 高齢者・障害者関連施設, 相談窓口担当者等への情報提供
 - 関連機関との連携の下での法的問題の発見・解決
 - 教員や市民講座受講者等に対する情報提供
- } 司法ソーシャルワーク

グローバル化

国際的な法的問題発生リスク増

現状：これらの問題に対応可能な我が国法曹が極めて少ない

- 外国における訴訟で不当な不利益
- 現地規制の違反による制裁
- 欧米や現地の法律家に依存
(意思疎通, 国益, 日本の事情の理解などの問題)
- 一般在外邦人のアクセス窓口不足

社会インフラとしての司法制度
= 政府として対応する必要性

- 海外の日本企業・在外邦人を支援
- 法律家へのより容易なアクセス
- 国益に即した国際訟務案件への対応

その他の試行案

日弁連による中小企業の海外展開支援スキーム 等

海外展開を促進する方策を検討するための調査研究

- 平成26年度に法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣予定(予算要求中)
- 従事させる調査活動
 - 法的サービスの有効活用のための方策の調査・実践
 - ニーズに即した法律専門家へのアクセスのあり方の考察・実践
 - 国際訟務案件の資料・情報の収集
 - 外国における外弁規制のあり方の検討
- 想定される報告内容
 - 1 日本企業・邦人の支援
(現地の法制度, 日本企業・邦人の活動分野, 直面しやすいリスク, 過去の事例等)
 - 現地の状況
我が国法曹への需要
支援のために我が国法曹が現地でなし得る活動
効果的な支援を行うために必要な基盤
 - 分析結果
 - 2 国際訟務案件
過去の事案の調査・検討

海外展開総合支援協議会 開催要領

平成24年11月20日

1 目的

我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化することを目的とする。

2 検討課題

- (1) 日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるための方策について、以下の事項に関する情報交換や検討を通じ、法律事務所、企業、政府等の関係強化
 - ア ビジネスサポートの在り方
 - イ 国際的な貿易・投資ルールの活用・策定
 - ウ その他
- (2) 弁護士・法律事務所の海外展開の促進の在り方の検討
- (3) 専門的知見を有する弁護士の育成の在り方の検討

3 参加機関・団体等

別紙のとおり

4 庶務

法務省の協力を得て、法律事務所により構成する海外業務研究会において処理する。

(別紙)

参 加 機 関・団 体 等

日本弁護士連合会

海外業務研究会

(シテューワ法律事務所, 森・濱田松本法律事務所, アンダーソン・毛利・友常法律事務所, 西村あさひ法律事務所, 長島・大野・常松法律事務所, TMI 法律事務所, 弁護士法人大江橋法律事務所)

その他の法律事務所

(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業, 牛島総合法律事務所)

日本経済団体連合会

日本商工会議所

法務省・法務総合研究所

外務省

(オブザーバー)

最高検察庁国際分野専門委員会

経済産業省

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

以 上

企業における弁護士の採用促進プラン

【法科大学院】

- モデル校となる法科大学院を選定し、日弁連の全面的なバックアップの下、企業内で活躍できる弁護士の育成を目指し、弁護士の専門性にとって不可欠な展開・先端科目等のより充実したカリキュラムを構築
- カリキュラムを修了した者のリストを日弁連で集約し、マッチングに活用
- 法科大学院における企業内弁護士の周知、企業内弁護士の魅力を高めるための教育、広報活動等

司法試験合格

マッチング機関

【入社】総合職

- 司法修習を経ずに各部署で活動
 - ～法的知識と素養の活用
 - ～法務部や顧問弁護士との連携
- 必要に応じ、司法修習を受け、終了後、弁護士登録をして社内弁護士へ。
- 弁護士法5条2項イにより企業法務経験により弁護士資格取得。(7年の期間について検討する。)
- 日弁連・弁護士会が継続研修を実施。

司法研修所入所

マッチング機関

【入社】総合職

- 司法修習終了後に総合職として入社。社員研修を経て、弁護士登録
- 採用後も日弁連・弁護士会が継続研修を実施

弁護士登録

マッチング機関

【入社】専門職

- キャリアに応じた中途採用
- 日弁連・弁護士会が継続研修

ジェネラリスト

法務スペシャリスト

ひまわりキャリアサポートオフィス

→法曹有資格者と企業を
引き合わせるマッチング機関

- ① WEBを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリング
- ④ 法科大学院での展開・先端科目の履修を踏まえたマッチング
(企業に加え、専門性のある法律事務所へのマッチングも含む) など

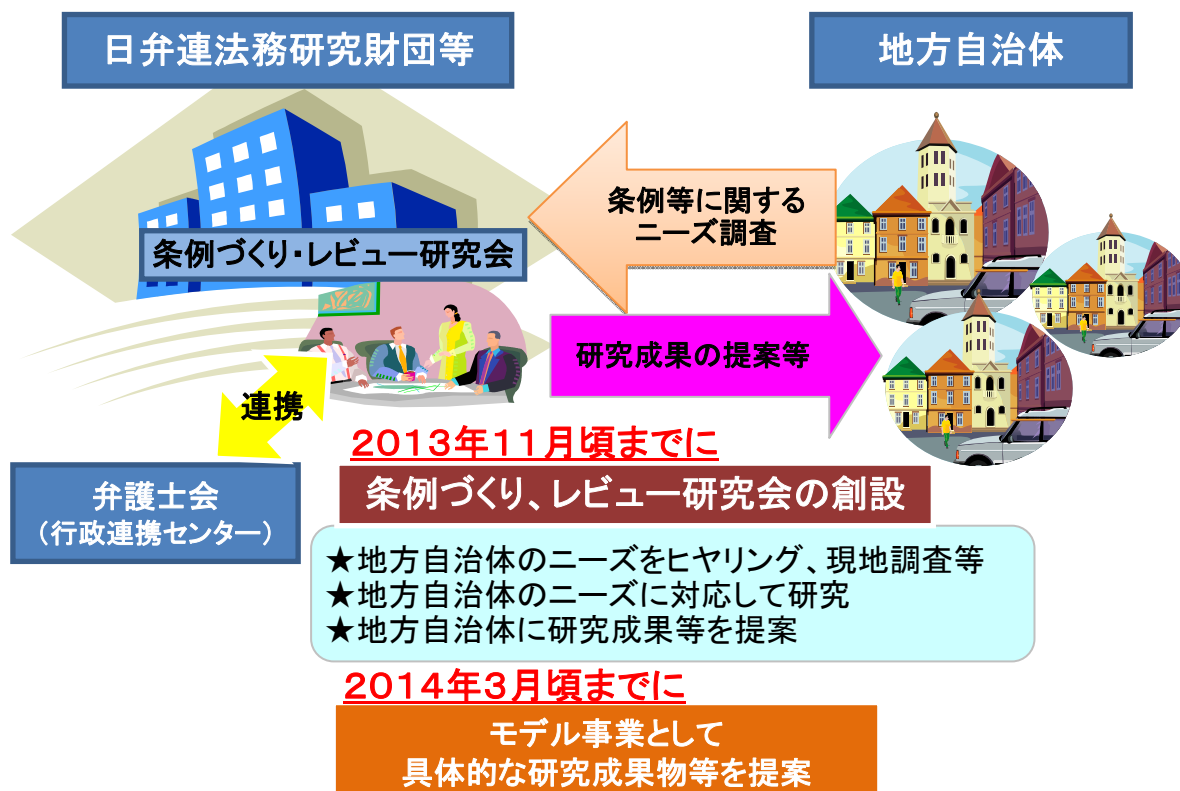
◆第66期(平成25年末司法修習終了)、第67期(平成25年司法修習開始)に対応するため、平成25年中に運用を開始する。

企業等が、大手法律事務所等と対抗できる有力な活動領域となるようサポート

条例づくり・レビュー研究会プロジェクト(案)

事業の概要

条例案の策定や既存の条例のレビュー等を担う研究会を発足させ、地方自治体のニーズに対応する提案等を行う、法曹有資格者グループをつくる



当面期待される効果

1. 自治体のニーズに応える弁護士の法的サービスを、具体的に開拓、研究、実証
2. 弁護士による法的サービスの広報
 ※別紙の行政連携センターとの連携、あるいは将来的にその一機能と位置づけることも検討
3. 自治体のニーズ等に関する情報の蓄積
4. 自治体のニーズに対応する法的サービスの提供促進

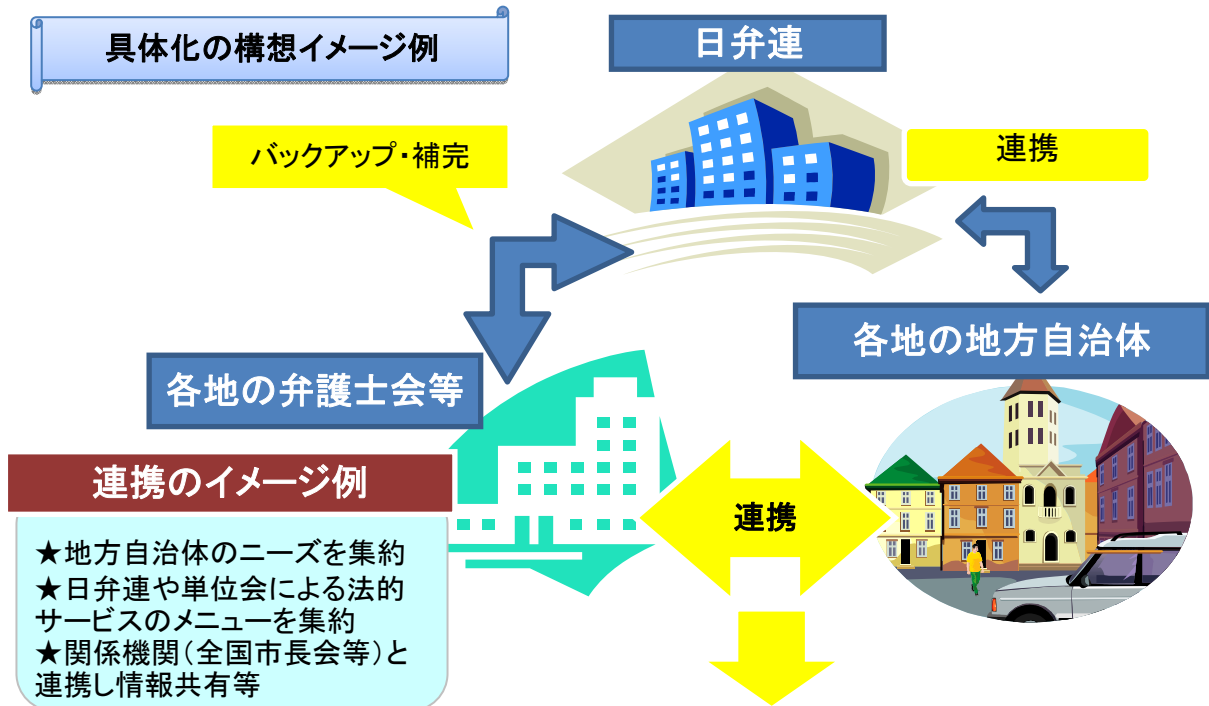
中長期的な到達目標

1. 弁護士一般の活動領域の拡充
 新しい、かつ具体的な弁護士の法的サービスを開拓、研究、実証、広報することによって、自治体の中に入らない弁護士の活動領域を拡充する
2. 自治体のニーズに対応する弁護士(人材)の養成
 具体的な自治体のニーズ等を蓄積することを通じて、それに対応する弁護士(人材)を養成する
3. 任期付公務員の拡充
 1、2を通じて、任期付公務員の任用を促進、拡充する

全国版行政連携構想(案)

事業の概要

地方自治体の法的ニーズに対応し、法的サービスを提供する広報、情報提供、研修、弁護士と自治体のマッチング等を行う体制を、全国的に整備することを検討する



当面期待される効果

1. 弁護士会、弁護士による法的サービスの広報、情報提供
2. 自治体のニーズ等に関する情報の蓄積
3. 自治体のニーズに対応する法的サービスの提供促進
4. 弁護士会、弁護士と自治体とのマッチング促進

中長期的な到達目標

1. 弁護士一般の活動領域の拡充

センターによる広報、情報提供、マッチングを通じて、自治体の中に入らない弁護士の活動領域を拡充する

2. 自治体のニーズに対応する弁護士(人材)の養成

自治体のニーズ等を蓄積することを通じて、それに対応する弁護士(人材)を養成する

3. 任期付公務員の拡充

1、2を通じて、任期付公務員の任用を促進、拡充する

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（第2回）における
意見の概要

平成25年11月8日

明石市長 泉 房穂

第1 司法改革の理念の再確認

1 国民のための司法

弁護士目線の“小さな司法”から、国民目線の“大きな司法”へ

（司法を、遠くの高嶺の花ではなく、日本全国どこに住んでいても、
お金がなくても、国民誰もが少し手をのばせば届く身近なものに）

2 国民のための法曹

知識偏重の“狭い法曹”から、社会に目を向けた“広い法曹”へ

（変化していく社会のニーズに応えられる多様性のある法曹の養成）

第2 法曹有資格者の活用分野と課題（地方自治体の場合）

1 具体的な活用分野 *別紙「明石市における弁護士職員の活用分野」参照
法務分野のみならず、幅広い分野での活用が可能かつ有用

- ①市民向け法律相談（市民の顧問弁護士の役割）
- ②福祉等との連携による総合的支援
- ③職員向け法律相談（職員の顧問弁護士の役割）
- ④職員の能力向上
- ⑤コンプライアンス施策
- ⑥法規等のチェック（狭義の法務分野）
- ⑦訴訟対応
- ⑧債権管理・回収
- ⑨条例や政策の立案
- ⑩その他（市民向けセミナーの講師など）

2 検討課題

(1) 地方自治体で活躍できる専門性を有した法曹の養成

- ①法科大学院での養成（行政関連科目や福祉関連科目の履修など）
- ②司法修習での養成（自治体や福祉施設でのインターンなど）
- ③司法修習後の養成（養成担当法律事務所での受け入れなど）

(2) 地方自治体における採用を促進する方策の実施

- ①自治体との連携強化（自治体政策支援プロジェクトの実施など）
- ②マッチングの支援（行政連携センターの開設など）
- ③周辺環境の整備（弁護士会の会費や研修の免除猶予など）

第3 活動領域の拡大に関する国民的議論の必要性

- 1 広報活動の充実化（ホームページや広報誌の積極活用など）
- 2 市民フォーラムの開催（法務省と日弁連の共催で）
- 3 実態調査の実施（地方自治体の首長へのアンケートなど）

明石市における弁護士職員の活用分野

1. 市民向け法律相談（市民の顧問弁護士の役割）
2. 福祉等との連携による総合的支援
3. 職員向け法律相談（職員の顧問弁護士の役割）
4. 職員の能力向上
5. コンプライアンス施策
6. 法規等のチェック（狭義の法務分野）
7. 訴訟対応
8. 債権管理・回収
9. 条例や政策の立案
10. その他

1. 市民向け法律相談（市民の顧問弁護士の役割）

明石市では、従来から、市役所本庁舎において兵庫県弁護士会所属の弁護士による市民向けの法律相談を実施していました。

これに加えて、平成24年度から、市内各地の市民センター、コミュニティセンター等において、弁護士職員による市民向け法律相談を開始しました（出張法律相談）。

さらに、弁護士職員が病気等の理由で外出が困難な市民の枕元まで訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護等の各種行政サービスにもつなぐ取り組みを開始しました（訪問法律相談）。

なお、弁護士職員は職務専念義務があり事件の受任ができないため、代理人の選任が必要であると判断した相談案件については、弁護士会や法テラスの窓口を紹介しています。

2. 福祉等との連携による総合的支援

明石市では、平成25年度から、社会福祉士及び臨床心理士の資格を有する専門職職員を採用しました。

いじめ対策、虐待防止、成年後見などの分野（高齢者・障害者・児童関連）に関する相談で、法的なアドバイス以外の支援が必要と判断される場合には、専門職職員や関連部署の一般行政職員と連携することにより、総合的な支援を実施しています。

特に近時深刻化している「いじめ問題」については、教育委員会に設けられている窓口とは別に、市長部局に「いじめ総合相談窓口」を開設し、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を持つ専門職職員や教員OB職員が対応する体制をとっています。

また、訪問法律相談で他の専門職職員の関与が必要であると判断した場合、他の専門職職員とチームを組み、市民の自宅や病院の枕元等を訪問し、総合的な相談援助を行う取り組みを実施しています。

3. 職員向け法律相談（職員の顧問弁護士の役割）

明石市の弁護士職員は、庁内各部署から寄せられる業務に関する相談のほか、消費生活相談員が担当している市民からの相談への回答等に関する助言も行っています。

弁護士職員が採用されるまでは、顧問弁護士が庁内各部署の業務上の法律相談を担当していましたが、顧問弁護士への法律相談をする際の内部手続きが煩雑であることや、顧問弁護士との日程調整が必要となること等の事情により、迅速なアドバイスが得られない、軽易と思われる案件について相談をしにくいなどの問題点が指摘されていました。

弁護士職員は、職員が業務上抱える法的問題について、気軽に相談を受け、かつ迅速に対応することで、業務の適法性を確保するほか、不適切な初動対応の未然防止を図っています。

平成24年度は333件の相談があり、平成25年度は上半期（9月末まで）だけで246件の相談がありました。

4. 職員の能力向上

明石市の弁護士職員は、庁内の法律相談や日常業務でのかかわりを通じて、一般行政職員の法務能力の向上に努めています。

また、職員向けに、「自治体法務」、「法令実務」等をテーマに研修を実施しています。平成25年度では、「自治体法務検定」を題材とする特別研修を実施し、研修受講生29名の平均点は全国平均を50点上回り（1000点満点）、うち2名は全国で8名しかいない「プラチナクラス」（9割以上の得点）に認定されました（全国2位および7位）。

5. コンプライアンス施策

明石市では、コンプライアンス担当係に弁護士職員を配置しています。コンプライアンス担当の弁護士職員は、コンプライアンス指針やチェックシステムの作成等、市役所組織におけるコンプライアンス体制の構築を図る業務に従事しています。

また、大規模な手当不正受給事件では、外部調査委員会の指示のもと、コンプライアンス担当の弁護士職員が、膨大な資料の精査や多数の職員に対する事情聴取等の調査補助業務を行いました。その結果、調査以前に知られていなかった不正の手口が判明したほか、新たに不正受給していた職員を認定することや手当不正受給の背景を明らかにすることができました。

6. 法規等のチェック（狭義の法務分野）

明石市では、法務課に弁護士職員を配置しています。弁護士職員は、法務課において、各部署から提案される条例・規則・要綱等の内容を精査し、条文を起案するなどの法規事務に従事しています。

7. 訴訟対応

明石市では、弁護士職員が、市を相手方とする訴訟・調停案件について、可能な限り市側の代理人として訴訟活動を行っています。また、専門性の高い案件につき外部弁護士に委任している案件については、原課との橋渡し役として訴訟・調停等の対応に当たっています。

平成24年度以降に申し立てられた案件については、保険で対応できるものを除き、全て弁護士職員が代理人として対応しています。

8. 債権管理・回収

明石市の弁護士職員が、債権管理課と連携しながら、支払督促の申立て、担保権実行による不動産競売申立てなど市が申立側となる案件について、代理人として処理しています。

また、市営住宅の明渡案件では、弁護士職員が、市の代理人として、賃料を滞納している利用者に対する明渡訴訟を行っています。弁護士職員が内容証明郵便を送付しただけで、長期滞納案件が迅速に解決した例もあります。

9. 条例や政策の立案

明石市では、弁護士職員が、新規に展開される施策について、担当部署との協議に参加し、法的側面から支援しています。

特に、犯罪被害者に対する賠償金の立替制度等を規定する犯罪被害者支援条例の改正案や、障害者に対する差別を解消することを目的とする条例案については、弁護士職員が中心となって検討しています。

10. その他

① 市民向けセミナー等の講師

消費者問題や相続等の身近な法律問題について、弁護士職員が、市民向けのセミナー講師を担当しています（平成24年度は6回実施）。

② オンブズマン関連業務

オンブズマン担当の弁護士職員が、市民からの問い合わせへの対応、面談・調査記録等の作成、関係機関との折衝等の業務を担っています。

③ クレーム対応

不当要求の疑いのある事案やハードクレーム事案等については、弁護士職員が直接クレーム対応にあたっています。

④ 議会対応業務

管理職の役職についている弁護士職員は、常任委員会に出席して必要な事項の説明を実施し、理事者側の資料作成等の議会対応にも従事しています。

⑤ 福利厚生としての職員法律相談

職員が安心して仕事に取り組めるよう、弁護士職員が、職員の個人的な法律問題について、業務として法律相談を実施しています。

以上

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注①②

(2013年12月2日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／	
		うち任期付き※注③	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
合計		9	4
特別区人事・厚生事務組合 (東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
田原本町(奈良県)	総務部契約検査課	1	0
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課	1	1
明石市(兵庫県)	政策部市民相談課	2	2
	総務部総務課(コンプライアンス担当)	1	1
	総務部法務課	1	1
合計		4	4
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
沼田市(群馬県)	総務部総務課文書法制係	1	0
宮崎県	総務部行政経営課	1	0
福山市(広島県)	企画総務局総務部総務課	1	1
東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
阿南市(徳島県)	企画部法令室	1	1
小松島市(徳島県)	総務課政策法務室	1	1
南さつま市(鹿児島県)	総務企画部総務課文書法制係	1	1
富谷町(宮城県)	総務部総務課	1	1
銚子市(千葉県)	総務市民部総務課	1	1
国立市(東京都)	政策経営部	1	1
豊田市(愛知県)	総務部法務課	2	2
山口県	総務部学事文書課	1	1
石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
京都市(京都府)	監査事務局	1	0
相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
高槻市(大阪府)	法務課	1	1
大阪市(大阪府)	行政委員会事務局監査部監査課	1	1
大阪狭山市(大阪府)	総務部庶務グループ	1	1
寝屋川市(大阪府)	総務部総務課	1	1
糸島市(福岡県)	総務部総務課	1	1
新潟県	法務文書課	1	1
浪江町(福島県)	産業・賠償対策課(法務担当)	1	1
気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
山田町(岩手県)	用地課	1	1
三重県	総務部法務・文書課	1	1
弘前市(青森県)	法務契約課	1	1
神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
総計		61	47

【注】※注①. 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の数
 ※注②. 内訳は、弁護士登録者(37名)、採用に伴う登録取消者(13名)及び司法修習終了後の未登録者(11名)である。
 ※注③. 人数覧の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

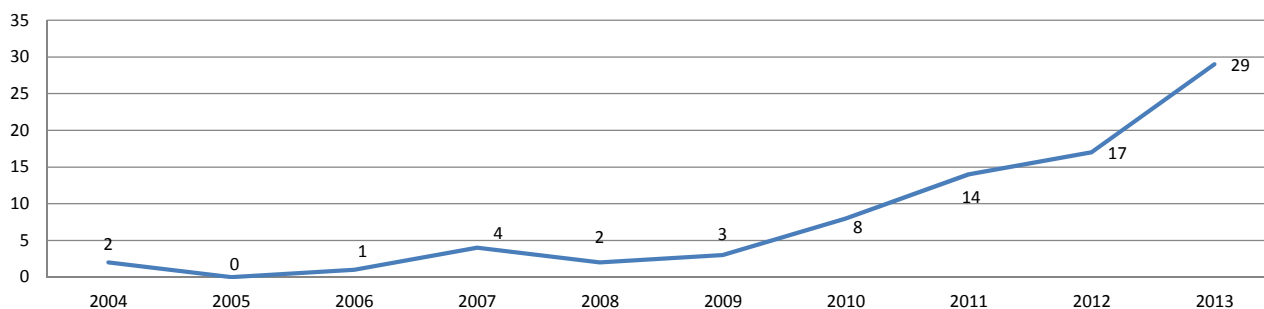
地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

(2013年12月2日現在 日弁連調べ)

年度	地方公共団体名・人数(人)	
2004	・東京都:2	2
2005		0
2006	・逗子市:1	1
2007	・東京都:2 ・兵庫県:1 ・岡山市:1	4
2008	・特別区人事・厚生事務組合:1 ・大阪市:1	2
2009	・東京都:2 ・名張市:1	3
2010	・東京都:2 ・特別区人事・厚生事務組合:2 ・町田市:1 ・神奈川県:2 ・河内長野市:1	8
2011	・東京都:2 ・流山市:1 ・名張市:1 ・松原市:1 ・名古屋市:1 ・福岡市:1 ・厚木市:1 ・栃木市:1 ・多気町:1 ・兵庫県:1 ・和歌山県:1 ・古賀市:1 ・宮崎県:1	14
2012	・東京都:3 ・特別区人事・厚生事務組合:1 ・千葉県:1 ・明石市:5 ・田原本町:1 ・南伊勢町:1 ・富山市:1 ・和歌山市:1 ・岩手県:1 ・宮城県:1 ・沼田市:1	17
2013	・東京都:1 ・京都府:1 ・福山市:1 ・小松島市:1 ・東松島市:1 ・阿南市:1 ・名張市:1 ・南さつま市:1 ・大阪狭山市:1 ・銚子市:1 ・高槻市:1 ・大阪市:1 ・国立市:1 ・豊田市:2 ・富谷町:1 ・町田市:1 ・山口県:1 ・石巻市:1 ・相馬市:1 ・新潟県:1 ・寝屋川市:1 ・糸島市:1 ・浪江町:1 ・気仙沼市:1 ・山田町:1 ・三重県:1 ・弘前市:1 ・神奈川県:1	29

【注】※注①. 各年度における採用人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移



地方公共団体における法曹有資格者の今後の採用予定※注

(2013年12月2日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
北九州市(福岡県)	2014年1月1日1名採用予定(任期付)
鹿児島市(鹿児島県)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
春日井市(愛知県)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
鳥取県	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
多摩市(東京都)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
茨木市(大阪府)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
福山市(広島県)	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
福島県	2014年4月1日1名採用予定(任期付)
松阪市(三重県)	2014年4月1日2名採用予定(任期付)

【注】※ ひまわり求人求職ナビ等による日弁連を通じての募集状況。

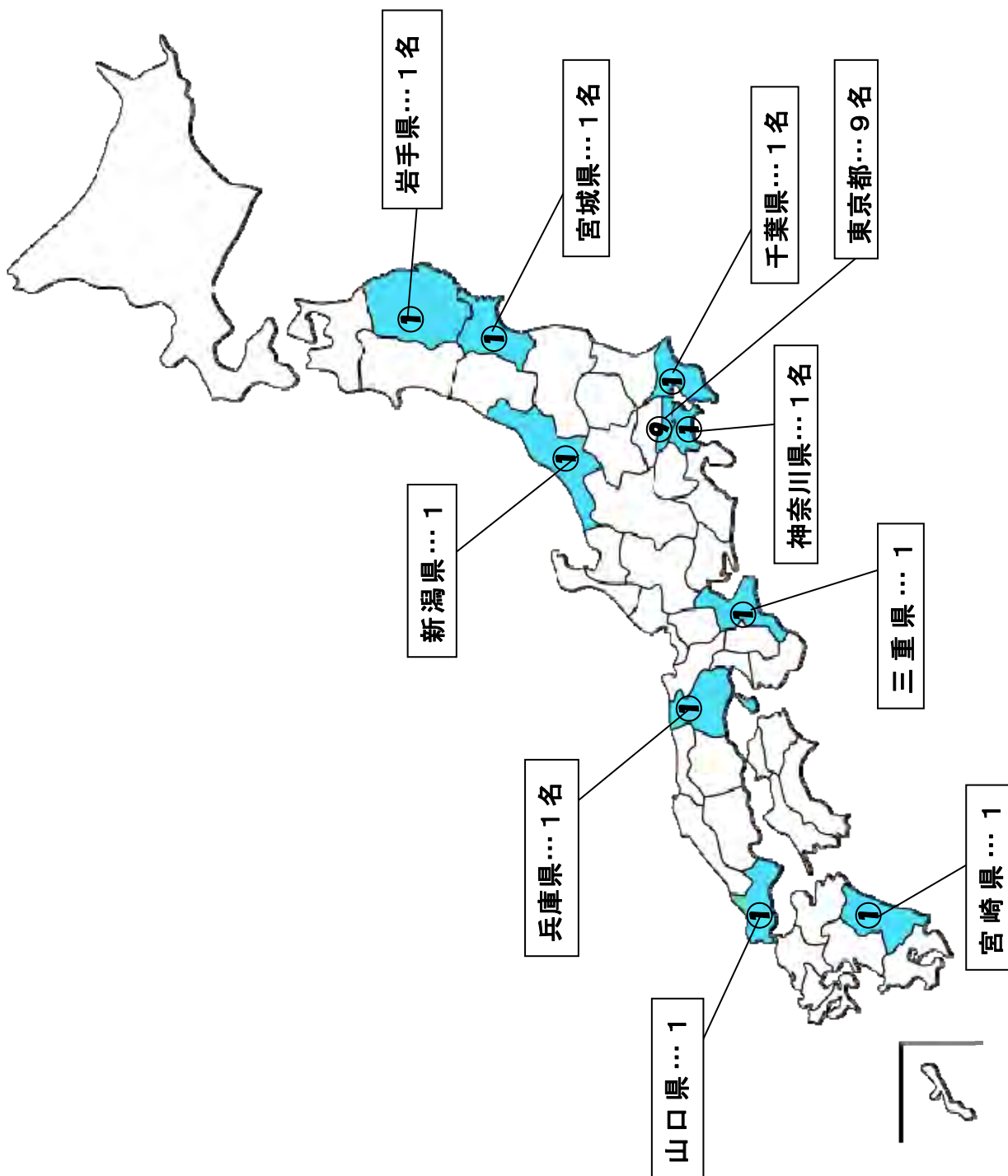
地方公共団体における法曹有資格者の任期付職員以外の採用情報※注

(2013年12月2日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
池田市(大阪府)	2012年4月1日2名採用(任期付短時間勤務職員, 3年, 債権回収センターに配属)
大津市(滋賀県)	2013年4月1日1名採用(市民部いじめ対策推進室)

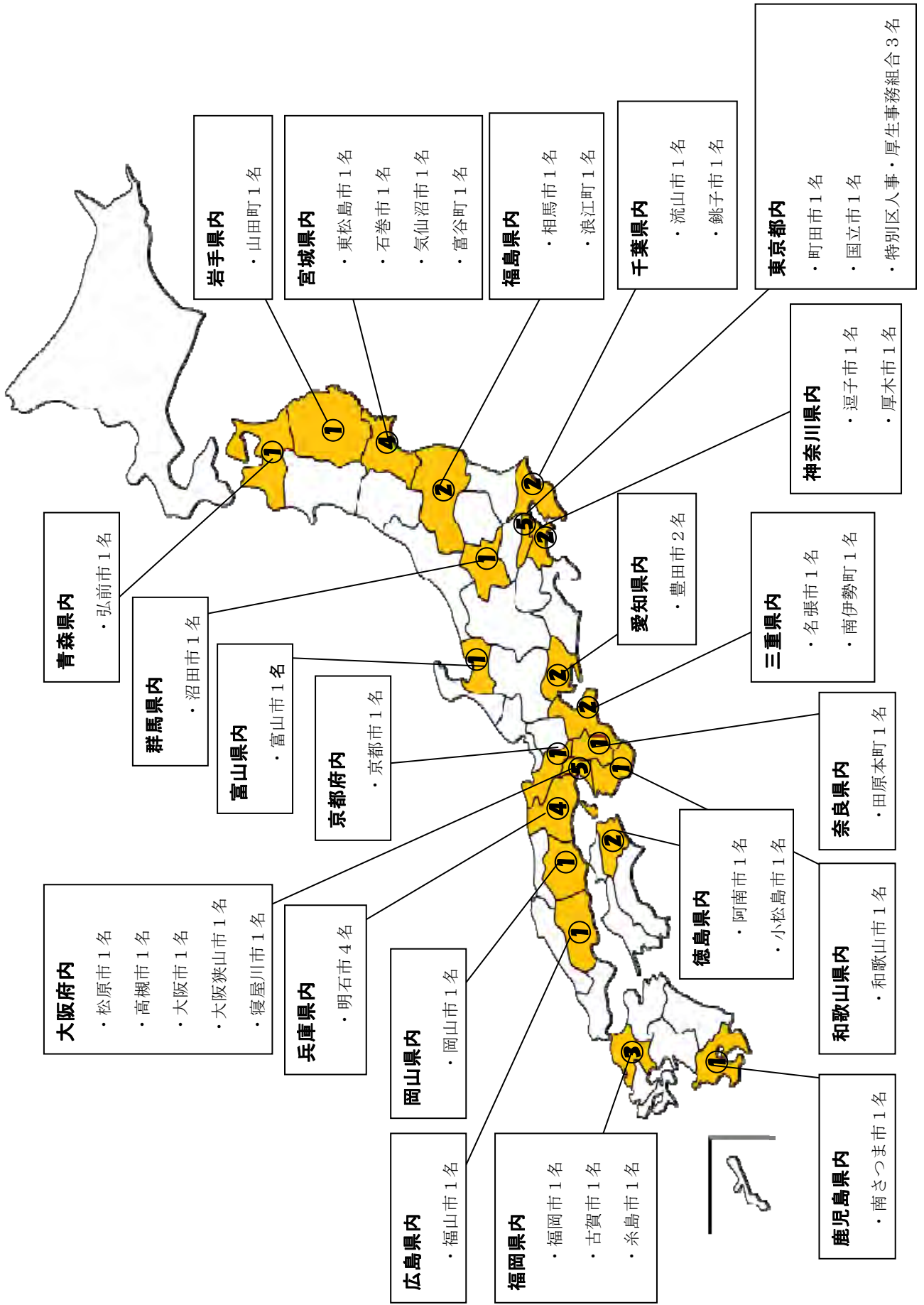
法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2013年12月現在、日弁連調べ ※10都県において18名在籍(うち11名任期付職員))



法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2013年12月現在、日弁連調べ ※37市区町村(一部事務組合含む)において43名在籍(うち36名任期付職員))



条例制定支援プロジェクトの実施について

平成 25 年 11 月

【実施概要及び目的】

具体的な政策を対象として、モデル自治体において、弁護士チームによる条例制定の支援を行う。自治体の政策形成のコアというべき条例制定に対する支援による具体的成果を示すことによって、地方分権の一層の進展を図るとともに、地方行政における弁護士の活用の有用性についての理解を高める。

【対象とする政策課題とモデル自治体の選定の方法】

1 既に弁護士が条例制定に関わっている政策分野の全国展開

自治体の条例制定に関しては、既に東京弁護士会による債権管理条例の制定支援（江戸川区など）や再エネ事業を支援する法律実務の会による再生可能エネルギー導入条例の制定支援などが行われており、大きな成果を挙げているところである。これらの分野に関し関心を持つ自治体のニーズは高く、弁護士チームによる支援の広がりが期待できる。

2 弁護士の支援が効果的と考えられる分野を対象とした、自治体への働きかけ

弁護士は、法的判断力のもとより、紛争処理能力に起因するリスクマネジメント能力及び訴訟遂行に起因する情報処理能力や政策分析能力に秀でている。これらの能力を活用して、既存の条例の評価・検証を行い、条例の見直し・改善を図る取り組み（効果の上がない条例の実効性向上や社会の変化に対応した見直しなど）や住民の権利保障の観点からの条例制定（環境権、こどもの人権、交通権に関する条例など）などへの支援は、弁護士の得意分野と考えられる。また、地方議会事務局を法務の面からサポートして地方議員提案の政策条例の制定支援を行うことも重要である。

例えば、法律の想定していない事態への対処（東日本大震災など）、法令以外の法定受託事務の事務処理基準や様々な通知等によって地域の課題解決へ支障が生じていることへの対処、一体的な事務処理が必要であるにも関わらず自治体への権限移譲が一部しか行われていないことによって支障が生じていることへの対処（地区計画と建築基準法等）などへの支援が考えられる。このような分野については、広く全国に呼びかけて弁護士の支援が可能であることを案内することが考えられる。

3 近年、自治体において解決を迫られている政策課題を対象として、当該課題を抱える自治体への働きかけ

昭和40年代、50年代などと比較して、近年は自治体の独自条例の制定への取り組みが活発とは必ずしも言えない状態にあるが、解決を迫られている課題は山積している。例えば、空き家対策、ごみ屋敷問題、水源保全対策、放置自転車対策などについては、一部の自治体において条例制定への積極的取り組みが行われているが、試行錯誤の状況も見られる。

また、自治体は、総合行政主体として、縦割り行政の総合化(関係行政分野間の調整ルールや手続の規定など)を図ることによって地域課題に取り組むことが出来る存在であるが、縦割りの発想に留まっている事例も多い。まちづくり条例、福祉のまちづくり条例、さらには横断的な行政課題についての基本条例(防災基本条例、指定管理者基本条例など)への取り組みを積極的に行っていくことが求められている。

以上のような政策課題については、当該課題について関心を有する自治体に働きかけをすることが考えられる。

【実施に当たっての検討事項】

1 弁護士チームの構成

当該専門分野に関して知見を有する弁護士によってチーム編成を行う必要があるが、日弁連としての取り組みであることを明確に位置づける必要がある。また、日弁連関連委員会及び各単位会などとの関わりをどのようにするか検討する必要がある。

2 地方自治関係団体との連携

全国の自治体に呼びかけを行うに際して、全国の自治体組織(知事会、市長会、町村会など)との連携を図りながら行うことについて検討する必要がある。

3 対外的な広報活動

説明会、意見交換会などの広報活動を通じて、条例制定支援についての周知及び理解を促進する必要があるが、その方策について検討する必要がある。

大津「いじめの防止に関する行動計画」策定をめぐる支援について

一、「いじめの防止に関する行動計画」

大津市子どものいじめの防止に関する条例第9条の規定に基づき、条例の基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画を策定する。なお、本行動計画は、いじめ防止対策推進法に基づく「地方いじめ防止基本方針」と位置づけて策定する。

二、行動計画策定の体制と進捗状況

行動計画の策定作業は、市長の付属機関である「行動計画策定アドバイザー会議」から専門的助言を得つつ、先駆的事例などの調査をコンサルタント業者に委託して行い、進める。アドバイザー会議は、月1回開催されており、既に第6回の会議まで終了している。

三、大津市のニーズ

- 1) 条例の執行状況を踏まえつつ、弁護士という立場から、理念的及び法的な観点を踏まえた側面の助言をもらいたい
- 2) 策定期間は半年の予定であったが、本年度内に様々な関係者の意見を反映した実り多いものを策定したい。そのために必要な範囲で、適宜適切な助言をもらいたい

四、大津のニーズに対応する具体的施策

- 1) 大津への支援に関心をもつ弁護士有志を集め、7～8名程のチームをつくり、事実上、作業の段取り等の検討に入る
- 2) 上記チームの活動を、日弁連法務研究財団の研究事業に位置付ける（以下「本研究事業」）

五、研究体制（メンバー）

幸田雅治弁護士他、自治体の仕事に経験・関心のある弁護士数名
 子どもの問題に経験・関心のある弁護士数名

六、これまでの経緯と今後の予定（概要）

- ・ 9月後半 本研究事業の研究メンバー選定、日弁連法務研究財団の研究事業として申請準備等
- ・ 10月11日 大津市長をまじえ（電話会議）、コンサルタント業者と 打ち合わせ
- ・ 10月28日 研究メンバーにて打ち合わせ、作業案、工程案を議論
- ・ 11月7日 日弁連法務研究財団において研究事業として承認
- ・ 11月14日 大津市長、コンサルタント業者と打ち合わせ（作業工程案等を確認）
- ・ 11月22日 研究メンバー、大津訪問（大津市及びアドバイザー会議メンバーの弁護士等と打ち合わせ）
- ・ 11月末日 コンサルタント業者から、教育委員会の意見等を踏まえた、行動計画修正案の提示（予定）
- ・ 12月中旬 研究メンバーが、同修正案に最終意見を付し、大津市に提言（予定）
- ・ 年明け 行動計画、パブリックコメントへ（予定）

以上

10月11日 弁護士会館における大津市との電話会議風景



11月22日 大津市庁舎及び同庁舎における会議風景



行政連携センター（仮称）設置に向けたスケジュール（案）

準備会の設置

2013年11月以降（事実上設置済み）

既存の委員会（若手法曹センター）
の部会を事実上の準備会と位置付け、
新組織の設置と事業内容についておお
よそ2週間に1度のペースで会議を開催。

準備会における継続的な検討

2013年12月～2014年1月

日弁連会内手続

各弁護士会に対する事実上の情報提供

2014年2月～3月

日弁連理事会での審議

設置

2014年3月予定

日弁連業1第327号
2013年（平成25年）11月14日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
事務総長 荒 中
(公印省略)

地方自治体等との連携活動に関する情報提供について（依頼）

当連合会では、弁護士をはじめとする法曹有資格者が社会のニーズに積極的に対応し、国・地方自治体などの公的機関を含む様々な分野で、これまで以上に幅広く活躍するという司法制度改革の理念を実現するため、かねてより様々な改革・施策に取り組んでいます。

本年6月26日法曹養成制度検討会議のとりまとめを受け、本年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議及び本年9月17日閣議決定により、法曹養成制度改革推進会議及び同会議の下に法曹養成制度改革顧問会議が開催されることとなりました。また上記に基づき設置された、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の下に「国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会」が置かれ、同分科会は法務省及び日弁連が共催で運営しており、このような動きは行政との連携活動及び領域拡大の好機と考えております。

各弁護士会におかれては、地方自治体等が主催する市民向け法律相談への対応や各種審議会・委員会等の委員の推薦のほか、会内の各種委員会活動等を通じて、地方自治体等と連携しながら、高齢者・障害者問題、消費者問題など多様な分野における問題に鋭意取り組んでこられたところであり、このような地方自治体等との連携活動に多くの弁護士が関与することは、今後弁護士と地方自治体等との相互理解を深め、地方自治体等を内外からサポートする人材の裾野を広げていくうえでも極めて重要なことと考えております。しかし、全国的に見ればその連携機能が十全に発揮されているとまでは言い難い状況にあります。

そこで当連合会では、各弁護士会におけるより幅広い分野・手法での地方自治体等との連携活動を積極的に支援し、これをさらに進化させていくことを目的として、全国の弁護士会等における当該連携の取り組み状況を詳細に把握するための実態調査を実施することにしました。御提供いただく情報については、これを当連合会

にて取り纏め、全ての弁護士会に還元するとともに、さらなる取組の強化を図るための検討材料として活用させていただく予定です。

つきましては、御多忙とは存じますが、上記趣旨を御理解のうえ、貴会（貴会の会員で構成する会内の研究部等の任意団体を含みます。）において取り組んでおられる地方自治体等との連携活動に関する情報を、可能な限り網羅的に集約し、下記の要領に沿って御記入頂きたくお願いいたします。なお、御回答はFAX（03-3580-2866）及びメール（yonahaa@nichibenren.or.jp）にて2013年1月20日（金）までに御返信いただきたくお願い申し上げます。

なお、御回答いただいた内容は、法務省ホームページ内『法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会ページ』にて、同分科会における議事録要旨とともに原則として公表される可能性がありますので御留意ください。

【回答要領】

回答票は2種類用意しております。

回答票1は委員会等個別対応をしている場合、回答票2は弁護士会としての取組がある場合を想定しておりますので、双方について以下の要領で御回答ください。

<<回答票1>>活動母体となる委員会／支部／研究部等別の回答票

添付1の対象となる分野毎に以下の点について御回答ください。

- ①種別／事業・活動名
- ②活動内容
- ③連携実績のある主な地方自治体等の名称又はその概数
- ④実施状況（実施済み／計画中の別）

<<回答票2>>弁護士会回答票

弁護士会として、以下の点について御回答ください。

- ①弁護士会と地方自治体との連携活動を推進するための貴会における特別な取り組み（地方自治体等との連携を推進することを目的とした会内組織の設置、地方自治体等からのアクセスを容易にするための、パンフレット・弁護士会ホームページ等による地方自治体等向けの広報活動、地方自治体等からの問い合わせ窓口の設置など）
- ②今後地方自治体等との連携をさらに推進するための貴会の取り組みの予定、課題等

【添付資料】

- 添付 1 : 地方自治体等との連携に関する対象分野の区分け (参考例)
- 添付 2 : 回答票 1 (委員会等別回答票)
- 添付 3 : 回答票 2 (弁護士会回答票)

【参考資料】

- 1 : 「行政連携のお品書き」(大阪弁護士会 行政連携センター)
- 2 : 「行政連携のお品書き」(福岡県弁護士会)
- 3 : パンフレット「法曹有資格者を職員としてより身近に活用してみませんか！
～日弁連は地方公共団体における法曹有資格者の職員任用をサポートします～」(日本弁護士連合会)
- 4 : 法曹養成制度の検討体制 (平成 25 年 10 月 11 日開催法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会第 1 回配付資料)

【お問い合わせ】

日本弁護士連合会業務部業務第一課 與那覇 (よなは)
TEL : 03-3580-9963 / FAX : 03-3580-2866
E-mail: yonanaa@nichibenren.or.jp

地方自治体等との連携に関する対象分野の区分け（参考例）

・ 全分野共通

(例)

- ・ 地方自治体等が主催する市民向け一般法律相談の相談員の推薦・派遣等
- ・ 地方自治体等の審議会・委員会等の委員の推薦・派遣等
- ・ コンプライアンス
- ・ 外部監査
- ・ 民事介入暴力（行政対象暴力を含む）
- ・ 自治体債権管理回収
- ・ 災害対策・避難者支援
- ・ 任期付職員等の任用支援
- ・ 高齢者・障害者問題
- ・ 消費者問題
- ・ 学校問題
- ・ こどもの権利（児童虐待等）
- ・ 女性の権利
- ・ DV問題
- ・ 多重債務者救済
- ・ 犯罪被害者支援
- ・ 交通事故
- ・ 自死問題
- ・ 労働問題
- ・ 個人情報保護
- ・ 中小企業支援
- ・ 法教育
- ・ その他

回答票1(委員会等別回答票)

弁護士会名	弁護士会
委員会等名称(※1)	
回答担当者名	
役職	
連絡先電話番号	

分野等(※2)	種別/事業名・活動名等(※3)	具体的な活動内容	連携実績のある主な地方自治体等の名称又はその概数(※4)	実施状況
<記入例> 高齢者・障害者問題	講師派遣/ 自治体職員を対象とした高齢者・障害者問題に関する研修	高齢者・障害者の権利保護や成年後見制度や介護事故、虐待などを研修テーマとして扱い、自治体職員への啓発活動を行う。	2自治体 〇〇県〇〇市, 〇〇県〇〇町	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 計画中
				<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 計画中
				<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 計画中
				<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 計画中
				<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 計画中
				<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 計画中

※1 活動母体となる委員会/支部/研究部等の名称を御記入ください。

※2 全分野共通、コンプライアンス、外部監査、民事介入暴力(行政対象暴力を含む)、自治体債権管理回収、災害対策・避難者支援、任期付公務員の任用支援、高齢者・障害者問題、消費者問題、学校問題、こどもの権利(児童虐待等)、女性の権利(DV問題、多重債務者救済、犯罪被害者支援、交通事故、自死問題、労働問題、個人情報保護、中小企業支援、法教育など該当する分野を御記入ください。

※3 平成24年度～平成25年に実施済み又は実施を計画している具体的な事業名・活動名等(推薦、弁護士紹介、講師派遣、法律相談、共同事例研究等)を御記入ください

※4 公表することを予定しておりますので、差し支えのある名称は匿名でお願いします。

回答票2(弁護士会回答票)

弁護士会名	弁護士会
回答担当者名	
役職	
連絡先電話番号	

弁護士会と地方自治体との連携活動を推進するための貴会における特別な取り組み(地方自治体等との連携を推進することを目的とした会内組織の設置、地方自治体等からのアクセスを容易にするための、パンフレット・弁護士会ホームページ等による地方自治体等向けの広報活動、地方自治体等からの問い合わせ窓口の設置など)

今後地方自治体等との連携をさらに推進するための貴会の取り組みの予定、課題等

第18回日本弁護士連合会 弁護士業務改革シンポジウム

第1分科会
アンケート分析結果について

アンケートの概要

実施時期 平成25年7月
対象 兵庫県内の県及び市町(42団体)
総務部門
事業部門
福祉・民生部門
土木部門
公営住宅部門
病院部門
学校教育部門

アンケート回答状況①

(総務部門)

自治体種別	回答数	全体	回答率
1 都道府県	1	1	100%
2 県庁所在市	1		
3 2以外の政令指定都市	0		
4 2以外の中核市	3	29	62.1%
5 2以外の特例市	3		
6 2ないし5以外の市	12		
7 町	6	12	50.0%
合計	26	42	61.9%

アンケート回答状況②

(事業部門)

区 分	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
1 都道府県	0	0	0	0	0
2 県庁所在市	3	4	1	0	1
3 2以外の政令指定都市	0	0	0	0	0
4 2以外の中核市	2	3	2	1	2
5 2以外の特例市	3	3	3	2	3
6 2ないし5以外の市	10	9	9	5	10
7 その他の町村	6	6	6	1	6
合計	24	25	21	9	22

地方公共団体の係争案件の状況

	回答数	合計件数	最大	最少
行政訴訟事件	16	130	59	1
民事訴訟事件	12	292	187	1
民事調停事件	8	13	5	1
支払督促申立事件	4	26	20	1
家事審判申立事件	3	8	5	1
住民監査請求	8	40	9	1
異議申立て	8	24	8	1
上級庁への審査請求	6	43	30	1

(注) 国家賠償事件は、行政訴訟事件に含めて算定

顧問弁護士の委嘱状況

(総務部門)

	団体数
委嘱している	23(88%)
委嘱していない	3(12%)

(事業部門)

	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
委嘱している	16	19	17	7	15
委嘱していない	6	3	3	2	6
委嘱しているかわからない	2	3	1	0	1
合計	24	25	21	9	22

顧問弁護士へのアクセス



■ 相談及び依頼のいずれも総務部門を通じて申し込んでいる
 ■ 依頼については総務部門を通じて申し込み、相談については総務部門以外の所管部門が直接申し込んでいる
 ■ 相談については総務部門を通じて申し込み、依頼については総務部門以外の所管部門が直接申し込んでいる
 ■ 案件により、相談及び依頼の方法は異なる
 ■ 相談及び依頼のいずれも総務部門以外の所管部門が直接申し込んでいる
 ■ その他
 ■ 無回答

顧問弁護士への相談

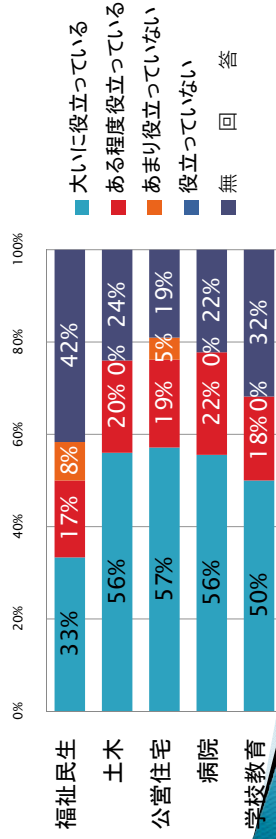
	総務部門	合計	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するもの	22	39	7	10	9	5	8
個別行政分野における業務執行上のもの	18	19	4	4	6	1	4
自治体権限の管理回収分野に関するもの	16	21	5	4	9	1	2
苦情処理対応に関するもの	14	20	4	5	2	4	5
裁判外紛争(上記2~4を除く)に関するもの	14	13	1	3	2	4	3
行政不服申立に関するもの	10	11	1	5	2	0	3
契約書に関するもの	10	4	1	2	0	0	1
政策形成段階におけるもの	5	0	0	0	0	0	0
条例等の立案過程におけるもの	4	2	0	1	0	1	0
自部門では特に相談していない(事業部門のみ)		11	4	2	4	0	1

顧問弁護士の有用性

(総務部門)

大いに役立っている	20
ある程度役立っている	3
その他	0

(事業部門)



今後顧問に期待する業務等

(総務部門)

業務類型	回答数
自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人	20
個別行政分野における業務執行上の法律相談	16
自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人	13
裁判外紛争(特定分野を除く)に関する法律相談及び代理人	12
行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック	12

※複数回答

今後顧問に期待する業務等

(事業部門・上位5分野)

	合計	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人	68	14	19	14	6	15
自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人	40	12	7	14	3	4
苦情処理対応の代理人	40	7	11	8	5	9
個別行政分野における業務執行上の法律相談	37	13	9	5	1	9
裁判外紛争(特定分野を除く)に関する法律相談及び代理人	30	9	10	4	4	3

※複数回答

顧問以外の弁護士との連携

(総務部門・上位5分野)

業務内容	回答数
特定分野における事件処理の依頼	15
自治体の部門レベル・現場レベルで職員向け法律相談担当弁護士を依頼	13
弁護士を審議会・委員会等の委員(長期固定化を避けるための定期交替を含む)に委嘱	12
各種研修会講師を弁護士に依頼	8
真自治体の職員として弁護士を任用	7
特定分野毎に自治体実務担当者とは弁護士会との共同研究会を開催	7

※ 特定分野:行政対象暴力・悪質クレーム対策、債権管理回収等

※ 複数回答

顧問以外の弁護士との連携

(事業部門・上位5分野)

	合計	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
特定分野における事件処理の依頼	53	14	10	15	7	7
自治体の部門レベル・現場レベルで職員向け法律相談担当弁護士を依頼	46	8	13	12	3	10
住民とのトラブルの仲裁人・調停人	43	11	11	8	6	7
特定分野毎に自治体実務担当者との弁護士会との共同研究会	36	17	4	2	3	10
各種研修会講師を弁護士に依頼	33	8	8	5	2	10

※ 特定分野とは、行政対象暴力・悪質クレーム対策、債権管理回収等をいう。
※ 複数回答

弁護士会による研修会講師派遣

(総務部門)

1 関心の有無

興味あり	興味なし	その他
15(58%)	6(23%)	5(19%)

2 関心のある分野(上位5分野)

分野	回答数
行政法(※1)	12
行政争訟(※2)	12
行政対象暴力・悪質クレーム対策	10
自治体債権の管理回収	9
学校関係(事故、不登校、いじめ、暴力、法教育、保護者クレームなど)	9

※1:憲法人権、地方自治法、公務員法、条例、情報公開、個人情報保護など
※2:行政争訟、住民訴訟、行政手続法、異議申立・審査請求、国家賠償など

弁護士会による研修講師派遣

(事業部門・上位5分野)

	合計	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
行政対象暴力・悪質クレーム対策	43	12	13	8	6	4
行政争訟(※)	38	11	18	4	1	4
福祉(高齢者、児童、生活保護、障害者、精神障害・精神医療、消費者問題等)	26	20	0	3	1	2
学校関係(事故、不登校、いじめ、暴力、法教育、保護者クレーム等)	22	1	0	1	0	20
自治体債権の管理回収	19	5	5	8	1	0

※行政争訟、住民訴訟、行政手続法、異議申立・審査請求、国家賠償など

弁護士会への研修に対する関心

(総務部門・上位5分野)

分野	回答数
行政法(※1)	17
行政争訟(※2)	17
地方行政(※3)	14
行政対象暴力・悪質クレーム対策	12
自治体債権の管理回収	9

※1:憲法人権、地方自治法、公務員法、条例、情報公開、個人情報保護など
※2:行政争訟、住民訴訟、行政手続法、異議申立・審査請求、国家賠償など
※3:地方分権、地方財政、入札・契約、補助金、自治体監査、内部通報など

弁護士会との研修に対する関心

(事業部門・上位5分野)

	合計	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
行政争訟(※2)	37	11	16	5	2	3
行政対象暴力・悪質クレーム対策	36	12	8	7	6	3
福祉(高齢者、児童、生活保護、障害者、精神障害・精神医療、消費者問題等)	27	21	0	4	1	1
学校関係(事故、不登校、いじめ、暴力、法教育、保護者クレーム等)	23	1	0	1	0	21
行政法(※1)	21	7	6	4	2	2

※1: 憲法人権、地方自治法、公務員法、条例、情報公開、個人情報保護など

※2行政争訟、住民訴訟、行政手続法、異議申立・審査請求、国家賠償など

※3: 地方分権、地方財政、入札・契約、補助金、自治体監査、内部通報など

弁護士会との連携について

1 関心の有無
(総務部門)

興味あり	興味なし	その他
15(58%)	6(23%)	5(19%)

(事業部門)

	合計	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
興味がある	73	19	17	17	7	13
興味がない	23	5	6	2	2	8
無回答	2	0	1	1	0	0
割合	74%	79%	71%	85%	78%	62%

弁護士会との連携について

(関心のある連携方法)

連携方法	総務部門	事業部門計	福祉民生	土木	公営住宅	病院	学校教育
自治体のニーズに対応する一元的な窓口を弁護士会に設置	14	44	12	8	9	3	12
弁護士会との連携に関する「メニューリスト」の提供	13	42	14	9	9	4	6
関係分野別に、気軽に懇談し、相互交流できる場の設置	5	28	7	6	8	2	5
弁護士会内研修と自治体内研修の相互乗り入れ	5	6	3	0	1	1	1
自治体向けメールマガジンの発行	4	21	7	7	2	3	2
分野別に共同事例研究の場を設ける	1	19	6	5	2	3	3

法曹有資格者である職員の採用の現状等

各自治体の現状

現状	回答数
現に在籍している	2
現在在籍していないが過去に在籍していたことがある	0
過去・現在とも在籍していないが、司法修習を修了していないものの、司法試験に合格した職員なら在籍している	1
過去・現在とも在籍しておらず、かつ司法試験に合格した職員も在籍していない	21
わからない	2

採用計画の有無・関心等	回答数
具体的な任用計画がある	1
具体的な計画はないが、現在検討中である	2
法曹有資格者の任用について関心はあるが、検討していない	15
そもそも法曹有資格者任用について関心がない	7

法曹有資格者職員に期待される業務

(総務部門・上位7分野)

業務内容	回答数
訟務	22
行政不服審査業務	15
原課からの日常的な法律相談への対応	14
公債権や私債権の管理・回収業務 例規業務	13
行政対象暴力や不当要求行為への対応	12
契約書の作成・チェック	11
職員のコンプライアンス全般	10

採用にあたって想定される消極意見

(総務部門)

意見内容	回答数
必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる	25
任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極的にならざるを得ない	17
法曹有資格者を採用することの必要性・有用性(期待できる成果・効果)について具体的に説明しにくい(あるいは、理解を得にくい)	8
任期付で法曹有資格者を採用した場合、かえって他の職員の意欲や能力が低下することが懸念される	7
募集したとしても、どれだけの応募があるのか不安がある	6
既存の職員を育成すれば足りる	4
弁護士に対して距離感あるいはマイナスイメージがあり、組織内に入っていくこと自体に違和感ないし不安がある	0

自治体向け説明会の内容として関心のあるもの

	回答数
任用された弁護士の話(※)	18
任用した自治体の配属先上長の話	15
任用した自治体の人事担当者の話	13
任用した自治体の首長の話	3
公務員任用に興味・関心を持つ法曹有資格者の話(※)	3
効果的な採用活動等に関する弁護士会の話(※)	2
特に聞いてみたい話はない	2
公務員任用に興味・関心を持つ司法修習生の話(※)	1
その他	3

※ 交流会を含む

アンケート分析まとめ①

1. 顧問弁護士の状況及びその有用性
2. ほとんどの地方公共団体で顧問弁護士を委嘱しており、その有用性については高く評価されている。
3. 顧問弁護士については、顧問弁護士以外の弁護士との連携について
4. 弁護士会との連携について
5. 法曹有資格者の登用について

アンケート分析まとめ②

1. 顧問弁護士以外の弁護士との連携について
2. 顧問弁護士以外の弁護士については、特定専門分野での相談のニーズの外、特に事業部門において住民対応等のニーズが存在する。

アンケート分析まとめ③

弁護士会との連携について

弁護士会との連携にあたっては、まず統一的な窓口の設置と広報、連携可能な業務のメニューを地方公共団体に示すことが求められている。

アンケート分析まとめ④

1. 法曹有資格者の任用について
2. 現状、法曹有資格者の任用は増えつつあり、関心も高まっている。
3. 法曹有資格者任用にあたっては、そのメリット・デメリットを把握し、弁護士会・地方公共団体双方が認識を共有する必要がある。

第5 アンケート分析について

1 アンケートの実施及び回答について

当会では、2013年6～7月に地方行政分野における法的ニーズ把握を目的として、兵庫県及び県内の市町村（29市12町）の合計42団体に対してアンケートの回答を依頼した。

アンケートは、総務部門と事業部門（福祉・民生部門，土木部門，公営住宅部門，病院部門及び学校教育部門の5部門）にそれぞれ回答を依頼する形式とした。

回答をいただくことができたのは、総務部門について26団体（62%）であり、事業部門については、福祉・民生部門が24団体，土木部門が25団体，公営住宅部門が21団体，病院部門が9団体，学校教育部門が22団体であった。回答をいただいた自治体の属性は、都道府県1団体，政令指定都市1団体，中核市3団体，特例市3団体，これら以外の市12団体，町村6団体であった。

結果については、下記2以降に述べるとおりであるが、事業部門へのアンケートは、総務部門の質問内容の一部であることから、以下に示す結果は原則として総務部門からの回答であり、事業部門からの回答に関してはこれに付記する形式となっている点に御留意いただきたい。

また、以下の回答におけるパーセントは、1パーセント未満について四捨五入をした概数であり、割合の合計が必ずしも100%に一致しないことをあらかじめお断りしておく。

2 係争案件の現状及び弁護士への依頼状況について

(1) 訴訟等について

総務部門において、2012年度（平成24年度）中に新規に提起された、あるいは申立てをした紛争案件、及びこのうち弁護士に依頼をした件数は、それぞれの類型について以下のとおりであった。

行政訴訟事件	16 団体，130 件（うち 107 件（82%）を依頼）
民事訴訟事件	12 団体，292 件（うち 132 件（45%）を依頼）
民事調停事件	8 団体，13 件（うち 6 件（46%）を依頼）
支払督促申立事件	4 団体，26 件（うち 3 件（12%）を依頼）
家事申立審判事件	3 団体，8 件（うち 2 件（25%）を依頼）
住民監査請求	8 団体，40 件（うち 4 件（10%）を依頼）
異議申立て	8 団体，24 件（うち 1 件（4%）を依頼）
審査請求	6 団体，43 件（うち 1 件（2%）を依頼）

このうち、民事訴訟については、特定の自治体に訴えが集中しているという事情があるが（2 団体がそれぞれ 187 件及び 82 件）、行政訴訟を含む訴訟事件については、多くの案件について弁護士に依頼していることが分かる。支払督促に関しては、申立てを実施した 4 団体のうち、3 団体については弁護士に依頼をせず、1 団体は全案件について依頼をしていた。これに対し、住民監査請求、異議申立

て及び審査請求については、弁護士の関与は多いとはいえないとの結果であった。

(2) 行政対象暴力、悪質なクレームについて

2012年度（平成24年度）中に新規に発生した行政対象暴力及び悪質なクレームとされるものは、6団体において77件との回答があり、このうち弁護士に依頼をした案件は、4団体で合計5件にとどまっている。

(3) 弁護士への相談状況について

係争案件のうち、弁護士に依頼あるいは相談した割合については、90%以上とする自治体が最も多いが（8件、31%）、0～25%であるとの回答も同程度存在し、自治体間にかなりのばらつきが見られた。

また、係争以外の案件について、外部の弁護士への年間相談件数について、回答のあった18団体中、件数の上位3団体は、それぞれ250件程度、100件程度、95件となっているが、40件未満とする自治体も多かった（13団体）これは、任期付公務員が受ける相談件数と比較すると、相当程度少ないものとなっているものと考えられる。

こうした相談状況の満足度について、係争案件及びそれ以外の案件に関しそれぞれ質問をしたところ、ほとんどの自治体から、「不都合を感じない」との回答がなされ（係争案件について20団体、それ以外の案件について21団体）、現状よりも増やすことを希望する回答は、係争案件についてはなし、それ以外の案件については2団体であった。

3 顧問弁護士の状況について

(1) 回答のあった自治体のうち、ほとんどの地方公共団体（23団体）において1名ないし3名の顧問弁護士を委嘱している。また、委嘱先の事務所数は、1事務所（12団体）、あるいは2事務所（6団体）とするところが多かった。事業部門に対する同様の質問では、「委嘱していない」とする回答が総務部門よりも多い（福祉部門で6団体、教育部門で6団体）、あるいは少数ではあるが、「分からない」と回答する部門（福祉部門2団体、土木部門で3団体、公営住宅部門及び教育部門で1団体）があるなど、顧問弁護士と各部門との間に距離があるケースが散見された。

(2) 顧問弁護士に対する主な相談内容の多くは、総務部門では訴訟・調停（22団体）、個別行政分野における業務執行上の問題（18団体）、債権管理回収（16団体）、裁判外紛争（14団体）である。これに対し、政策形成、立法過程について顧問弁護士に相談をする自治体は少数にとどまっている（それぞれ5団体、4団体）。

事業部門からの回答の傾向もほぼ同様であるが、土木、病院、教育の各部門では、「苦情処理対応に関するもの」の割合が比較的高く、いわゆるクレーム対応に現場が苦慮している状況が見受けられる。また、部門によっては、「自部門では特に相談をしていない」との回答一定数あり（福祉部門、公営住宅部門について各4団体、土木部門について2団体）部門ごとの顧問弁護士の活用について課題があると考えられる地方公共団体があった。

また、顧問弁護士に法律相談又は代理業務を依頼している分野としては、公営住宅（14団体）、自治体債権（13団体）、建築・土木関係（12団体）の順となっており、特に分野を限らないとする自治体も多い（6団体）。これに対し、行政対象暴力、病

院等，住民とのトラブルに関する依頼をする地方公共団体は，総体としては必ずしも多いとはいえないとの結果であった（それぞれ6団体，3団体・いずれも総務部門からの回答）。

- (3) 顧問弁護士へのアクセスについては，相談，依頼のいずれについても多くの地方公共団体が総務部門を経由しており（12団体），総務部門が顧問弁護士との仲立ちとなっているケースが多い。総務部門は，相談内容や資料の整理等を行っているものと予想されるが，これにより弁護士と現場との間に距離が生じることともなっているようである。

もっとも，顧問弁護士の有用性については，委嘱先のほとんどの自治体が認めており，特に総務部門においては，「大いに役立っている」との回答は87%となっており，何らかの不满があるとの回答はなかった。事業部門については，総務部門ほど「大いに役立っている」との回答は多くはなかったものの，「ある程度役だっている」との回答を含めると，ほとんどの地方公共団体がその有用性を認めている。もっとも事業部門からは，少数ではあるが，「あまり役だっていない」との回答も見られ（福祉部門について2団体，公営住宅部門について1団体），その理由として顧問弁護士の事務所が遠方にあること，即時に相談をできないこと等，顧問弁護士へのアクセスの問題を指摘する回答があった。

- (4) また，今後顧問弁護士への委嘱を希望する業務あるいは分野について，総務部門においては，自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人（20団体），個別行政分野における業務執行上の法律相談（16団体），自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理業務（13団体），裁判外紛争に関する法律相談及び代理人（12団体），行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書のチェック（12団体），契約書に関する相談等（10団体）が多く，さらに，政策ないし条例の立案過程への関与，苦情処理対応の代理人についても必要性があるとの認識が示されている（それぞれ9団体）。

事業部門に対する同様の質問に対する回答の上位もほぼ同様であったが，総務部門において回答数が比較的少なかった「苦情処理対応の代理人」（9位）が，特に土木，病院，教育，公営住宅の各部門で高順位となっており，ここでもいわゆるクレーマー対応を顧問弁護士求めたいとの現場の意向が示される結果となっている。

- (5) こうした顧問弁護士を委嘱する際に地方公共団体が重視する要素としては，総務部門からの回答では，行政訴訟・行政法規，あるいは自治体行政に対する知識や経験が重視されるとともに（それぞれ22団体，17団体），対応の迅速性（13団体），公正さ（11団体）の外，相談のしやすさ等（9団体）も重視されている。他方，公務員経験，他の自治体等での顧問経験（いずれもなし），年齢あるいは行政分野以外の専門性（それぞれ1団体），についてはあまり考慮されていないようであり，紹介ルートを挙げた地方公共団体も3団体にとどまっている。

事業部門においては，対応の迅速性をあげる地方公共団体が総務部門よりも多く，公営住宅部門，病院部門では1位となっている。また，事業部門ごとの専門性を求める回答が総務部門に比較して多く，やはり総務部門と比較すると，即時性，専門性を求める意向が強いといえる。

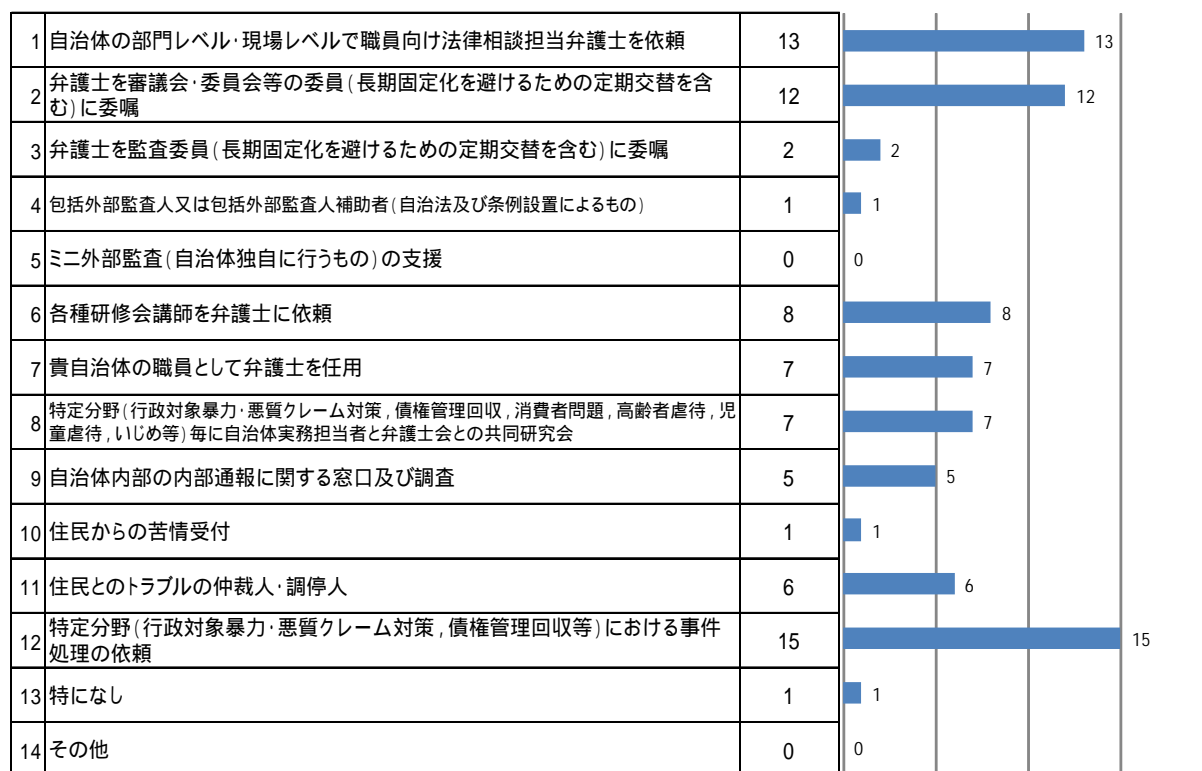
4 顧問弁護士外の弁護士の自治体での役割・関与形態について

(1) 次に、顧問弁護士以外の弁護士が、自治体の事務に関与する場合に有益と考えられる役割ないし関与形態について、総務分野からは、特定分野（行政対象暴力、悪質クレーム対策、債権管理回収等）における事件処理の依頼が最も多く（15 団体）、審議会・委員会等の委員、自治体の部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談（いずれも 12 団体）が続いている。これに対し、弁護士を監査委員、包括外部監査人（ないしその補助者）とすることについてはその必要性が認められていないようである。外部監査については、義務的設置自治体と条例による任意設置の自治体以外の地方公共団体も本アンケートの対象になっていることから、回答数が単純に関心の高さを示すものとはいえないものの、従前から日本弁護士連合会が取り組んできたテーマでもあり、なお課題とされるべき事項と考えられる。

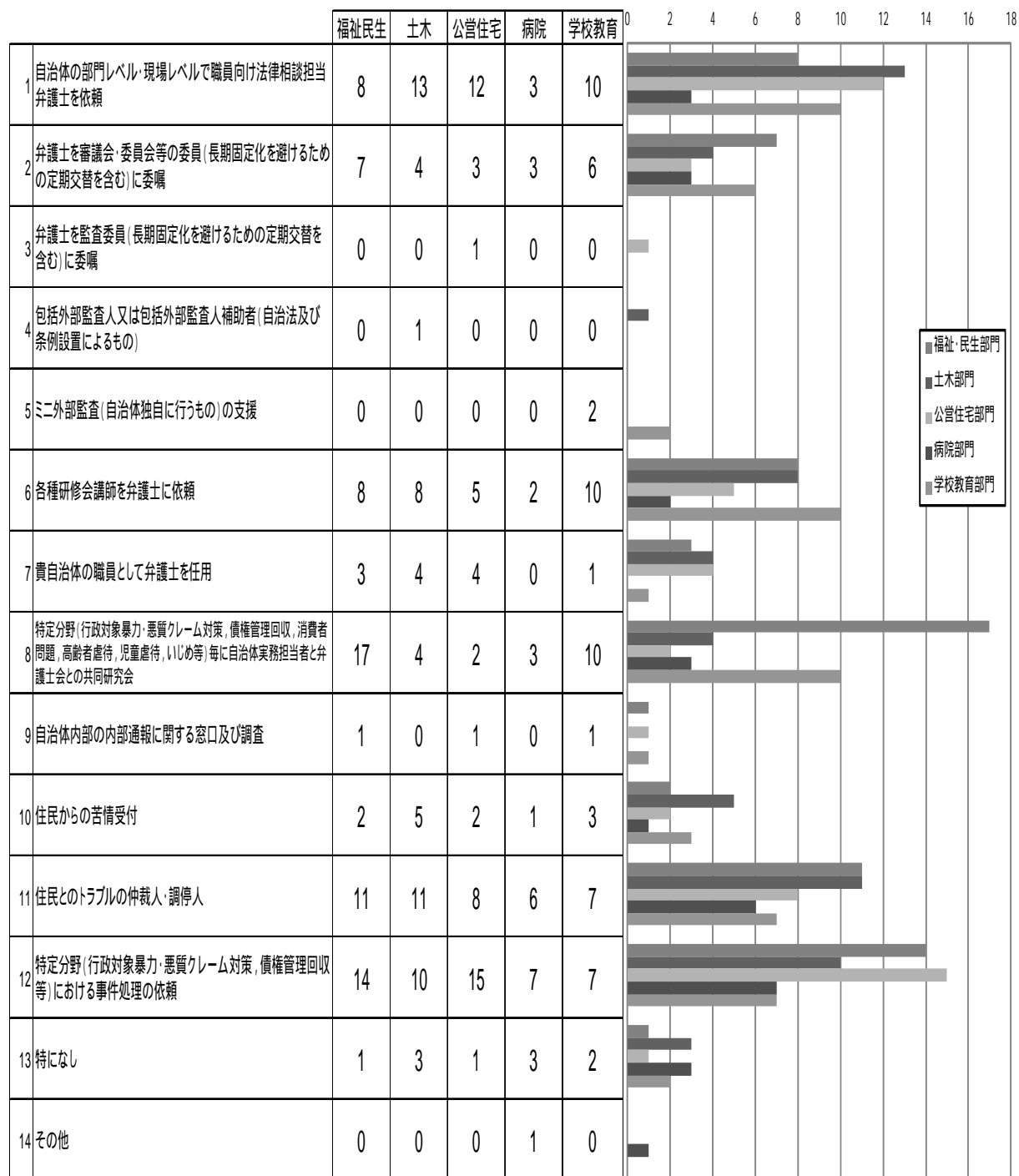
これに対し、事業部門では、総務部門同様、特定分野の事件処理依頼が最も多く（部門ごとで合計 53 部門）、これに続いて部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談（同 46 部門）となっているが、第 3 位として住民とのトラブルの仲裁人・調停人とする回答が続いており（同 43 部門）、現場における迅速な住民対応のために弁護士を利用するニーズが高いとの結果が示されている。また、福祉部門、教育部門においては、特定分野ごとに自治体実務担当者と弁護士会との共同研究の実施が 1 位（それぞれ 17 団体、10 団体）となっている。

（顧問以外の弁護士に期待される関与形態）

< 総務部門 >



< 事業部門 >



(2) 特定の自治業務について、職員向けの法律相談を担当する弁護士を外部の顧問弁護士以外の弁護士に依頼しているとする地方公共団体は、回答のあった22団体中4団体であった。依頼業務の内容は、学校問題への対応、労務管理・危機管理、債権管理・債権回収等特定の分野とする地方公共団体が各1団体、本庁業務全般とするものが1団体であった。

5 自治体における職員研修について

(1) 研修担当講師とその評価について

各自治体の中で平成24年度中に法務・コンプライアンスに関する職員研修を実施したのは、総務部門にあっては、19団体であり、このうち外部講師が研修を担当した自治体は、12団体であった。研修を担当した外部講師としては、大学教授が最も多く(6団体)、ついで顧問を委嘱している弁護士(4団体)、司法試験・公務員試験予備校講師(3団体)となっており、顧問以外の弁護士が講師を担当した自治体は、職員向けの相談担当弁護士が担当したものが1団体、顧問あるいは相談担当ではない弁護士が1団体と少数であった。

研修の内容に対する評価については、概ね「満足している」との回答となっている。また、コスト面では、ほとんどが「安い」ないし「適当」と評価されているようである。

事業部門に対しては、当該部門独自で研修会を実施したかどうかの質問について、外部講師を依頼した実績があるのは4団体(福祉部門1、土木部門2、学校教育部門1)にとどまっている。研修に関しては、多くの地方公共団体が、総務部門の運営によって開催されているようである。

(2) 弁護士会による講師派遣について

弁護士会が講師派遣制度を設けている場合に、同制度に興味があった地方公共団体は、総務部門において15団体(58%)であったが、そもそも興味がないと回答した地方公共団体も6団体(23%)あった。興味があると回答した地方公共団体が講義テーマとして関心を持っているのは、行政法ないし行政争訟分野が最も多く(それぞれ12団体)、次いで行政対象暴力あるいは悪質クレーム対策(10団体)、自治体の債権管理回収及び学校関係(それぞれ9団体)、地方行政(7団体)、福祉関係(6団体)となっている。さらに少数ではあるが、里道、水路等の土地関係(4団体)、まちづくり(3団体)、公害・環境等、セクハラ、労働裁判等(それぞれ2団体)等の回答が寄せられ、講師派遣についての幅広いニーズが認められる。

事業部門において、弁護士会が講師派遣をする場合に興味を持っている分野は、各部門の業務の内容を反映したものとなっており、福祉分野(福祉部門)、民事訴訟・民事執行(公営住宅部門)、学校関係(教育部門)が1位となっているが、行政対象暴力・悪質クレーム対策については、いずれの部門においても講師の派遣に興味があると回答しており、各部門共通して対応の必要性を認識しているものと考えられる。

このように各種の研修について、講師派遣のニーズはあるものの、上記のとおり地方公共団体が実施する研修への弁護士の派遣実績は多いとはいえない。弁護士会への依頼ルートの確立とその広報、必要な人材の確保等によって、地方公共団体が

有するニーズに応えることが可能になるものと考えられる。

(3) 弁護士会による研修への参加について

地方公共団体が開催する研修会の講師派遣とは逆に、弁護士会が開催する研修を地方公共団体職員に開放する場合に興味があるとする分野は、上記の内部研修とほぼ同様であって、総務部門については、行政法あるいは行政争訟分野が最も多く（それぞれ 17 団体）、これに地方行政分野（14 団体）が続き、さらに、行政対象暴力・悪質クレーム対策（12 団体）、自治体債権の管理回収（9 団体）となっている。

また、事業部門についても、上記の内部研修において示された事業部門の回答と同様の傾向が示されているものの、福祉部門における成年後見、教育部門における刑事・少年事件がそれぞれ 2 位となっており、自治体内部の研修ニーズと若干の相違が見られた。

6 地方公共団体と弁護士会との連携について

(1) 弁護士会との連携をはかることに興味があるとの回答があった地方公共団体は、総務部門において 15 団体（58%）であり、半数を大きく超える地方公共団体が弁護士会との連携に前向きであることが分かった。これに対し、「興味がない」と回答した自治体も 6 団体あった。

事業部門においては、総務部門と比較して「興味がある」と回答した地方公共団体はさらに多く、福祉部門においては 79%（19 団体）、公営住宅部門においては 85%（17 団体）、事業部門全体では 75% が連携に肯定的であった。

(2) 弁護士会と地方公共団体とが相互理解を深め連携を図る上で、どのような方法が実現可能で有益かとの質問に対しては、総務部門からの回答では、自治体のニーズに対応するための一元的な窓口を弁護士会に設置すること（14 団体）及び弁護士会が、自治体との連携分野を一覧することができる「メニューリスト」の提供（13 団体）が多く、研修の相互乗り入れ、あるいは弁護士会の各種委員会と自治体の各部門とが気軽に懇談し相互交流する場を設置することが続いている（それぞれ 5 団体）。弁護士会の業務内容を各自治体に知ってもらうこと、及び各自治体から弁護士会へのアクセスルートの確立が、連携を進める上での第一次的な要請となるものと考えられる。そして、具体的な方策としては、部門ごとの相互交流、あるいは共同事例研究の場の設定、研修の相互乗り入れ等についての需要が多いといえることができる。

事業部門においてもほぼ同様の回答が得られているが、総務部門における上位 4 件に続いて、メールマガジン等による情報提供、分野別共同事例研究の場の設置に有用性があるとする回答が多かった。

(3) また、自治体が弁護士会と連携をする上で、弁護士会が制度化する事業として興味を持っているのは、総務部門にあつては、各種審議会・委員会委員への弁護士の推薦（13 団体）、自治体職員を対象とした各種研修会への講師派遣（12 団体）、自治体の部門あるいは現場での職員向け法律相談担当弁護士の派遣制度（11 団体）であった。

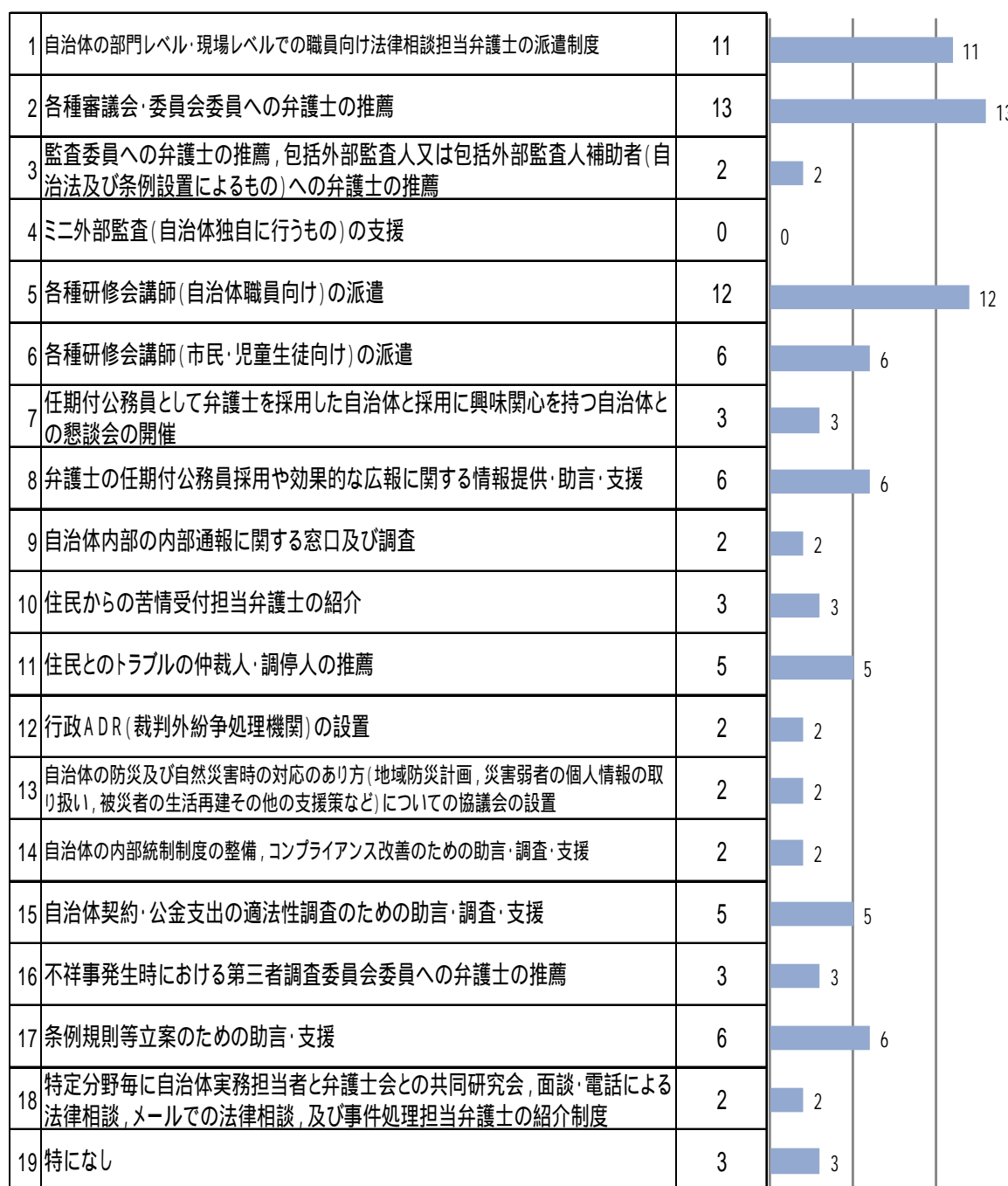
そのほか、市民や児童生徒向けの研修会への講師派遣、条例規則等立案のための助言・支援（6 団体）、弁護士の任期付公務員採用について情報提供や助言、支援に

ついて興味を持つ自治体（6団体）もあった。

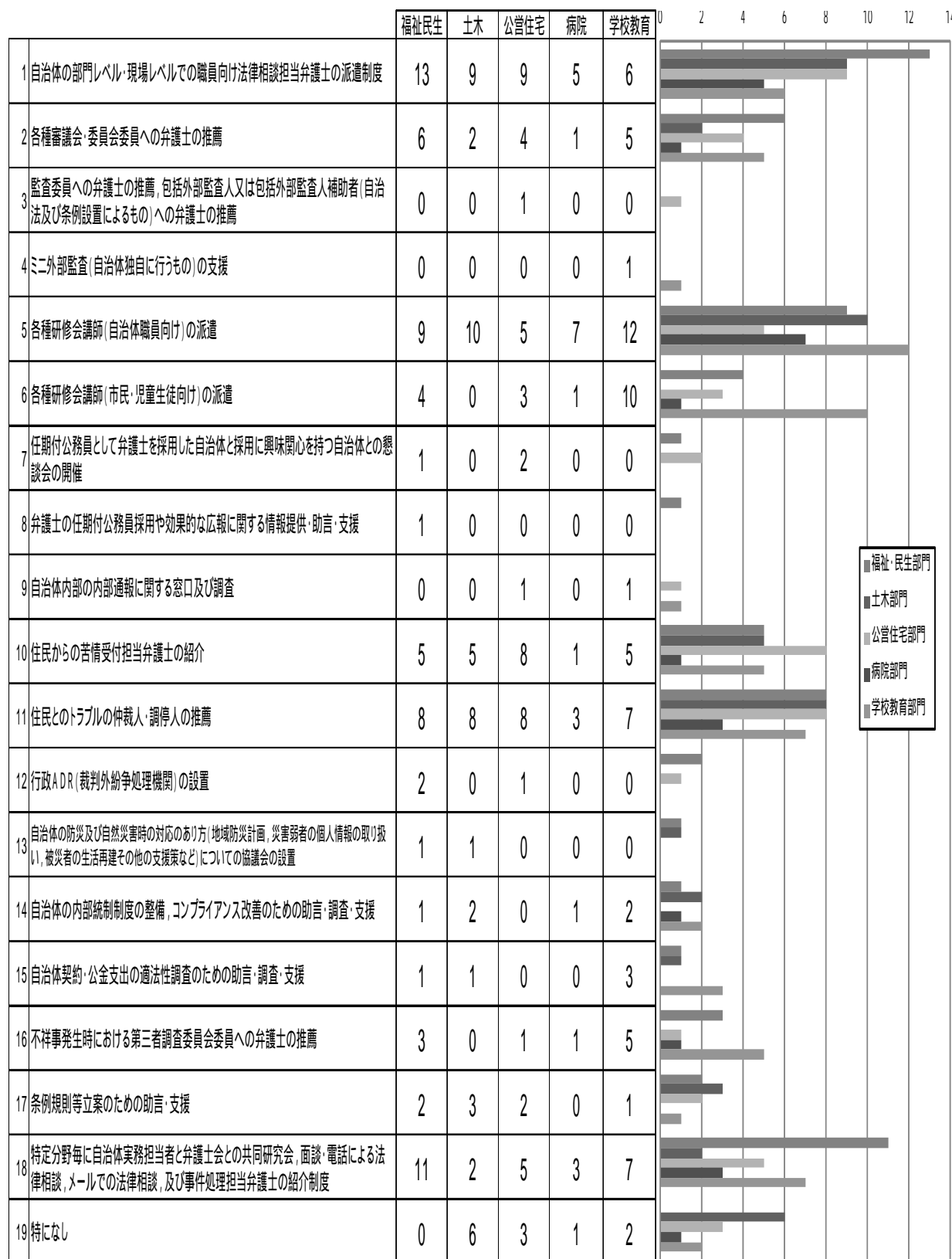
事業部門に対する同様の質問では、審議会・委員会委員への弁護士の推薦よりも、職員向け研修講師の派遣、あるいは部門別の職員向け相談担当弁護士の派遣が多く、これに住民とのトラブルの仲裁人・調停人の推薦が続いている。さらに、総務部門ではあまりニーズが認められない特定分野ごとの共同研究会や法律相談、事件処理担当弁護士の紹介制度が第4位となっている。

（連携において弁護士会に期待される事業）

< 総務部門 >



< 事業部門 >



7 法曹資格を持つ自治体職員について

- (1) 兵庫県内において、現に法曹有資格者を任用している地方公共団体は2団体であり、司法試験合格者を任用している地方公共団体が1団体との回答があった。また、平成25年度中に採用する予定としている地方公共団体が1団体、具体的な採用計画はないものの、採用に向けた検討を進めているとしている地方公共団体が2団体、検討はしていないものの関心そのものはあるとしているとする自治体が、15団体であったが、そもそも関心がないと回答した団体も7団体あった（いずれも総務部門の回答）。

事業部門に対し同様の質問をした回答のうち、「関心がある」とした部門は35%であり、法曹有資格者の任用についてある程度の関心があることが認められた。

- (2) 今後自治体が法曹有資格者を職員として任用するに際して、自治体の意思決定過程の中で重視される要素については、首長の発案かどうか（4団体）、人事部門の意見が前向きかどうか（3団体）、法務部門の意見が前向きかどうか（2団体）との具体的な回答があったものの、「分からない」とする回答が多く（13団体）、具体的な採用計画がない自治体が多いためか、こういった要素が重視されることとなるのかについてのイメージをつかみきれていないように思われる。

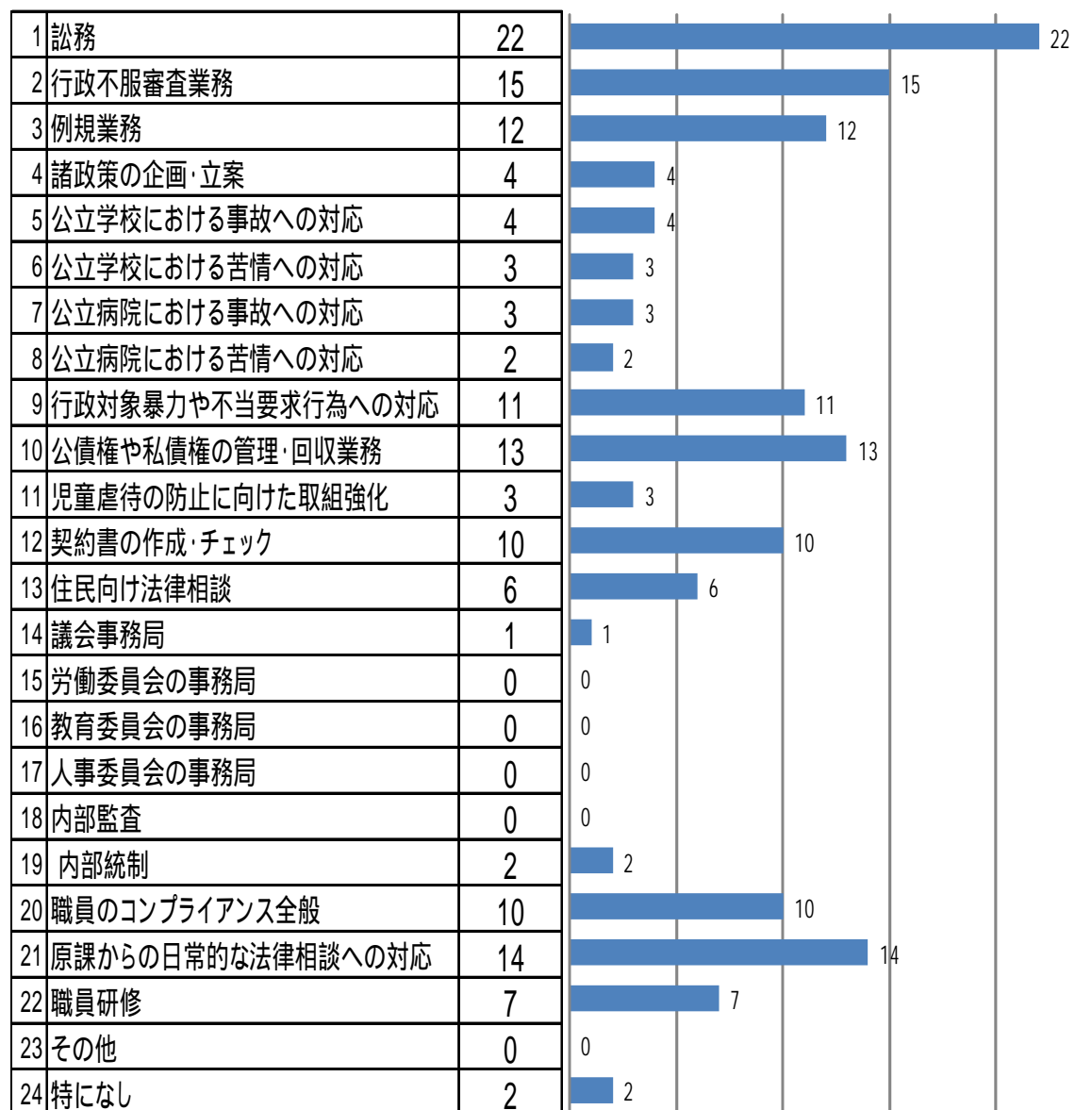
- (3) また、自治体において法曹有資格者の職員採用を検討するとした場合、採用に消極的な意見として想定されるものとしては、顧問弁護士が存在及び活用を挙げる自治体が最も多く（5団体）、同種の回答として、採用の必要性、有用性についての理解を求める必要性が挙げられた（8団体）。すでに述べたとおり、各自治体の顧問弁護士に対する評価は高く、法曹有資格者の採用にあたっては、既存の顧問弁護士との相違、あるいは関係についての説明、及び採用の効果についての説明を求められる可能性が高いことが指摘されている。また、これに次いで任用コストや正職員の定数管理が問題とされる可能性を指摘する自治体も多かった（17団体）。このほか、応募についての不安があるとの回答もある程度の数認められ（6団体）、弁護士会における応募のバックアップの必要性があるものと考えられる。これに対し、弁護士に対するマイナスイメージについて、これを問題視する自治体はなかった。

- (4) 次に、法曹有資格者が任用された場合に活躍が期待されるとする分野は多岐にわたっている。総務部門からの回答によれば、現在顧問弁護士等が行う訴訟手続等の代理業務（22団体）だけでなく、これまで弁護士が活用されていない例規業務（12団体）、行政不服審査に関する業務（15団体）のほか、原課からの日常的な法律相談への対応等（14団体）、職員のコンプライアンス全般（10団体）についても活躍の場があるとの認識が多数となっている。

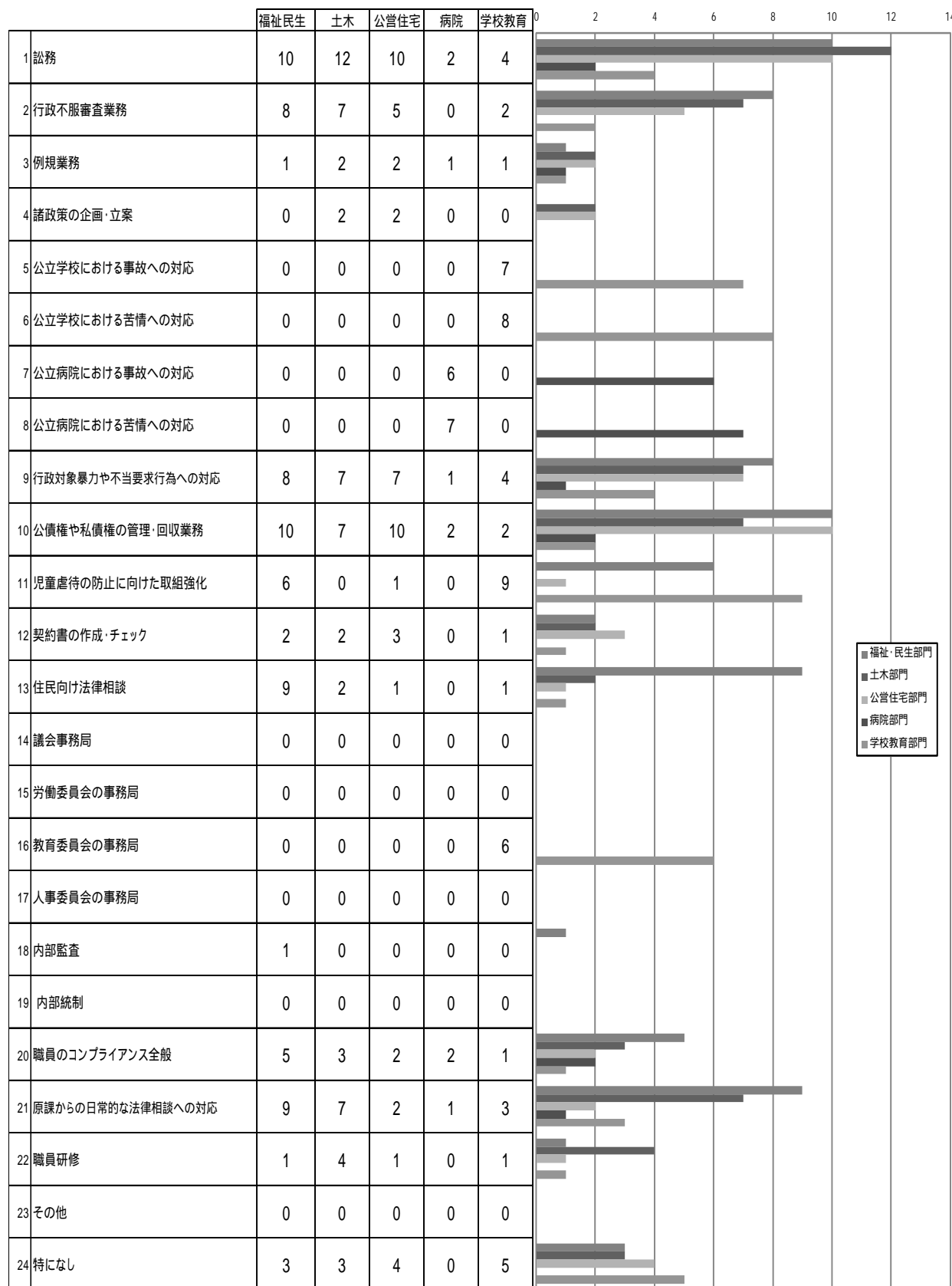
事業部門からの回答では、総務部門と同様訴訟手続等の代理業務が最も多かったが、次いで公債権や私債権の管理・回収業務、行政対象暴力や不当要求への対応、行政不服審査業務、原課からの日常的な法律相談があげられており、全般により密着した業務への期待が強いということが出来る。事業部門ごとの集計では、特に病院部門、学校部門において、いわゆるモンスターペイシェント、モンスターペアレントへの対応に有用性が期待されるとする回答が多く寄せられた。

(法曹有資格者の任用により成果が期待される業務)

< 総務部門 >



< 事業部門 >



- (5) 任用する法曹有資格者の実務経験の有無に関しては、現段階では判断が難しいと回答した自治体が多かったが（13 団体）、修習終了後の法曹有資格者を直ちに任用する自治体はなかった。実務経験を求めると回答した自治体（7 団体）では、5 年程度とする自治体が最も多かった（4 団体）。また、年齢については、ほとんどの自治体が問題としないとの回答であった（18 団体）。
- (6) 法曹有資格者を任用する場合に求められる人物像（自由記載）については、総務部門からの回答を得ることはできなかったが、事業部門において「相談のしやすさ」をあげる地方公共団体があった。
- (7) 自治体向けに任期付公務員に関する説明会を実施した場合の説明担当として各自自治体が希望するのは、特に任用された弁護士本人（18 団体）、及び配属先上司（15 団体）であり、これに任用した人事担当者（13 団体）が続くという結果になっている。

8 まとめ

- (1) 地方公共団体において生じる法的問題について、裁判所の利用に至らない行政不服審査法上の不服申立、住民監査請求については、弁護士を利用せず、職員自らが対応するケースが現状としては多いようである。
- (2) 弁護士の地方公共団体への関与としては、顧問弁護士の委嘱という方法がとられることが一般的であるが、係争案件について相談をするか否かについては、自治体ごとにばらつきがみられた。既存の顧問弁護士に対する地方公共団体の評価は高いものの、顧問弁護士だけではなく弁護士会との連携を図ることについても、前向きに評価する地方公共団体が総務部門、事業部門を通じて多かった。ニーズの内容としては、特に事業部門において、クレーム対応等、迅速性や現場対応を求める意見が多く、事業部門ごとの専門家による相談を求める意見も多いことから、顧問弁護士の活用に加え、これら事業部門のニーズに応えるような連携を図る必要があることを確認することができた。

地方公共団体との連携に当たっては、まず、弁護士会において実施可能な業務内容を地方公共団体に周知すること、及び、弁護士会とのアクセスルートの確立をする必要性が認められた。また、地方公共団体からの法的ニーズそのものは相当程度広範囲にわたっていることから、これらに応えるためには、弁護士会内における委員会等の連携も必要になるものと考えられる。

- (3) 法曹有資格者の任用に関しては、地方公共団体においてある程度の関心が認められるものの、職員として任用することの有用性、顧問弁護士との役割との相違について、なお具体的なイメージが定着しているとまではいいがたい。したがって、弁護士会において、任用された場合の成果あるいは問題点の検証結果等についての情報提供に努める必要性があるものといえる。また、任用を前向きに考えている地方公共団体の中には、応募等について不安があるとする回答もあることから、弁護士会による情報提供等のバックアップにより、さらに任用を推進することができるものと考えられる。

日弁連業1第324号

2013年(平成25年)11月27日

各都道府県関連部署 御中

各市関連部署 御中

東京23区関連部署 御中

日本弁護士連合会

事務総長 荒 中

(公印省略)

地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
調査への御協力について(依頼)

昨今の地方分権改革の進展に伴い、市民に身近な基礎的自治体において法令遵守とともに地域の実情や住民ニーズにマッチした創造的な政策法務を展開することが期待されており、自治体自らが法的判断に迫られる場面が増えつつあります。

そのような中で、全国的に見ても、地域で暮らす住民福祉や教育、災害等の危機管理、自治体の財政及び債権回収、行政対象暴力の問題等に関し、弁護士会と自治体との連携に向けた取組や、弁護士を任期付公務員などに任用する取組はより活発となっております。

このような状況に鑑み、当連合会では、全国の都道府県、市及び東京23区の地方公共団体を対象としたアンケート調査を行うことといたしました。

つきましては、以下の【回答にあたっての留意点】を御一読の上、同封いたしましたアンケートに御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、アンケート票は御回答の上、2014年(平成26年)1月20日(月)までに同封の返信用封筒にて一括して御返送ください。

御多用中のところ誠に恐縮ではございますが、御協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

【回答に当たっての留意点】

- ・本アンケートは、兵庫県内全自治体以外の全国の都道府県，市及び東京23区の「総務部門」，「福祉（民生）部門」及び「学校部門」に対して，調査を行うものです。つきましては，該当部署にアンケート票を一部ずつ回付くださいますようお願いいたします。
- ・御回答いただいたアンケート票は同封の返信用封筒にまとめて御返信ください。
- ・回答内容については貴自治体としての公式見解である必要はございません。回答者の私見で結構です。
- ・統計等の数値については，現段階で貴部署が把握している範囲での回答で結構です。
- ・設問が複数の部署に亘る場合は，該当部署に回付いただき，御回答いただけますよう御協力をお願いいたします。
- ・回答については，統計的に処理・分析し，その結果を回答自治体が特定されないような状態で集計し，公表いたします。

【本件に関するお問い合わせ】

日本弁護士連合会業務部業務第一課 與那覇（よなは）

電話 03 - 3580 - 9963

FAX 03 - 3580 - 2866

E-mail: yonahaa@nichibenren.or.jp

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

【以下に、貴自治体名・回答部署・担当者・電話番号を御記入ください。】
自治体名()
回答部署()
担当者()
電話番号()

1 貴自治体の属性について

1.1 規模

Q1. 貴自治体が該当するものを以下から1つ選んで、をつけてください。

- 1 都道府県
- 2 県庁所在市
- 3 2以外の政令指定都市
- 4 2以外の中核市
- 5 2以外の特別市
- 6 2ないし5以外の市
- 7 特別区(東京23区)

1.2 回答部門の名称

Q2. 念のため、本アンケートに御回答いただいている部門の貴自治体における組織規定上の名称を以下に御記入ください。

[]

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

2 貴自治体を当事者とする係争案件の現状について

以下の設問では、平成24年度中(H24.4.1~H25.3.31まで)の期間における、貴自治体での係争案件の件数、その内訳として貴自治体が弁護士に相談又は依頼した件数について、御回答ください。

- (注) 03~015中、「係争案件」とは、貴自治体と住民等との間で、行政処分、福祉サービス、権利義務等を巡って紛争が顕在化している案件(法的手続だけでなく、交渉や行政対象暴力の発生等も含みます。)をいいます。
- (注) 03~015中、「新規件数」とは、平成24年度中(H24.4.1~H25.3.31まで)の期間において新たに発生した係争案件をいいます。
- (注) 03~015中、「弁護士」とは、貴自治体から見て外部の弁護士(貴自治体の常勤の職員以外の現に弁護士登録している者)を指します。
- (注) 03~015中、「依頼」とは、法律相談の範囲を超える事件処理の依頼をいい、代理人就任のほか、自治体名での文書作成の依頼を含むものとします。各種審議会委員に就任している弁護士については、当該委員の職務に含まれる作業は、依頼に含まれないものとします。

2.1 貴自治体を当事者とする訴訟・調停事件について

以下について、それぞれの紛争の新規件数及びそのうち貴自治体が弁護士に依頼した件数は、だいたい何件くらいですか。おおよその件数を数字で御記入ください。

紛争の種類(事件)	a. 新規件数		b. 新規件数のうち、貴自治体が弁護士に依頼した件数	
	(裁判所の受付日が平成24年度中のもの)	件	(裁判所の受付日が平成24年度中のもの)	件
Q3. 行政訴訟事件 (国家賠償請求訴訟、住民訴訟を含む)		件		件
Q4. 民事訴訟事件 (国家賠償請求訴訟を除く)		件		件
Q5. 民事調停事件 (国家賠償請求に関する調停を含む)		件		件
Q6. 支払督促申立事件		件		件
Q7. 家事審判申立事件(相続財産管理人選任、成年後見・保佐・補助等)		件		件

紛争の種類(住民監査請求)	a. 新規件数 (監査事務局長の受付日が平成24年度中のもの)		b. 新規件数のうち、貴自治体が弁護士に依頼した件数	
	件	件	件	件
Q8. 住民監査請求		件		件

紛争の種類 (行政処分に対する不服申立)	a. 新規件数 (貴自治体(異議申立ての場合)ないし上級庁(審査請求の場合)の受付日が平成24年度中のもの)		b. 新規件数のうち、貴自治体が弁護士に依頼した件数	
	件	件	件	件
Q9. 異議申立て		件		件
Q10. 上級庁への審査請求		件		件

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

2.2 行政対象暴力・悪質クレームについて

Q11. 行政対象暴力・悪質クレームについて、新規発生件数、前年度からの継続件数、そのうち貴自治体が弁護士に依頼した件数について、それぞれおおよその件数で数字で御記入ください。

- 新規発生件数… 件 (貴自治体での発生日が平成24年度中のもの)
- 前年度からの継続件数… 件
- aのうち、貴自治体が弁護士に依頼した件数… 件

2.3 貴自治体の係争案件に関する弁護士への相談の実情について

上記 Q3～Q11 で御回答いただいた「係争案件」について、以下の質問に御回答ください。

Q12. 係争案件全体のうち、弁護士に相談（依頼した案件を含みます）した件数の割合はどの程度ですか。以下から1つを選んで をつけてください。

- 概ね 10%未済
- 概ね 10%～25%未済
- 概ね 25%～50%未済
- 概ね 50%～75%未済
- 概ね 75%～90%未済
- 概ね 90%以上
- その他（自由記載：)

Q13. Q12. Q12 において回答いただいた現状での弁護士に相談している割合について、どう思いますが。以下から1つを選んで をつけてください。

- 現状の相談している割合よりも増やすことが望まれる
- 現状の相談している割合で不都合を感じない
- 現状の相談している割合よりも減らしても不都合はない
- その他（自由記載：)

2.4 貴自治体の係争案件以外の案件に関する弁護士への相談の実情について

Q14. 貴自治体では、係争案件以外の案件（一般的な法律相談、条例等の制定・改廃に関する法律相談、行政事務執行上の法律相談等）について、どの程度、弁護士に相談していますか。おおよその件数を、以下に御記入ください。なお、本問及び Q15 においても、Q3～Q13 と同様、「弁護士」とは、貴自治体から見て外部の弁護士（貴自治体の常勤の職員以外の現に弁護士登録している者）を指します。

約 件

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

Q15. Q14 において回答いただいた現状での弁護士に相談している割合について、どう思いますが。以下から1つを選んで をつけてください。

- 現状の相談している割合よりも増やすことが望まれる
- 現状の相談している割合で不都合を感じない
- 現状の相談している割合よりも減らしても不都合はない

3 貴自治体の顧問弁護士の現状と今後について

以下の設問では、貴自治体における顧問弁護士への委嘱状況について、お答えください。
(注) 本設問中、「顧問弁護士」とは、契約の名称や契約書の有無に関わらず、貴自治体からの依頼に応じて継続的に、貴自治体業務に関する法律相談又は代理業務を行う弁護士を言います。ただし、各種審議会・委員会の委員、住民向けの法律相談を行う弁護士及び「貴自治体の職員」である弁護士は除きます。

Q16. 現在、顧問弁護士を委嘱していますか。いずれかに をつけてください。

- 委嘱している Q17 にお進みください
- 委嘱していない Q23 にお進みください

Q17～Q22 は、顧問弁護士を委嘱している自治体のみお答えください。

Q17. Q16 で、1 委嘱していると回答された自治体にお聞きします。貴自治体が委嘱している弁護士の数の合計及び当該弁護士が所属する法律事務所の数の合計をそれぞれ御記入ください。

- 委嘱している弁護士の数………合計 名
- 1 の弁護士が所属する法律事務所の数………合計 団体

Q18. 委嘱している顧問弁護士へ、貴自治体主に相談する内容を、以下から選んで をつけてください(複数回答可)

- 自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するもの
- 行政不服申立に関するもの
- 自治体債権の管理回収分野に関するもの
- 苦情処理対応に関するもの
- 裁判外紛争(上記2～4を除く)に関するもの
- 契約書に関するもの
- 個別行政分野における業務執行上のもの
- 政策形成段階におけるもの
- 条例等の立案過程におけるもの
- その他(下記に御記入ください)

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

Q19. 貴自治体において顧問弁護士に法律相談又は代理業務の依頼をしている分野を以下から選んで をつけてください(複数回答可)。その他の分野において相談や依頼をしている場合は、その分野を御記入ください。

- 1 公営住宅
- 2 建築・土木
- 3 消費者
- 4 高齢者福祉
- 5 児童福祉
- 6 障害者福祉
- 7 母子・女性
- 8 行政対象暴力
- 9 職員人事
- 10 自治体債権
- 11 教育
- 12 病院
- 13 水道
- 14 交通
- 15 その他()

Q20. 顧問弁護士に対する法律相談及び代理業務の依頼手続については、以下のいずれにより行われていますか。いずれか1つを選んで をつけてください。

- 1 相談及び依頼のいずれも総務部門を通じて申し込んでいる。
- 2 相談及び依頼のいずれも総務部門以外の所管部門が直接申し込んでいる。
- 3 依頼については総務部門を通じて申し込み、相談については総務部門以外の所管部門が直接申し込んでいる。
- 4 相談については総務部門を通じて申し込み、依頼については総務部門以外の所管部門が直接申し込んでいる。
- 5 案件により、相談及び依頼の方法は異なる。
- 6 その他()

Q21. 顧問弁護士を委嘱していることは、貴自治体にとって役立っていますか。あてはまるものを1つ選んで、 をつけてください。複数の弁護士に顧問を委嘱している場合、全体的な評価をお答えください。

- 1 大いに役立っている
- 2 ある程度役立っている
- 3 あまり役立っていない
- 4 役立っていない

Q22. 顧問弁護士をより一層有効に活用する上で、貴自治体において改善が望まれる点があればお答えください(自由記載)

()

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

Q23. 現在委嘱していない分野で、今後、顧問弁護士への委嘱を希望する業務・分野を、以下から選んで をつけてください(複数回答可)。

- 1 自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人
- 2 行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック
- 3 自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人
- 4 苦情処理対応の代理人
- 5 裁判外紛争(上記2~4を除く)に関する法律相談及び代理人
- 6 契約書に関する法律相談及び文書チェック
- 7 個別行政分野における業務執行上の法律相談
- 8 政策形成段階における法律相談
- 9 条例等の立案過程における法律相談及び法令審査
- 10 特になし
- 11 その他(下記に御記入ください)

()

Q24. 顧問弁護士を委嘱する場合に、顧問弁護士について考慮することは何ですが、以下から選んで をつけてください(複数回答可)。

- 1 公務員経験者であること
- 2 行政訴訟・行政法規に関し知識・経験があること
- 3 本自治体の外郭団体や他の自治体の顧問をしていること
- 4 自治体行政に知識・経験を有していること
- 5 複数の弁護士が所属している法律事務所であること
- 6 専門性を有している分野(2及び4を除く)があること
- 7 対応が迅速であること
- 8 公正さがあること
- 9 市民感覚を理解していること
- 10 相談しやすさ・親しみやすさがあること
- 11 年齢 好ましいとお考えの年齢層を記載ください(歳以上 歳以下)
- 12 前任の顧問弁護士からの引き継ぎの便宜
- 13 紹介ルート(下欄から、指名又は推薦が想定されるルートを選んで をつけてください。複数回答可)

()

首長・首長経験者	自治体幹部職員	審議会等委員	議員	監査委員
自治会関係者	住民	地元弁護士会	他の自治体関係者	顧問弁護士
その他()				

- 14 特になし
- 15 その他()
- 16 委嘱をしたことがなく、検討もしていない

4 顧問弁護士以外の弁護士の自治体での役割・関与形態

Q25. 自治体業務には、顧問弁護士以外にも、さまざまな形で弁護士が関与しておりますが、今後、貴自治体の法的ニーズを一層充足するのに有益と思われる弁護士の自治体での役割・関与形態について、以下から選んで をつけてください(複数回答可。貴自治体としての公式見解で無くても差し支えありません)

- 1 自治体の部門レベル・現場レベルで職員向け法律相談担当弁護士を依頼
- 2 弁護士を審議会・委員会等の委員(長期固定化を避けるための定期交替を含む)に委嘱
- 3 弁護士を監査委員(長期固定化を避けるための定期交替を含む)に委嘱
- 4 包括外部監査人又は包括外部監査人補助者(自治法及び条例設置によるもの)
- 5 ミニ外部監査(自治体独自に行うもの)の支援
- 6 各種研修会講師を弁護士に依頼
- 7 貴自治体の職員として弁護士を任用
- 8 特定分野(行政対象暴力・悪質クレーム対策、債権管理回収、消費者問題、高齢者虐待、児童虐待、いじめ等)毎に自治体実務担当者や弁護士会との共同研究会
- 9 自治体内部の内部通報に関する窓口及び調査
- 10 住民からの苦情受付
- 11 住民とのトラブルの仲裁人・調停人
- 12 特定分野(行政対象暴力・悪質クレーム対策、債権管理回収等)における事件処理の依頼
- 13 特になし
- 14 その他(下記に御記入ください)

[]

Q26. 貴自治体は、特定の自治体業務について、職員向けの法律相談担当弁護士を外部に依頼していますか。(非常勤嘱託は含みますが、顧問弁護士や貴自治体職員である弁護士は除きます。)当てはまるものに をつけてください。依頼している場合、人数及び依頼している相談業務の分野についても御回答ください。

- 1 依頼していない
 - 2 依頼している………名
- 依頼している相談業務の分野を、以下から選んで をつけてください(複数回答可)。
- 消費者 児童福祉・児童虐待 高齢者福祉・高齢者虐待、
女性・母子・DV 建築紛争 債権管理・債権回収 区役所・支所業務
その他(下記に御記入ください)

[]

5 貴自治体の職員研修について

5.1 外部講師による職員を対象とした法務(コンプライアンスを含む)研修について 貴自治体における外部講師による職員を対象とした法務(コンプライアンスを含む)に関する研修の現状及び今後について、御回答ください。

Q27. 平成24年度中、貴自治体において、法務(コンプライアンスを含む)に関する職員研修を外部講師が担当したことはありますか。

- 1 外部講師が担当したことがある
- 2 外部講師が担当したことはない
- 3 平成24年度中、法務(コンプライアンスを含む)に関する職員を対象とした研修を行わなかった

5.2 弁護士会からの講師派遣及び弁護士会主催の研修

5.2.1 弁護士会からの弁護士講師の派遣について

弁護士会の各種委員会では、人権、公害対策、環境保全、消費者保護、高齢者・障害者支援、遺言・相続、住宅紛争、DV、児童虐待、行政対象暴力、多重債務者救済など様々な分野で、法令遵守や住民福祉に関わる専門的な活動を行っております。そして、弁護士会では、各種委員会の弁護士が講師となる毎、会員弁護士を対象とした各種研修を実施するほか、一部の弁護士会では、自治体から講師派遣の要請があれば弁護士を講師として派遣しております。

Q28. 弁護士会による弁護士講師派遣制度に興味はありますか。あてはまるもの1つを選んで をつけてください。

- 1 興味がある
- 2 興味がない
- 3 その他()

Q29. 今後、貴自治体が弁護士講師派遣制度を利用する場合、貴自治体では、どのようなテーマについての講師派遣を希望しますか。あてはまるものを以下から選んで をつけてください。また、特に弁護士講師派遣制度を利用したいと考えているテーマがあれば、以下に具体的に御記入ください。(複数回答可)

- 1 行政法(憲法人権、地方自治法、公務員法、条例、情報公開、個人情報保護など。訴訟・不服申立てについては2)
- 2 行政訴訟(行政訴訟、住民訴訟、行政手続法、異議申立・審査請求、国家賠償など)
- 3 地方行政(地方分権、地方財政、入札・契約、補助金、自治体監査、内部通報など)
- 4 公害環境・産業廃棄物・建築紛争
- 5 まちづくり・土地利用・土地改良・区画整理
- 6 自治体債権の管理回収 7 行政対象暴力・悪質クレーム対策
- 8 土地(里道・水路・官民境界・農地法など)
- 9 学校関係(事故、不登校、いじめ、暴力、法教育、保護者クレームなど)
- 10 福祉(高齢者、児童、生活保護、障害者、精神障害・精神医療、消費者問題など)
- 11 離婚 12 成年後見 13 相続・遺言 14 入国管理

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

- 15 在日外国人(永住資格者) 16 セクハラ 17 男女雇用機会均等法
- 18 交通事故 19 裁判員裁判 20 労働裁判 21 犯罪被害者支援
- 22 多重債務者救済・破産・民事再生 23 民事訴訟・支払督促・民事執行
- 24 刑事弁護・少年事件 25 裁判外紛争解決手続
- 26 弁護士講師派遣制度に興味・関心が無い
- 27 その他()

特に弁護士講師派遣制度を利用したいと考えているテーマがあれば御記入ください。

5.2.2 弁護士主催の弁護士向け研修への聴講参加

現在、一部の弁護士会では、行政訴訟、高齢者虐待・成年後見、在日外国人の相続問題など、地方行政とも関わりのある弁護士向け研修については、地元自治体にも案内し、自治体職員聴講参加を可能とする取り組みが進められております。

030. 弁護士会の講座のうち、いずれのテーマに興味・関心がありますか。あてはまるものを以下から選んで、いづれかのテーマに選んでください。(複数回答可)

- 1 行政法(憲法人権、地方自治法、公務員法、条例、情報公開、個人情報保護など。訴訟・不服申立てについては2)
- 2 行政争訟(行政訴訟、住民訴訟、行政手続法、異議申立・審査請求、国家賠償など)
- 3 地方行政(地方分権、地方財政、入札・契約、補助金、自治体監査、内部通報など)
- 4 公営環境・産業廃棄物・建築紛争
- 5 まちづくり・土地利用・土地改良・区画整理 6 自治体債権の管理回収
- 7 行政対象暴力・悪質クレーム対策 8 土地(里道・水路・官民境界・農地法など)
- 9 学校関係(事故、不登校、いじめ、暴力、法教育、保護者クレームなど)
- 10 福祉(高齢者、児童、生活保護、障害者、精神障害、消費者問題など)
- 11 離婚 12 成年後見 13 相続・遺言 14 入国管理
- 15 在日外国人(永住資格者) 16 セクハラ 17 男女雇用機会均等法
- 18 交通事故 19 裁判員裁判 20 労働裁判 21 犯罪被害者支援
- 22 多重債務者救済・破産・民事再生 23 民事訴訟・支払督促・民事執行
- 24 刑事弁護・少年事件 25 裁判外紛争解決手続
- 26 弁護士向け研修への聴講参加に興味・関心が無い
- 27 その他()

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

6 貴自治体と弁護士会との連携について

031. 貴自治体と弁護士会とが何らかの連携をはかることに興味はありますか。以下から選んで、をつけてください。

- 1 興味がある
- 2 興味がない

032. 貴自治体が弁護士会との間で相互理解を深め連携をはかる上で、どのような方法が、実現可能で、かつ有用だと思われるか。以下から選んで、をつけてください。(複数回答可)

- 1 自治体のニーズに対応する一元的な窓口を弁護士会に設置する。
(参考例) 一部の弁護士会では、自治体のニーズに対応するため、行政連携センターを設置し、自治体向けに広報を行うほか、講師紹介、受任弁護士紹介、条例等の立案支援、弁護士の任期付公務員任用支援などを行う窓口を設けています。
- 2 弁護士会広報紙を定期的に自治体に提供する
- 3 弁護士会が、自治体に役立つ情報を集めた自治体向けメールマガジンを発行する
- 4 弁護士会で作成した市民向けの各種リーフレットを自治体関係部門に備え付ける
- 5 弁護士会が、どのような分野で、どのような自治体との間で、どのような形で連携しているかを一覧できる「メニューリスト」を、自治体の各部門に提供する
(参考例) 一部の弁護士会では「行政連携のお品書き」を作成し配布しています。
- 6 弁護士会トップと自治体トップとが、気軽に懇談し、相互交流できる場を設ける
- 7 弁護士会各種委員会と自治体各部門とが、関係分野別に、気軽に懇談し、相互交流できる場を設ける
- 8 分野別に、共同事例研究の場を設ける
(参考例) 行政対象暴力、自治体債権、消費者問題、高齢者などの分野
- 9 弁護士会内研修と自治体内研修の相互乗り入れをはかる
- 10 司法修習生の実務研修の一環として、自治体現場での研修を設ける
(参考例) 一部の弁護士会では、自治体において司法修習生を受け入れていただき、半日程度の研修を実施していただいております。参加した司法修習生より、自治体の役割・業務への理解が深まった、興味を持ったという感想が多数ありました。
- 11 連携について興味がない
- 12 その他()

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日（月）*

Q33. 弁護士会が自治体向け事業を制度化する場合、どのようなものであれば利用したいと思えますか。以下から選んで をつけてください(複数回答可)

- 1 自治体の部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談担当弁護士の派遣制度
- 2 各種審議会・委員会委員への弁護士の推薦
- 3 監査委員への弁護士の推薦, 包括外部監査人又は包括外部監査人補助者(自治法及び条例設置によるもの)への弁護士の推薦
- 4 ミニ外部監査(自治体独自に行うもの)の支援
- 5 各種研修会講師(自治体職員向け)の派遣
- 6 各種研修会講師(市民・児童生徒向け)の派遣
- 7 任期付公務員として弁護士を採用した自治体と採用に興味関心を持つ自治体との懇談会の開催
- 8 弁護士の任期付公務員採用や効果的な広報に関する情報提供・助言・支援
- 9 自治体内部の内部通報に関する窓口及び調査
- 10 住民からの苦情受付担当弁護士の紹介
- 11 住民とのトラブルの仲裁人・調停人の推薦
- 12 行政ADR(裁判外紛争処理機関)の設置
- 13 自治体の防災及び自然災害時の対応のあり方(地域防災計画, 災害弱者の個人情報)の取り扱い, 被災者の生活再建その他の支援策など)についての協議会の設置
- 14 自治体内部統制制度の整備, コンプライアンス改善のための助言・調査・支援
- 15 自治体契約・公金支出の適法性調査のための助言・調査・支援
- 16 不祥事発生時における第三者調査委員会委員への弁護士の推薦
- 17 条例規則等立案のための助言・支援
- 18 特定分野毎に自治体実務担当者と弁護士会との共同研究会, 面談・電話による法律相談, メールでの法律相談, 及び事件処理担当弁護士の紹介制度

18 を選択した場合、利用したい分野をお選びください(複数回答可)	18 を選択した場合、利用したい形態をお選びください。(複数回答可)
行政対象暴力・悪質クレーム対策	共同研究会
債権管理回収	面談・電話による法律相談
消費者問題	メールでの法律相談
高齢者虐待	事件処理担当弁護士の紹介制度
児童虐待	その他
いじめ	()
その他()	

- 19 特になし
- 20 その他(下記に御記入ください)

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日（月）*

7 法曹資格をもつ自治体職員(特別職を除く)について

自治体職員として任用される法曹有資格者についてお尋ねします。

自治体職員として法曹有資格者を現在任用しているか否かに関わらず、以下の質問についてお答えください。

(注)本設問中、「法曹有資格者」とは、「司法試験合格後、司法修習を終了し、弁護士登録をなし得る資格を有する者」をいいます(法科大学院修了後、司法試験に合格していない者や司法試験に合格しても司法修習を終えていない者を含みません)。「現に弁護士登録している者」のほか、「過去に弁護士登録をしていた者(任期付公務員等への任用に伴い弁護士登録を抹消している者を含みます)」及び「弁護士未登録者」を含むものとします。

(注)本設問中、「職員」とは、一般行政職に属する地方公務員をいい、「特別職」に属する地方公務員は含みません。

(注)本設問中、「特定任期付職員」、「一般任期付職員」及び「任期付短時間勤務職員」とは、それぞれ地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年5月29日法律第48号)に規定されている任期付職員をいいます。

7.1 貴自治体職員の現状について

Q34. 貴自治体には、法曹有資格者が職員として在籍していますか。あてはまるもの1つを選んで をつけてください(3を選択した場合、人数についても記入ください。貴部門に限らず、貴自治体全体での在籍数について御回答ください)。

- 1 現在に在籍している
- 2 現在に在籍していないが過去に在籍していたことがある
- 3 過去・現在とも在籍していないが、司法修習を修了していないもの、司法試験に合格した職員なら在籍している (人数 名)
- 4 過去・現在とも在籍しておらず、かつ司法試験に合格した職員も在籍していない
- 5 わからない

以下 Q35~Q41 の設問における法曹有資格者の「任用」とは、任期付職員又は選考による任用を意味しており、通常の競争試験による任用を除きます。

7.2 来年度以降の法曹有資格者任用予定

Q35. 貴自治体では、法曹有資格者の任用について具体的な計画がありますか。あてはまるもの1つを選んで をつけてください。

- 1 具体的な任用計画がある
平成()年度に()名程度採用予定
- 2 具体的な計画はないが、現在検討中である
- 3 法曹有資格者の任用について関心はあるが、検討していない
- 4 そもそも法曹有資格者の任用について関心がない

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的二一ス把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

7.3 法曹有資格者を任用する際の自治体の意思決定

Q36. 貴自治体が法曹有資格者を職員として任用するに際して、貴自治体の意思決定過程の中でいずれに置きが置かれますか。以下からいずれか1つを選んで せてください。

- 1 首長の発案かどうか
- 2 法務部門の意見が前向きかどうか
- 3 配属予定の所管部門の意見が前向きかどうか
- 4 人事部門の意見が前向きかどうか
- 5 財政部門の意見が前向きかどうか
- 6 議会・議員がどのような反応をするか
- 7 わからない
- 8 その他(自由記載)

Q37. 今後、貴自治体において法曹有資格者の職員採用を検討するとした場合、採用に消極的な意見として想定されるものは、どのような意見ですか。下記から想定されるものうち、上位3つまでを選んで をつけてください。

- 1 そもそも弁護士に対して距離感あるいはマイナスイメージがあり、弁護士が組織内に入ってくることで自体に違和感ないし不安がある。
- 2 既存の職員を育成すれば足りる。
- 3 必要に応じて外部の顧問弁護士等を活用すれば足りる。
- 4 法曹有資格者を採用することの必要性・有用性(期待できる成果・効果)について具体的に説明しにくい(あるいは、理解を得にくい。)
- 5 採用の必要性・有用性は理解できるが、厳しい財政状況の中で、任用コスト・正職員の定数管理の面から、消極的にならざるを得ない。
- 6 募集したとしても、どれだけの応募があるのか不安がある。
- 7 任期付きで法曹有資格者を採用した場合、かえって他の職員の意欲や能力が低下することが懸念される。
- 8 その他()

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的二一ス把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

7.4 法曹有資格者の任用が期待される分野・部門

Q38. 今後、法曹有資格者が貴自治体の職員として任用される場合、どのような分野・部門の担当による成果が期待されますか。以下から選んで をつけてください(複数回答可) なお、貴自治体としての公式見解で無くても差し支えありません。

- 1 訟務
- 2 行政不服審査業務
- 3 例規業務
- 4 諸政策の企画・立案
- 5 公立学校における事故への対応
- 6 公立学校における苦情への対応
- 7 公立病院における事故への対応
- 8 公立病院における苦情への対応
- 9 行政対象暴力や不当要求行為への対応
- 10 公債権や私債権の管理・回収業務
- 11 児童虐待の防止に向けた取組強化
- 12 契約書の作成・チェック
- 13 住民向け法律相談
- 14 議会事務局
- 15 労働委員会の事務局
- 16 教育委員会の事務局
- 17 人事委員会の事務局
- 18 内部監査
- 19 内部統制
- 20 職員のコンプライアンス全般
- 21 原課からの日常的な法律相談への対応
- 22 職員研修
- 23 その他()
- 24 特になし

7.5 任用する法曹有資格者に求める人物像

Q39. 任用する法曹有資格者には実務経験を求めますが。

- 1 強く求める(具体的に:)年程度の実務経験を要する
- 2 求める(具体的に:)年程度の実務経験を要する
- 3 どちらともいえない
- 4 求めない(修習終了後すぐの任用も可)
- 5 任用について関心がない

Q40. 任用する法曹有資格者の年齢層について希望はありますか。

- 1 ある(具体的に: 歳以上 歳以下)を希望する
- 2 ない
- 3 任用について関心がない

Q41. 任用する法曹有資格者に特に求める知見・人物像等はどういったものですか。

以下から選んで をつけてください(複数回答可)

- 1 地方行政への理解
- 2 訴訟に関する実務経験の豊富さ
- 3 一職員として住民と接してももたらえる気構え
- 4 民事法の知識と経験
- 5 折衝調整力
- 6 行動力
- 7 組織管理能力
- 8 人材育成力
- 9 協調性
- 10 柔軟性
- 11 規律性
- 12 リーダーシップ
- 13 その他(自由記載)

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日（月）*

7.6 任期付公務員に関する自治体向け説明会

Q42. 弁護士会主催で、任期付公務員に関する自治体向け説明会を企画した場合、**どなたのお話を聞いてみたいですか。以下から選んで、をつけてください（複数回答可）。**

- 1 任用した自治体の首長の話（交流会を含む）
- 2 任用した自治体の人事担当者の話（交流会を含む）
- 3 任用した自治体の配属先上長の話（交流会を含む）
- 4 任用された弁護士の話（交流会を含む）
- 5 公務員任用に興味・関心を持つ法曹有資格者の話（交流会を含む）
- 6 公務員任用に興味・関心を持つ司法修習生の話（交流会を含む）
- 7 効果的な採用活動等に関する弁護士の話（交流会を含む）
- 8 特に聞いてみたい話はない
- 9 その他（自由記載）

7.7 その他

Q43. **法曹有資格者の任用に関して希望・質問等がありましたら自由に御記入ください。**

自由記載

法曹有資格者である職員が**現在又は過去**において在籍したことがない自治体の方はアンケート終了です。

本アンケートについて、御意見がございましたら、最終ページの記載欄に自由に御記入ください。御協力ありがとうございます。

法曹有資格者である職員が現在在籍している、または過去に在籍していた自治体の方は、次ページ以降の質問にもお答えください。

現在、法曹有資格者が職員として在籍している自治体 Q44 にお進みください。
過去に法曹有資格者が職員として在籍していた自治体 Q48 にお進みください

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日（月）*

7.8 法曹有資格者である職員が現在在籍している自治体のみにお聞きします。

Q44. **回答現在、職員として在籍する法曹有資格者について下記のa～fに該当する人数及びその合計人数をそれぞれ各欄に御記入ください。**

（注）なお本設問中、「法曹有資格者」とは、「司法試験合格後、司法修習を終了し、弁護士登録をなし得る資格を有する者」をいいます（法科大学院修了後、司法試験に合格していない者や司法試験に合格しても司法修習を終えていない者は含みません。）

職員の種類	法曹有資格者の数…(ア)	(ア)のうち、 弁護士登録者 …(イ)	(ア)のうち 女性の数	(イ)のうち 女性の数
a 特定任期付職員	名	名	名	名
b 一般任期付職員	名	名	名	名
c 任期付短時間勤務職員	名	名	名	名
d 非常勤職員	名	名	名	名
e 通常の競争試験により採用した常勤職員	名	名	名	名
f その他	名	名	名	名

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

Q45. 職員として現在任用している法曹有資格者について、各種手当を含めないおおよその月収についてお答えください。回答は任用時の月収に基づき、任用の形態ごとに、おおよその平均的な月収としてあてはまるもの一つに をつけてください。勤務期間が1か月に満たない場合は、1か月に換算した場合の金額を選択してください。以下の任用形態に該当する職員がない場合には「該当者なし」に をつけてください。

月収(円)	A. 特定・一般 任期付職員	B. 任期付 短時間 勤務職員	C. 非常勤職員	D. 通常の 競争試験により 採用した 常勤職員	E. その他
該当者なし	1	1	1	1	1
10万円未満	2	2	2	2	2
10万円以上 15万円未満	3	3	3	3	3
15万円以上 20万円未満	4	4	4	4	4
20万円以上 25万円未満	5	5	5	5	5
25万円以上 30万円未満	6	6	6	6	6
30万円以上 35万円未満	7	7	7	7	7
35万円以上 40万円未満	8	8	8	8	8
40万円以上 45万円未満	9	9	9	9	9
45万円以上 50万円未満	10	10	10	10	10
50万円以上 55万円未満	11	11	11	11	11
55万円以上 60万円未満	12	12	12	12	12
60万円以上 65万円未満	13	13	13	13	13
65万円以上 70万円未満	14	14	14	14	14
70万円以上	15	15	15	15	15

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

Q46. 職員として現在任用している法曹有資格者について、手当を含めたおおよその年収についてお答えください。回答は任用時の年収に基づき、任用の形態ごとにおおよその平均的な年収としてあてはまるもの一つに をつけてください。勤務期間が1年に満たない場合は、1年に換算した場合の金額を選択してください。以下の任用形態に該当する職員がない場合には「該当者なし」に をつけてください。

年収(円)	A. 特定・一般 任期付職員	B. 任期付 短時間 勤務職員	C. 非常勤職員	D. 通常の 競争試験により 採用した 常勤職員	E. その他
該当者なし	1	1	1	1	1
100万円未満	2	2	2	2	2
100万円以上150万円未満	3	3	3	3	3
150万円以上200万円未満	4	4	4	4	4
200万円以上250万円未満	5	5	5	5	5
250万円以上300万円未満	6	6	6	6	6
300万円以上350万円未満	7	7	7	7	7
350万円以上400万円未満	8	8	8	8	8
400万円以上450万円未満	9	9	9	9	9
450万円以上500万円未満	10	10	10	10	10
500万円以上550万円未満	11	11	11	11	11
550万円以上600万円未満	12	12	12	12	12
600万円以上650万円未満	13	13	13	13	13
650万円以上700万円未満	14	14	14	14	14
700万円以上750万円未満	15	15	15	15	15
750万円以上800万円未満	16	16	16	16	16
800万円以上850万円未満	17	17	17	17	17
850万円以上900万円未満	18	18	18	18	18
900万円以上950万円未満	19	19	19	19	19
950万円以上1000万円未満	20	20	20	20	20
1000万円以上1050万円未満	21	21	21	21	21
1050万円以上	22	22	22	22	22

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

Q47. 現在任用している法曹有資格者の配属部署、役職、業務内容を職員の種類（特任期付職員、一般任期付職員、任期付短時間勤務職員、非常勤職員、通常の競争試験による採用した常勤職員、その他）とともに、以下に御記入ください。職員として任用している法曹有資格者が複数いる場合それぞれの職員について、任用時期が古い職員から順に開を分けて御記入ください。

職員の種類	配属部署	役職	業務内容
1 人目の職員			
2 人目の職員			
3 人目の職員			

7.9 法曹有資格者であることを任用条件に、職員として現に任用している又は過去に任用したことがある自治体にお聞きします。

以下の各質問項目について、差し支えない範囲で御回答をお願いします。

Q48. 最も直近の募集はいつ行いましたか。募集を行った年度をお答えください。

平成_____年度

Q49. 最も直近の募集に対する応募人数をお答えください。

_____名

Q50. 募集に至った背景事情・ねらいを以下に自由に御記入ください。

[]

Q51. 貴自治体では、法曹有資格者の任用にあたり、採用コストに見合うだけの効果があるかどうかの観点からの議論（費用対効果論）はありましたか。

1 あった Q52にお進みください

2 なかった Q53にお進みください

Q52. Q52で「1. あった」と回答された自治体にお聞きします。費用対効果に関しては、どのような考えの下に、貴自治体では法曹有資格者を任用することとなりましたか。

[]

Q53. 募集の周知・広報の方法等で工夫した点について自由に御記入ください。

[]

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

Q54. 応募資格として設定した弁護士職務経験年数を御記入ください。特に設定が無い場合、「0」を記入ください。… _____年

Q55. 採用時に特に重視した資質ないし能力を3つあげてください。

[]

Q56. 任用後の弁護士資格の維持を必要と考えましたか。以下のいずれかを選んでつけた上で、理由を御記入ください。

1 必要と考えた(理由: _____)

2 不要と考えた(理由: _____)

3 その他(自由記載: _____)

Q57. 任用のプロセスにおいて苦労された点、反省すべき点がありましたら、以下に自由に記載ください。

[]

Q58. 任期付職員として任用したケースがありますか。任用したケースがある場合、設定した任期を以下から1つ選んで をつけてください。また、その任期を設定した根拠・理由を以下に御記入ください。任用したケースがない場合、「任用したケースはない」を選択ください。任期付職員を複数任用したケースがあり、設定した任期が異なる場合、複数の年数に をつけてください。

1 任用したケースがある
a 設定した任期…1年・2年・3年・4年・5年・6年以上

b その任期を設定した根拠・理由… _____

(_____)

2 任用したケースはない

Q59. 法曹有資格者は首長及び幹部職員で構成する政策決定会議に参加していますか。(または、過去に参加していましたか。)以下から1つ選んで をつけてください。

1 参加している(していた)(理由: _____)

2 参加していない(理由: _____)

3 その他(自由記載: _____)

Q60. 任用した法曹有資格者の知識・技能向上のためにどのような取り組みを行っていますか(または、行っていましたか) 以下に御記入ください。

[]

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日（月）*

061. 任用した法曹有資格者と外部の弁護士との役割の違い、業務の分担の方法、分担内容はどのようなものでしょうか。以下に御記入ください。

062. 訴訟代理人（指定代理人）は、どなたが担当しますか（担当していませんか）
以下から1つ選んで をつけてください。

- 1 外部の弁護士
- 2 職員として任用した法曹有資格者
- 3 事業により、1又は2のいずれか
- 4 原則として、1及び2の双方
- 5 その他（ ）

063. 法曹有資格者を任用した後、顧問弁護士との契約内容等の変更はありましたか。以下から1つ選んで をつけてください。

- 1 変更なし
- 2 変更あり（変更点： ）
- 3 顧問弁護士はいない

064. 法曹有資格者任用に対する満足度について、以下から1つを選んで をつけてください。

- 1 当初の期待を上回る成果が上がっている。 Q65にお進みください
- 2 当初の期待に応じた成果が上がっている。 Q65にお進みください
- 3 現時点では当初の期待に応じた成果が上がっていないが、今後十分期待できる。 Q65にお進みください
- 4 当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後期待できるとは考えない。 Q66にお進みください
- 5 当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後期待できない。 Q66にお進みください

065. Q64で1、2または3と回答された方にお聞きします。
法曹有資格者任用の具体的なメリットは何ですか（実績・成果など）
（ 御回答後、Q67へお進みください）

066. Q64で4または5と回答された方にお聞きします。
差し支えなければその理由を教えてください。

総務部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日（月）*

067. 任用した法曹有資格者のうち、弁護士登録を維持している職員について、弁護士登録をされていることが役立っていますか。以下から1つを選んで をつけてください。また、役立っている場合、役立った場面を記載ください。

- 1 役立っている
（役立った場面： ）
- 2 ときどき役立っている
（役立った場面： ）
- 3 あまり役立っていない
- 4 役立っていない
- 5 その他（ ）

068. その他、法曹有資格者の任用についての感想を自由に御記入ください。

069. 今後も法曹有資格者の任用を継続したいと思いますが、いずれか1つを選んで をつけてください。

- 1 任用を継続し、かつ現状より人数または担当分野を拡大したい。
（理由 ）
- 2 現状のまま任用を継続したい。
（理由 ）
- 3 任用を継続するが、現状より人数または担当分野を縮小したい。
（理由 ）
- 4 思わない
（理由 ）
- 5 その他
（自由記載 ）

アンケートは全て終了です。

本アンケートについて、御意見がございましたら、
以下の記載欄に自由に御記入ください。
御協力、誠にありがとうございます。

本アンケートについての御意見

御提供いただいた個人情報、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い、厳重に管理いたしません。また、状況に応じ、本アンケート調査の内容につき再度お問い合わせ等の御連絡をさせていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート

* 回答期日：2014年1月20日(月) *

【以下に、貴自治体名・回答部署・担当者・電話番号を御記入ください。】

自治体名 ()
回答部署 ()
担当者 ()
電話番号 ()

1 貴部門の属性について

1.1 規模

Q1. 貴部門が該当するものを以下から1つ選んで、をつけてください。

- 1 都道府県
- 2 庁所在地
- 3 2以外の政令指定都市
- 4 2以外の中核市
- 5 2以外の特別市
- 6 2ないし5以外の市
- 7 特別区(東京23区)

1.2 回答部門の名称

Q2. 本アンケートに御回答いただいた部門を以下から1つ選んで、をつけてください。

- 1 福祉(民生)部門
- 2 学校教育部門

Q3. 念のため、本アンケートに御回答いただいている部門の貴自治体における組織規定上の名称を以下に御記入ください。

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート

* 回答期日：2014年1月20日(月) *

2 貴部門の顧問弁護士現状と今後について

以下の設問では、貴部門における顧問弁護士への委嘱状況について、お答えください。

(注)本設問中、「顧問弁護士」とは、契約の名称や契約書の有無に関わらず、貴自治体からの依頼に応じて継続的に、貴自治体業務に関する法律相談又は代理業務を行う弁護士を言います。ただし、各種審議会・委員会の委員、住民のための法律相談を行う弁護士及び「貴自治体の職員」は除きます。

Q4. 現在、貴部門で顧問弁護士を委嘱していますか。いずれかに、をつけてください。

- 1 委嘱している Q5にお進みください
- 2 委嘱していない Q10にお進みください
- 3 委嘱しているが、わからない Q10にお進みください

Q5. 貴部門で顧問弁護士を委嘱している場合、委嘱している顧問弁護士へ、貴部門が主に相談する内容を、以下から選んで、をつけてください(複数回答可)

- 1 自治体を当事者とする訴訟・調停等に関するもの
- 2 行政不服申立に関するもの
- 3 自治体債権の管理回収分野に関するもの
- 4 苦情処理対応に関するもの
- 5 裁判外紛争(上記2～4を除く)に関するもの
- 6 契約書に関するもの
- 7 個別行政分野における業務執行上のもの
- 8 政策形成段階におけるもの
- 9 条例等の立案過程におけるもの
- 10 自部門では、特に相談していない
- 11 その他(以下に御記入ください)

Q6. 貴部門において、顧問弁護士に対する法律相談及び代理業務の依頼手続については、以下のいずれにより行われていますか。いずれか1つを選んで、をつけてください。

- 1 相談及び依頼のいずれも総務部門等の他部門を通じて申し込んでいる。
- 2 相談及び依頼のいずれも貴部門が直接申し込んでいる。
- 3 依頼については総務部門等の他部門を通じて申し込み、相談については貴部門が直接申し込んでいる。
- 4 相談については総務部門等の他部門を通じて申し込み、依頼については貴部門が直接申し込んでいる。
- 5 案件により、相談及び依頼の方法は異なる。
- 6 その他 ()

專業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

07. 顧問弁護士を委嘱していることは、貴部門にとって役立っていますか。あてはまるものを1つ選んで、をつけてください。複数の弁護士に顧問を委嘱している場合、全体的な評価をお答えください。

- 1 大いに役立っている
- 2 ある程度役立っている
- 3 あまり役立っていない
- 4 役立っていない

08. 顧問弁護士をより一層有効に活用する上で、貴部門において改善が望まれる点があれば御記入ください(自由記載)

[]

09. Q10は顧問弁護士の委嘱の有無にかかわらず、お答えください。
現在委嘱していない分野で、今後、貴部門において、顧問弁護士による対応を希する業務・分野を、以下から選んで、をつけてください(複数回答可)

- 1 自治体を当事者とする訴訟・調停等の代理人
- 2 行政不服申立における裁決書等に関する法律相談及び文書チェック
- 3 自治体債権の管理回収に関する法律相談及び納付交渉代理人
- 4 苦情処理対応の代理人
- 5 裁判外紛争(上記2~4を除く)に関する法律相談及び代理人
- 6 契約書に関する法律相談及び文書チェック
- 7 個別行政分野における業務執行上の法律相談
- 8 政策形成段階における法律相談
- 9 条例等の立案過程における法律相談及び法令審査
- 10 特になし
- 11 その他(下記に御記入ください)

[]

專業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

Q10. 顧問弁護士に委嘱する場合には、貴部門として、顧問弁護士について考慮することは何ですか。以下から選んで、をつけてください(複数回答可)

- 1 公務員経験者であること
- 2 行政訴訟・行政法規に関し知識・経験があること
- 3 本自治体の外郭団体や他の自治体の顧問をしていること
- 4 自治体行政に知識・経験を有していること
- 5 複数の弁護士が所属している法律事務所であること
- 6 専門性を有している分野(2及び4を除く)があること
- 7 対応が迅速であること
- 8 公正さがあること
- 9 市民感覚を理解していること
- 10 相談しやすさ・親しみやすさがあること
- 11 年齢 好ましいとお考えの年齢層を記載ください(歳以上 歳以下)
- 12 前任の顧問弁護士からの引き継ぎの便宜
- 13 紹介ルート(下欄から、指名又は推薦が想定されるルートを選んで、をつけてください。複数回答可)

[]

首長・首長経験者 自治体幹部職員 審議会等委員 議員 監査委員
 自治会関係者 住民 地元弁護士会 他の自治体関係者 顧問弁護士
 その他()
 14 特になし
 15 その他()
 16 委嘱をしたことがなく、検討もしていない

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

3 顧問弁護士以外の弁護士の自治体での役割・関与形態

Q11.自治体業務には、顧問弁護士以外にも、さまざまな形で弁護士が関与しており
ますが、今後、貴部門の現場での法的ニーズを一層充足するのに特に有益と思われる
弁護士の自治体での役割・関与形態について、以下から選んで をつけてくだ
さい(複数回答可。貴部門としての公式見解で無くても差し支えありません)

- 1 自治体の部門レベル・現場レベルで職員向け法律相談担当弁護士を依頼
- 2 弁護士を審議会・委員会等の委員(長期固定化を避けるための定期交替を含む)に委嘱
- 3 弁護士を監査委員(長期固定化を避けるための定期交替を含む)に委嘱
- 4 包括外部監査人又は包括外部監査人補助者(自治法及び条例設置によるもの)
- 5 ミニ外部監査(自治体独自に行うもの)の支援
- 6 各種研修会講師を弁護士に依頼
- 7 貴自治体の職員として弁護士を任用
- 8 特定分野(行政対象暴力・悪質クレーム対策、債権管理回収、消費者問題、高齢者虐待、児童虐待、いじめ等)毎に自治体実務担当者や弁護士会との共同研究会
- 9 自治体内部の内部通報に関する窓口及び調査
- 10 住民からの苦情受付
- 11 住民とのトラブルの仲裁人・調停人
- 12 特定分野(行政対象暴力・悪質クレーム対策、債権管理回収等)における事件処理の依頼
- 13 特になし
- 14 その他(以下に御記入ください)

Q12.貴部門では、特定の自治体業務について、職員向けの法律相談担当弁護士を外部に依頼して
いますか。(非常勤職員は含みますが、顧問弁護士や貴自治体職員である
弁護士を除きます。)当てはまるものに をつけてください。依頼している場合、
人数及び依頼している相談業務の分野についても御回答ください。

- 1 依頼している………名
 - 2 依頼していない
 - 3 わからない
- 依頼している場合、相談業務の分野を、以下に記載してください。

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月) *

4 貴部門の職員研修について

4.1 外部講師による職員を対象とした所管事業に関する法務(コンプライアンスを含む)研
修について
外部講師による職員を対象とした所管事業に関する法務(コンプライアンスを含む)
研修の現状について、御回答ください。

Q13.平成24年度中に貴部門が所管する職員研修において、外部講師へ依頼して行うよ
うな法務(コンプライアンスを含む)に関する研修はありましたか。

- 1 外部講師が担当したことがある
- 2 外部講師が担当したことはない
- 3 職員を対象とした所管事業に関する法務(コンプライアンスを含む)研修を貴部
門が主管で行ったことはない

4.2 弁護士会からの講師派遣及び弁護士会主催の研修

4.2.1 弁護士会からの弁護士講師の派遣について

弁護士会の各種委員会では、人権、公害対策、環境保全、消費者保護、高齢者・障害者支援、遺言・相続、住宅紛争、DV、児童虐待、行政対象暴力、多重債務者救済など様々な分野で、法令遵守や住民福祉に関わる専門的な活動を行っております。そして、弁護士会では、各種委員会の弁護士が講師となつて、毎年、会員弁護士を対象とした各種研修を実施するほか、一部の弁護士会では、自治体から講師派遣の要請があれば弁護士を講師として派遣しております。

Q14. 今後、弁護士講師派遣制度を利用する場合、貴部門では、どのようなテーマに
ついて講師派遣を希望しますか。あてはまるものを以下から選んで をつけてく
ださい。また、特に具体的に御記入ください。(複数回答可)

- 1 行政法(憲法人権、地方自治法、公務員法、条例、情報公開、個人情報保護など。
訴訟・不服申立てについては2)
- 2 行政訴訟(行政訴訟、住民訴訟、行政手続法、異議申立・審査請求、国家賠償など)
- 3 地方行政(地方分権、地方財政、入札・契約、補助金、自治体監査、内部通報など)
- 4 公害環境・産業廃棄物・建築紛争
- 5 まちづくり・土地収用・土地改良・区画整理 6 自治体債権の管理回収
- 7 行政対象暴力・悪質クレーム対策 8 土地(里道・水路・官民境界・農地法など)
- 9 学校関係(事故、不登校、いじめ、暴力、法教育、保護者クレームなど)
- 10 福祉(高齢者、児童、生活保護、障害者、精神障害・精神医療、消費者問題など)
- 11 離婚 12 成年後見 13 相続・遺言 14 入国管理
- 15 在日外国人(永住資格者) 16 セクハラ 17 男女雇用機会均等法
- 18 交通事故 19 裁判員裁判 20 労働裁判 21 犯罪被害者支援
- 22 多重債務者救済・破産・民事再生 23 民事訴訟・支払督促・民事執行
- 24 刑事弁護・少年事件 25 裁判外紛争解決手続
- 26 弁護士講師派遣制度に興味・関心が無い
- 27 その他()

專業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート

* 回答期日：2014年1月20日(月)*

特に弁護士職務派選制度を利用したいと考えているテーマがあれば御記載ください。

4.2.2 弁護士会主催の弁護士向け研修への聴講参加

現在、一部の弁護士会では、行政訴訟、高齢者虐待・成年後見、在日外国人の相続問題など、地方行政とも関わりのある弁護士向け研修については、地元自治体にも案内し、自治体職員の聴講参加を可能とするという取り組みが進められております。

Q15. 弁護士会の講座のうち、貴部門では、いずれのテーマに興味・関心がありますか。
あてはまるものを以下から選んで をつけてください(複数回答可)

- 1 行政法(憲法人権、地方自治法、公務員法、条例、情報公開、個人情報保護など。訴訟・不服申立てについては2)
- 2 行政訴訟(行政訴訟、住民訴訟、異議申立・審査請求、国家賠償など)
- 3 地方行政(地方分権、地方財政、入札・契約、補助金、自治体監査、内部通報など)
- 4 公害環境・産業廃棄物・建築紛争
- 5 まちづくり・土地利用・土地収用・土地改良・区画整理 6 自治体債権の管理回収
- 7 行政対象暴力・悪質クレーム対策
- 8 土地(里道・水路・官民境界・農地法など)
- 9 学校関係(事故、不登校、いじめ、暴力、法教育、保護者クレームなど)
- 10 福祉(高齢者、児童、生活保護、障害者、精神障害・精神医療、消費者問題など)
- 11 離婚 12 成年後見 13 相続・遺言 14 入国管理
- 15 在日外国人(永住資格者) 16 セクハラ 17 男女雇用機会均等法
- 18 交通事故 19 裁判員裁判 20 労働裁判 21 犯罪被害者支援
- 22 多重債務者救済・破産・民事再生 23 民事訴訟・支払督促・民事執行
- 24 刑事弁護・少年事件 25 裁判外紛争解決手続
- 26 弁護士向け研修への聴講参加に興味・関心が無い
- 27 その他()

專業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート

* 回答期日：2014年1月20日(月)*

5 貴部門と弁護士会との連携について

Q16. 貴部門では、貴部門と弁護士会とが何らかの連携をはかることに興味はありますか。以下から選んで をつけてください。

- 1 興味がある
- 2 興味がない

Q17. 貴部門が弁護士会との間で相互理解を深め連携をはかる上で、貴部門は、どのような方法が、実現可能で、かつ有用だと思われませんか。以下から選んで をつけてください(複数回答可)

- 1 自治体のニーズに対応する一元的な窓口を弁護士会に設置する
(参考例) 一部の弁護士会では、自治体のニーズに対応するため、行政連携センターを設置し、自治体向けに広報を行うほか、講師紹介、受任弁護士紹介、条例等の立案支援、弁護士任期付公務員任用支援などを行う窓口を設けています。
 - 2 弁護士会広報誌を定期的に自治体に提供する
 - 3 弁護士会が、自治体に役立つ情報を集めた自治体向けメールマガジンを発行する
 - 4 弁護士会で作成した市民向けの各種リーフレットを自治体関係部門に備え付ける
 - 5 弁護士会が、どのような分野で、どのような自治体との間で、どのような形で連携しているかを一覧できる「メニューリスト」を、自治体の各部門に提供する
(参考例) 一部の弁護士会では「行政連携のお品書き」を作成し配布しています。
 - 6 弁護士会トップと自治体トップとが、気軽に懇談し、相互交流できる場を設ける
 - 7 弁護士会各種委員会と自治体各部門とが、関係分野別に、気軽に懇談し、相互交流できる場を設ける
 - 8 分野別に、共同事例研究の場を設ける
(参考例) 行政対象暴力、自治体債権、消費者問題、高齢者などの分野
 - 9 弁護士会内研修と自治体内研修の相互乗り入れをはかる
 - 10 司法修習生の実務研修の一貫として、自治体現場での研修を設ける
(参考例) 一部の弁護士会では、自治体において司法修習生を受け入れていただき、半日程度の研修を実施していただいております。参加した司法修習生より、自治体の役割・業務への理解が深まった、興味を持ったという感想が多数ありました。
- 11 連携について興味がない
12 その他()

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

Q18. 弁護士会が自治体向け事業を制度化する場合、貴部門は、どのようなものであれば利用したいと思えますか。以下から選んで をつけてください(複数回答可)

- 1 自治体の部門レベル・現場レベルでの職員向け法律相談担当弁護士の派遣制度
- 2 各種審議会・委員会委員への弁護士の推薦
- 3 監査委員への弁護士の推薦、包括外部監査人又は包括外部監査人補助者(自治法及び条例設置によるもの)への弁護士の推薦
- 4 ミニ外部監査(自治体独自に行うもの)の支援
- 5 各種研修会講師(自治体職員向け)の派遣
- 6 各種研修会講師(市民・児童生徒向け)の派遣
- 7 任期付公務員として弁護士を採用した自治体と採用に興味関心を持つ自治体との懇談会の開催
- 8 弁護士の任期付公務員採用や効果的な広報に関する情報提供・助言・支援
- 9 自治体内部の内部通報に関する窓口及び調査
- 10 住民からの苦情受付担当弁護士の紹介
- 11 住民とのトラブルの仲裁人・調停人の推薦
- 12 行政ADR(裁判外紛争処理機関)の設置
- 13 自治体の防災及び自然災害時の対応のあり方(地域防災計画、災害弱者の個人情報)の取り扱い、被災者の生活再建その他の支援策など)についての協議会の設置
- 14 自治体の内部統制制度の整備、コンプライアンス改善のための助言・調査・支援
- 15 自治体契約・公金支出の適法性調査のための助言・調査・支援
- 16 不祥事発生時における第三者調査委員会委員への弁護士の推薦
- 17 条例規則等立案のための助言・支援
- 18 特定分野毎に自治体実務担当者と弁護士会との共同研究会、面談・電話による法律相談、メールでの法律相談、及び事件処理担当弁護士の紹介制度

18 を選択した場合、利用したい分野をお選びください(複数回答可)	18 を選択した場合、利用したい形態をお選びください。(複数回答可)
行政対象暴力・悪質クレーム対策	共同研究会
債権管理回収	面談・電話による法律相談
消費者問題	メールでの法律相談
高齢者虐待	事件処理担当弁護士の紹介制度
児童虐待	その他
いじめ	()
その他()	

- 19 特になし
- 20 その他(下記に御記入ください)

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

6 法曹資格をもつ自治体職員(特別職を除く)について

自治体職員として任用される法曹有資格者についてお尋ねします。

自治体職員として法曹有資格者を現在任用しているか否かに関わらず、
以下の質問についてお答えください。

(注)本設問中、「法曹有資格者」とは、「司法試験合格後、司法修習を終了し、弁護士登録をなし得る資格を有する者」をいいます(法科大学院修了後、司法試験に合格していない者や司法試験に合格しても司法修習を終えていない者は含みません)。「現に弁護士登録している者」のほか、「過去に弁護士登録をしていた者(任期付公務員等への任用に伴い弁護士登録を抹消している者を含みます)」及び「弁護士未登録者」を含むものとします。
(注)本設問中、「職員」とは、一般行政職に属する地方公務員をいい、「特別職」に属する地方公務員は含みません。
(注)本設問中、「特定任期付職員」、「一般任期付職員」及び「任期付短時間勤務職員」とは、それぞれ地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年5月29日法律第48号)に規定されている任期付職員をいいます。

6.1 貴自治体職員の現状について

Q19. 貴自治体には、法曹有資格者が職員として在籍していますか。あてはまるもの1つを選んで をつけてください。

- 1 現在に籍している
- 2 現在に籍していないが過去に在籍していたことがある
- 3 過去・現在とも在籍していないが、司法修習を修了していないもの、司法試験に合格した職員なら在籍している(人数)
- 4 過去・現在とも在籍しておらず、かつ司法試験に合格した職員も在籍していない
- 5 わからない

以下 Q20～Q23 の質問における法曹有資格者の「任用」とは、任期付職員又は選考による任用を意味しており、通常の競争試験による任用を除きます。

6.2 法曹有資格者の公務員任用に関する興味・関心

Q20. 貴部門では、今後、貴自治体が法曹有資格者を職員として任用することについて興味・関心はありますか。(貴自治体としての公式見解で無くても差し支えありません)以下からいずれれかを選んで をつけてください。また、併せて理由も御記入ください。

- 1 興味・関心がある(理由は以下に御記入ください)
- 2 興味・関心がない
(どのような点に興味・関心がありますか。以下に御記入ください)

專業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

6.3 法曹有資格者の任用が期待される分野・部門

Q21. 今後、眞自治体が法曹有資格者を職員として任用する場合、どのような分野・部門の担当による成果が期待されますか。以下から選んで をつけてください(複数回答可) なお、眞自治体としての公式見解で無くても差し支えありません。

- 1 訟務
- 2 行政不服審査業務
- 3 例規業務
- 4 諸政策の企画・立案
- 5 公立学校における事故への対応
- 6 公立学校における苦情への対応
- 7 公立病院における事故への対応
- 8 公立病院における苦情への対応
- 9 行政対象暴力や不当要求行為への対応
- 10 公債権や私債権の管理・回収業務
- 11 児童虐待の防止に向けた取組強化
- 12 契約書の作成・チェック
- 13 住民向け法律相談
- 14 議会事務局
- 15 労働委員会の事務局
- 16 教育委員会の事務局
- 17 人事委員会の事務局
- 18 内部監査
- 19 内部統制
- 20 職員のコンプライアンス全般
- 21 原課からの日常的な法律相談への対応
- 22 職員研修
- 23 その他()
- 24 特になし

6.4 任用する法曹有資格者に求める人物像

Q22. 任用する法曹有資格者に求める知見・人物像等がありましたら自由に御記入ください。

- 1 地方行政への理解
- 2 訴訟に関する実務経験の豊富さ
- 3 一職員として住民と接してもらええる気構え
- 4 民事法の知識と経験
- 5 折衝調整力
- 6 行動力
- 7 組織管理能力
- 8 人材育成力
- 9 協調性
- 10 柔軟性
- 11 規律性
- 12 リーダーシップ
- 13 その他(自由記載)

專業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

6.5 その他

Q23. 法曹有資格者の任用に関して希望・質問等がありましたら自由に御記入ください。
自由記載

法曹有資格者である職員が現在又は過去において在籍したことがない部門の方はアンケート終了です。

本アンケートについて、御意見がございましたら、最終ページの記載欄に自由に御記入ください。御協力ありがとうございます。

法曹有資格者である職員が現在在籍し、または過去に在籍していた自治体の方は、
次ページ以降の質問にもお答えください。

現在、法曹有資格者が職員として在籍している自治体 Q24にお進みください。
過去に法曹有資格者が職員として在籍していた自治体 Q24にお進みください。

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

6.6 法曹有資格者である職員が現在在籍している又は過去に在籍したことがある自治体の方にお聞きします。

(注)なお本設問中、「法曹有資格者」とは、「司法試験合格後、司法修習を終了し、弁護士登録をなし得る資格を有する者」をいいます(法科大学院修了後、司法試験に合格していない者や司法試験に合格しても司法修習を終えていない者は含みません)

Q24. 職員として在籍する法曹有資格者は、貴部門に関わる業務を現在担当し、又は過去に担当したことがありますか。

- 1 担当している(又は担当したことがある) Q25 にお進みください
- 2 担当したことがない Q28 にお進みください

6.6.2 法曹有資格者たる職員が担当する部門・分野

Q25. 法曹有資格者の任用に対する満足度について、貴部門の印象を、以下から1つを選んでつけてください。

- 1 当初の期待を上回る成果が上がっている。 Q26 にお進みください
- 2 当初の期待に応じた成果が上がっている。 Q26 にお進みください
- 3 現時点では当初の期待に応じた成果が上がっていないが、今後十分期待できる。 Q26 にお進みください
- 4 当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後期待できるかどうか不明。 Q27 にお進みください
- 5 当初の期待に応じた成果が上がっておらず、今後も期待できない。 Q27 にお進みください

Q26. Q25 で 1, 2 または 3 と回答された方にお聞きします。

法曹有資格者任用の具体的なメリットは何ですか(実績・成果など)
(Q28 へお進みください)

[]

Q27. Q25 で 4 または 5 と回答された方にお聞きします。

差し支えなければその理由を教えてください。

[]

事業部門向け

【日弁連】地方行政分野における法的ニーズ把握のためのアンケート
* 回答期日：2014年1月20日(月)*

Q28. 任用した法曹有資格者のうち、弁護士登録を維持している職員について、弁護士登録をしていることが役立っていますか。以下から1つを選んでをつけてください。また、役立っている場合、役立った場面を記載ください。

- 1 役立っている
(役立った場面：)
- 2 ときどき役立っている
(役立った場面：)
- 3 あまり役立っていない
- 4 役立っていない
- 5 その他 ()

Q29. その他、法曹有資格者の任用についての感想を自由に御記入ください。

[]

Q30. 今後、貴部門において、法曹有資格者の任用を継続してほしいと思いますが、いずれか1つを選んで をつけてください。

- 1 任用を継続し、かつ現状より人数または担当分野を拡大してほしい。
(理由)
- 2 現状のまま任用を継続してほしい。
(理由)
- 3 任用を継続しつつ、現状より人数または担当分野を縮小してほしい。
(理由)
- 4 継続してほしいと思わない(理由)
(理由)
- 5 その他(自由記載)
()

アンケートは全て終了です。

本アンケートについて、御意見がございましたら、

下記の記載欄に御入ください。

御協力、誠にありがとうございます。

本アンケートについての御意見

[]

御提供いただいた個人情報、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い、厳重に管理いたします。また、状況に応じ、本アンケート調査の内容につき再度お問い合わせ等の御連絡をさせていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

日弁連業1第334号

2013年(平成25年)11月22日

各位

日本弁護士連合会

事務総長 荒

中

(公印省略)

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対するアンケートについて(依頼)

日頃から当連合会の活動に御理解・御協力賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本年6月26日の法曹養成制度検討会議の取りまとめの後、本年9月17日、政府の下で、法曹養成制度改革推進会議の開催及び同推進室の設置について閣議決定がなされ法曹有資格者の活動領域の拡大について急ピッチで議論されることになっております。そのような流れの中で、法曹有資格者の活動領域の拡大の実現と諸課題の解決に向け、当連合会も積極的に取り組むことが求められております。

そこで当連合会では、法曹の新しい活動領域として注目されている、地方公共団体職員としての活動について、実際に勤務経験のある法曹有資格者の皆様を対象にアンケート調査を行うことといたしました。本アンケートは、地方公共団体での勤務実態を把握し、法曹有資格者の地方公共団体職員としての活躍の場をさらに広げていくこと並びに当連合会及び各弁護士会におけるバックアップ体制の検討に資することを目的に実施するものです。

つきましては、是非、本アンケートに御協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、御回答は、2014年1月17日(金)までに同封の返信用封筒を御利用の上、郵送にて以下の担当事務局宛て御返信ください。

また、当連合会における、地方公共団体への法曹有資格者任用促進活動を紹介するにあたり、別途資料を同封いたしております。是非御一読ください。

御多忙のところ大変恐縮ではございますが、何とぞ御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【同封物】

: 返信用封筒

: アンケート回答票

: 「地方自治体に弁護士を」(2013年5月15日付け日弁連会長山岸憲司公式ブログ「なんでも話そうよ」から)

: 弁護士のための華麗なるキャリアプラン挑戦ガイドブック

: 「自治体で活躍する弁護士大いに語る」(2011年7月「弁政連ニュース
JUL.25号」から)

お問い合わせ

日弁連業務部業務第一課 與那覇(よなは)

電話: 03-3580-9963

FAX: 03-3580-2866

E-mail: yonahaa@nichibenren.or.jp

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員に対するアンケート

本アンケートは、法曹有資格者(司法修習終了者)のうち地方公共団体が常勤職員として現在勤務している又は過去に勤務したことがある方々を対象として、地方公共団体における法曹有資格者の活動実態を把握するため実施しております。なお、地方公共団体において、現役で御活躍の方におかれましては、現在のお仕事について、既に退職している方におかれましては、勤務当時のお仕事について(過去のお仕事について)の質問として読み替えてください。

第1 経歴等について

Q1. お名前、司法修習期、連絡先等について御回答ください。

御氏名 _____ 司法修習期 旧・新 _____ 期
御所属：(団体名) _____ (部署名) _____
各連絡先 _____
E-mail: _____ TEL: _____
FAX: _____

Q2. 現在御所属または直近で御所属経験のある地方公共団体の名称等について御回答ください。
複数部署での御所属経験がある場合は、順に御記入ください。御所属経験のある部署が3つ以上ある場合は、余白に御記入ください。

記入例	地方公共 団体名	所属部署	役職	採用時 の任期	所属 期間	部署配属時の 法曹資格の有無 について	採用形態 (いずれかに)
(1)当初	県 市	総務部 法制課	法務担 当課長	2年	約3年 6か月	法曹資格 取得後 法曹資格 取得前	特定任期付 一般任期付 選考 通常の競争試験 その他 ()
(2)次					約 か月	法曹資格 取得後 法曹資格 取得前	特定任期付 一般任期付 選考 通常の競争試験 その他 ()
(3) その次					約 か月	法曹資格 取得後 法曹資格 取得前	特定任期付 一般任期付 選考 通常の競争試験 その他 ()

Q3. Q2以外の地方公共団体又は国等での勤務経験はありますか。
ある場合、以下について御回答ください。

なお、所属部署及び役職については、退職時のものについて御回答ください。

(1)当初	団体名	所属部署	役職	採用時の 任期	勤続 年数	採用時の法曹 資格の有無	採用形態 ()
					約 年 か月	法曹資格 取得後 法曹資格 取得前	特定任期付 一般任期付 選考 通常の競争試験 その他 ()
(2)次					約 年 か月	法曹資格 取得後 法曹資格 取得前	特定任期付 一般任期付 選考 通常の競争試験 その他 ()

Q4. 法曹有資格者として地方公共団体に勤務した勤続はなんですか(自由記載)

[]

* この後の設問については、以下のとおり御回答ください*

Q5～Q28までは、全ての採用形態に共通の質問です。

Q29～Q33までは、任期付職員のみへの質問です。

Q34 以下は過去に地方公共団体に任期付職員として勤務された経験のある方のみへの質問です。

第2 担当しているお仕事等について

- Q5. (共通質問) 訴訟対応は担当していますか。該当する番号に1つに を付けてください。
- 1 自治体(等)の指定代理人として対応している 05-2回答後, 06以下へお進みください
 - 2 その他の方法で対応している) 06以下へお進みください
 - 3 訴訟対応はしていない 06以下へお進みください

Q5-2. 指定代理人としての担当頻度はどの程度ですか。該当する番号に1つに をつけてください。

- 1 全件
- 2 事案によって担当している
 - (1) どのような場合に担当しますか。()
 - (2) 担当している場合, 割合はどの程度ですか。又は, 年間で何件程度ですか。

約 % , 約 件
 - (3) 必ず顧問弁護士等の外部の弁護士に依頼するという案件はありますか。

ある)

ない)

Q6. (共通質問) 職員向けの法律相談は担当していますか。

- 1 担当している 06-2回答後, 07以下へお進みください
- 2 担当していない 07以下へお進みください

Q6-2. どのような部署からの法律相談を担当していますか。該当する番号1つに を付けてください。また, 特定の部署からの相談を担当している場合は, 担当している部署全てに を付けてください。

- 1 全ての部署からの相談を担当している
- 2 全ての部署ではないが特定の部署からの相談を担当している

具体的に相談を担当している部署全てに を付けてください。

- 所属部門
- 福祉・民生部門
 - 土木部門
 - 公営住宅部門
 - 病院
 - 学校
 - 教育委員会
 - 議員
 - 議会事務局
 - 例規審査に関する部署
 - その他
 - 具体的に()

Q6-3. 法曹有資格者の職員の採用前後で, 庁内法務部門(顧問弁護士に引き継いだものを含む)への相談件数に変化はありましたか。該当する番号1つに を付けてください。

- 1 ある 採用前は 件/月だったのが, 採用後は 件/月になった。
- 2 ない
- 3 わからない

Q7. (共通質問) 顧問弁護士等による職員向けの法律相談に關与していますか。該当する番号1つに を付けてください。

- 1 受付業務をした上で立会いをしている
- 2 受付業務のみを担当している
- 3 特に關与はしていない
- 4 顧問弁護士等による職員向けの法律相談は行っていない

Q8. (共通質問) 住民向けの法律相談に關与していますか

- (1, 2 双方に該当する場合は双方に回答ください。)
- 1 実際に相談を担当している 08-2, 08-3 回答後, 09 以下へお進みください
 - 2 事務作業を担当している

具体的な作業内容を下記番号の中から該当するもの全てに を付けてください。

 - 顧問弁護士等への引継ぎ
 - 弁護士会, 法テラス等への引継ぎ
 - 上記以外の一般的案内
 - 3 全く担当していない 09 以下へお進みください

Q8-2. あなたが關与している住民向けの法律相談の頻度や開催場所などを御回答ください。

- 1人 分 1日 性 週 日開催 会場

Q8-3. 相談者と自治体との間に利益相反のある相談を経験したことがありますか。該当する番号1つに を付けてください。

- 1 経験したことがある

具体的にどのような相談ですか。()
- 2 経験したことはない

Q9. (共通質問) 住民向け法律相談以外で, 住民に対する直接の対応を担当していますか。該当する番号1つに を付けてください。

- 1 担当している 09-2 回答後, 010 以下へお進みください
- 2 担当していない 010 以下へお進みください

Q9-2. 住民に対するどのような対応を担当していますか(複数回答可。)

- 1 行政計画等の住民説明
- 2 行政対象暴力・不当要求行為への対応

具体的な内容を御回答ください。()
- 3 児童虐待
- 4 いじめ等の学校に関する問題
- 5 高齢者対策
- 6 生活保護対応
- 7 情報公開・個人情報開示等の立会い
- 8 DV対応
- 9 その他 具体的に()

Q10. (共通質問) 行政不服審査に關する事務は担当していますか(複数回答可。)

- 1 担当している 具体的にどのよう な事務ですか。
 - 裁決書・決定書の起案
 - 弁明書その他の書面の起案
 - 職員からの法律相談のみ
- 2 担当していない

Q11. (共通質問) 条例・規則・要綱についての例規審査は担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 担当している どの程度担当していますか。
全ての例規について担当している
一部の例規について必要に応じて担当している
具体的にどのような例規について担当しているか御回答ください。
()
- 2 担当していない

Q12. (共通質問) 条例・規則・要綱についての立案事務は担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 担当している どのような例規の立案を担当しているか御回答ください。
()
- 2 担当していない

Q13. (共通質問) 国との関係の折衝業務は担当(同席を含む)していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 具体的な交渉を担当している
具体的な業務内容を御回答ください。
震災復興関係
その他の業務 ()
- 2 具体的な交渉は担当していないが、職員が行う交渉について相談を受けている
- 3 1, 2とも担当していない

Q14. (共通質問) (市町村の方について) 都道府県との折衝関係業務(同席を含む)は担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 具体的な交渉を担当している
具体的な業務内容を御回答ください。
震災復興関係
その他の業務 ()
- 2 具体的な交渉は担当していないが、職員が行う交渉について相談を受けている
- 3 1, 2とも担当していない

Q15. (共通質問) 国、都道府県以外の行政機関との折衝関係業務(同席を含む)は担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 具体的な交渉を担当している
具体的な業務内容を御回答ください。
()
- 2 具体的な交渉は担当していないが、職員が行う交渉について相談を受けている
- 3 1, 2とも担当していない

Q16. (共通質問) 原力損害に関する損害賠償請求関係の業務は担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 担当している 具体的な業務内容を御回答ください。
請求書面起案・ADR申立書起案・訴状起案等
その他の業務 ()
- 2 担当していない

Q17. (共通質問) 債権管理・回収業務は担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 住民に対する納付相談等の具体的な回収業務を担当している
担当している債権の種類を御回答ください(複数回答可)。
租税債権
租税以外の強制徴収公債権
私債権・非強制徴収公債権
Q17-2 回答後, Q18 以下へお進みください
- 債権管理業務のみを担当している
担当している債権の種類を御回答ください(複数回答可)。
租税債権
租税以外の強制徴収公債権
私債権・非強制徴収公債権
Q18 以下へお進みください
- 職員からの相談のみを担当している Q18 以下へお進みください
- 担当していない Q18 以下へお進みください

Q17-2. (納付相談等を担当している場合) 担当により具体的な効果はありましたか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 徴収率が上がるなど具体的な効果があった
- 2 あまり効果はなかった
- 3 わからない

Q18. (共通質問) 自治体内のコンプライアンスの実現のための施策立案を担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 担当している
具体的な業務内容を御回答ください。
()
- 2 職員からの相談のみに対応している
- 3 担当していない

Q19. (共通質問) 監査事務を担当していますか。

- 1 担当している
具体的な業務内容を御回答ください。
()
- 2 担当していない

Q20. (共通質問) 選挙事務を担当していますか。該当する番号1つに付けてください。

- 1 担当している
具体的な業務内容を御回答ください。
()
- 2 担当していない

Q21. (共通質問) 議会についてはどのような対応をしていますか(複数回答可) 該当する番号1つに付けてください。

- 1 本会議に出席している
- 2 委員会に出席している
- 3 議会事務局としての対応をしている
- 4 その他 具体的に ()
- 5 いずれの対応もしていない

Q22. (共通質問) 地方公共団体内の人材育成に関する業務を行っていますか(複数回答可。)

- 1 職員への研修を実施している
定期的な研修としてどのようなものがありますか

	研修テーマ	研修内容		対象		頻度
		内部統制の基本的仕組みや監査の在り方について	総務部	職階	入庁年次	
例	自治体の監査・内部統制について	監査の在り方について	総務部	課長職を 対象	10年程度	月に 1回
						に 回
						に 回
						に 回

その他不定期に行っている研修としてどのようなものがありますか

研修テーマ	研修内容	対象	
		部署	職階
			入庁年次

- 2 部下への指導を行っている
3 その他 具体的に()
4 特に人材育成に関する業務は行っていない

Q23. (共通質問) Q5 ~ Q22 に挙げた業務以外にどのような業務を行っていますか。

[]

Q24. (共通質問) 庁内で、法曹資格を有する職員の存在を認知してもらい、利用されやすいよう積極的な情報発信を行っていますか。

- 1 行っている
- ア 発信主体について
 - ア 法曹資格を有する職員本人
 - イ 所属部署
 - ウ その他 具体的に()
 - ア 発信方法について
 - イ 紙媒体での掲載や配布
 - ウ ネットワーク上の庁内掲示板等への掲載
 - エ その他 具体的に()
 - ア 発信する情報の内容について
 - イ 利用の呼びかけ
 - ウ 相談回答事例の紹介
 - エ 研修の実施案内
 - オ その他 具体的に()
 - ア 発信の頻度について
 - イ 就任当初1回のみ
 - イ 1年に()回程度
 - 2 行っていない

Q25. (共通質問) あなたが法曹資格を有することによって地方公共団体にどのような効果が生まれましたか。

- 1 調査、集計、検証等をしたことがあれば、その効果について御教示ください。
(例えば、庁内法律相談件数の増加、具体的な案件の処理件数の増加、債権の徴収率の増加など。)
- 2 1以外で、あなたが主観的に感じた効果について御教示ください。
顧問弁護士との役割やより円滑な連携が図られるようになった
具体的に()
顧問弁護士への法律相談に関し、件数、相談事案の傾向、相談に先立つ事前準備、相談内容の密度、相談時間の短縮、相談後の事後フォロー等に変化がみられた。
具体的に()
従来顧問弁護士への法律相談の形で顕在化してこなかった原課職員から庁内法律相談の形で多く寄せられるようになった。
具体的な類型について
ア 迅速性を要するもの
イ 簡易なもの
ウ その他(自由記載)
()

Q26. (共通質問) 年間給与総額を御教示ください(可能であれば何号級であるかも御教示ください。)

年間給与総額 約 _____万円
号 級 _____号級

Q27. (共通質問) 法曹資格を有する職員としてのやりがいなどはどのようなところにありますか(自由記載)

[]

Q28. (共通質問) 組織体制、待遇面、弁護士登録への理解などに関し、地方公共団体に対して望むことがあれば、御教示ください。

[]

Q29. (任期付職員の方のみへの質問) 任期付職員として在職中も弁護士登録を維持していますか(又はしていませんか) 該当する番号1つを付けてください。

- 1 弁護士登録を維持している 所属弁護士会：() 弁護士会登録を維持している理由は何ですか(複数回答可)。
 弁護士の肩書きを利用し、市民向けの法律相談業務を行う必要があるから
 弁護士の肩書きを任期付職員として職務上(市民向けの法律相談業務以外の場面で)使用しているから
 任期付職員としての職務とは関係はないが、弁護士であることへの思いを達成するため(意識・自覚・自尊心など)
 任期付職員としての職務とは関係はないが、登録抹消後再登録時に弁護士登録番号が変わる不利益を避けたいから
 弁護士の肩書きを維持し、委員会活動・会員研修・図書室などの利用機会を確保しておくことが、自分自身のスキルアップや任期付職員としての業務に直接的又は間接的に役立つと考えたから
 弁護士会の中のネットワーク・人脈・協力関係を維持しておくことが、所属する地方公共団体と地元弁護士会との間の連携に役立つと考えたから
 弁護士会の中のネットワーク・人脈・協力関係を維持しておくことが、自分の業務に直接的又は間接的に役立つと考えたから
 特に理由はない
 その他 ()
- 2 弁護士登録を抹消している 登録抹消直前の所属弁護士会：() 弁護士会登録を維持している理由は何ですか(複数回答可)。
 所属地方公共団体から職務専念義務の関係を登録抹消を求められたから
 弁護士登録を抹消しても、任期付職員の職務を支障なく全うできるから
 弁護士としての業務、活動ができないため、登録を維持する意味がないから
 弁護士会費の負担があるから
 弁護士会の委員会活動等の会務の負担があるから
 弁護士会の会員研修の負担があるから
 弁護士会の図書室などを利用する必要性を感じないから
 弁護士会のネットワーク・人脈・協力関係などの人的関係を利用する必要性を感じないから
 特に理由はない
 その他 ()

任期付職員として現在又は過去に地方公共団体に勤務した経験のある方は
Q29へお進みください。

その他の方々については、アンケート終了です。
 本アンケートについて御意見ございましたら、最終ページの記載欄に御意見・御感想等を御記入ください。御協力ありがとうございました。

Q29-2. (任期付職員の方のみへの質問) Q28で「2」と回答した方にお尋ねします。任期付職員のまま、在職中に再登録をするためには、どのような問題が解決されるべきだと思いますか。該当する番号1つを付けてください。

- 1 弁護士会費の負担問題が解決されるべき
 具体的にどのような制度にすべきですか。1つを選んでください。
 弁護士会費を免除するべき
 弁護士会費を減額するべき
 地方公共団体が弁護士会費相当額を支給するべき
 地方公共団体が弁護士会費の一部を支給するべき
- 2 弁護士会の会務負担を軽減するべき
- 3 再登録の際、元の弁護士登録番号で再登録できるようにするべき
- 4 地方公共団体の職務専念義務の問題が解決されるべき
- 5 その他 ()

Q30. (任期付職員の方のみへの質問) 任期付職員に対し、弁護士会が果たすべきと思われるバックアップ体制について御教示ください(複数回答可。)。また、お選びの項目のうち最も重視すべきものの番号を、箇所に御記入ください。

- 1 任期付職員として採用内定後、就任前の事前研修
 - 2 弁護士会と任期付職員との情報交換・意見交換・交流の場の設定
 - 3 任期付職員・任期付職員経験者との情報交換・意見交換・交流の場の設定
 - 4 地方公共団体幹部職員・法務担当者との情報交換・意見交換・交流の場の設定
 - 5 任期付職員養成事務所の創設
 - 6 任期付職員退任後の就職斡旋
 - 7 任期付職員退任後の受入れ法律事務所の整備・拡充
 - 8 その他 ()
- 最も重視するべきもの ()

Q31. (任期付職員の方のみへの質問) 任期付職員就任前の法律事務所では、どのような分野の仕事がなされていたか、行政関係の仕事はありましたか。

[]

Q32. (任期付職員の方のみへの質問) 退職後の処遇について、任期付職員就任前の法律事務所との間で何らかの約束はされていますか。該当する番号1つに を付けてください。

- 1 以前の事務所への復帰が約束されている(退職された方は、復帰した)
- 2 復帰は約束されていないが関係する事務所に就職することが約束されている(退職された方は、そのような事務所に就職した)
- 3 特に約束はしていない
- 4 その他 ()

Q33. (任期付職員の方のみへの質問) 地方公共団体に勤務するにあたってお考えになっていた退職後のキャリアプランはどのようなものですか。

[]

第3 地方公共団体等を既に退任された任期付職員経験者のみへの質問

Q34. 在職年数等について(その理由も含めて)

- 1 退任した時期はいつですか 西暦 年 月
- 2 退任後の進路・勤務先について御回答ください
他の自治体 Q35 以下へお進みください
自治体職員として任用される前に勤務していた法律事務所 Q34-2 回答後、Q35 以下へお進みください
企業 Q34-2 回答後、Q35 以下へお進みください
その他 具体的に()
Q34-2 回答後、Q35 以下へお進みください

Q34-2. 自治体職員を退任後、地方公共団体とは異なる進路・勤務先を選択された理由について御回答ください(複数回答可。)

- 1 家庭の事情
- 2 これ以上の収入増を望めないから
- 3 所期の目的を達成できたから
- 4 地方公共団体等の業務とのミスマッチを感じたから
- 5 公務員という地位・身分が合わない
- 6 これ以上のキャリアアップを望めない
- 7 その他 具体的に()

Q35. Q33 で御回答いただいた勤務前のキャリアプランについて、現状はいかがですか。

[]

Q36. 地方公共団体職員を退任後、行政関係の仕事は増加していますか。該当する番号1つに を付けてください。

- 1 以前の勤務先からの仕事が増加している
具体的に増加している業務内容を御回答ください。()
- 2 以前の勤務先以外からの仕事が増加している
具体的に増加している業務内容を御回答ください。()
- 3 特に変化は感じない ()

Q37. 地方公共団体職員を退任後、後任の任期付職員は採用されましたか。該当する番号1つに を付けてください。

- 1 採用された ()
- 2 採用されなかった 理由についてお聞き及びびてしたら御教示ください
- 3 知らない ()

Q38. 後任の採用や円滑な業務の引き継ぎに際し、苦勞したことや工夫したことがあれば御回答ください。

[]

過去に任期付職員として地方公共団体に勤務した経験のある方

Q34 へお進みください。

その他の方々については、アンケート終了です。

本アンケートについて御意見ございましたら、最終ページに記載欄に御意見・御感想等を御記入ください。御協力ありがとうございました。

Q39. (共通質問) 本アンケートに関する御意見や日弁連・弁護士会への御要望等がありましたら自由に御記入ください。



以上でアンケートは終了です。御協力誠にありがとうございました。

御提供いただいた個人情報、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い、厳重に管理いたします。また、状況に応じて、本アンケート調査の内容について、再度お問い合わせ等の御連絡をさせていただくことがあります。

なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

自治体内弁護士説明会 次第

2013年11月14日(木)

19:00 - 20:00

日本弁護士連合会・日本弁護士政治連盟

於) 弁護士会館1702会議室

冒頭挨拶

1 自治体法務の現場報告

帖佐直美氏(千葉県流山市役所総務部総務課政策法務室長)



2 地方自治体に勤務するにあたり

秋山一弘弁護士(元東京都町田市)

3 自治体が期待する自治体内弁護士の役割

泉房穂兵庫県明石市長



4 参加者との意見交換～地方自治体における弁護士の役割等～



司会進行 道あゆみ

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日

地方自治体で勤務するにあたり

弁護士 秋 山 一 弘

1 地方自治体で勤務することの魅力

地方自治体の業務は、福祉、教育、経済、建設土木、環境、防災、文化、スポーツ、医療、広報など、住民の生活に関わるものすべてであって、多岐にわたっており、他に、労働問題、債権管理、情報公開なども内部管理の業務としてある。

2 必要と思われる基本的姿勢

(1) 住民目線

全てが住民サービスにつながっていること

(2) 謙虚さ

勉強をさせてもらう意識

相談等の際は職員の話をよく聞くこと

(3) 組織の一員であることの理解

立場、権限、役割分担

3 必要な知識など

(1) 法律

地方自治法、地方公務員法、行政手続法、行政不服審査法、国家賠償法など

他に、民法の知識は必須

(2) 顧問弁護士との連携

頼りにすべき存在

(3) コミュニケーション能力

多種多様な職員

4 その他

(1) キャリアパス

弁護士業務に復帰、任期の定めのない職員、国や他の地方自治体などで任期付職員、非常勤職員、行政関係事件の依頼、顧問弁護士

(2) 収入

経験年数、役職などに応じて

任期付公務員登用セミナー

～公募中の地方自治体を迎えて～

日弁連では、実際に地方自治体の職員として活躍している弁護士にその活動内容をパネルディスカッション形式で紹介してもらおうと共に、現在弁護士の公募を行っている地方自治体が、弁護士採用の意図及び採用後の職務内容等を説明するセミナーを開催いたします。

「任期付職員に関心がある」、「任期付職員に応募してみたい」、「任期付職員としてどのように活躍できるのだろうか」というお考えをお持ちの会員は是非奮って御参加ください。

事前申込不要

【日時】2012年10月25日(木)18時～20時(17時半開場)

【開場】弁護士会館17階1701AB会議室 ※会議室が変更になりましたので御注意ください。
東京都千代田区霞が関1-1-3(地下鉄霞ヶ関駅 B-1b出口直結)

【内容】**第1部** 地方自治体職員として活躍中の弁護士によるパネルディスカッション
・パネリスト

秋山一弘(東京都町田市総務部法制課法務担当課長, 弁護士)
帖佐直美(千葉県流山市総務部総務課政策法務室長, 弁護士)
尾島弘典(福岡県古賀市総務課政策総務係, 弁護士)

第2部 任期付職員を公募中の地方自治体によるプレゼンテーション
・参加自治体

徳島県阿南市
東京都町田市
千葉県銚子市

※その他にも公募中及び公募を予定している自治体が参加予定です。

第3部 質疑応答

[司会] 本多教義 (弁護士業務改革委員会行政分野関連小委員会委員長)

※パネリスト及び参加自治体は、都合により変更になる場合があります。

予め御了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

日本弁護士連合会業務部業務第一課 TEL: 03-3580-9854

地方自治体における弁護士の役割に関するシンポジウム

近年、弁護士をはじめとする法曹有資格者を常勤職員として採用する地方自治体が増加しており、多様化・複雑化する住民ニーズに適切に対応していこうという動きが活発化しています。そこで、この度当連合会、東北弁護士会連合会及び仙台弁護士会では、東北地方の自治体職員向けに、地方自治体の業務に法曹有資格者が関与することや、法曹有資格者を地方自治体内部に公務員として任用することの有用性について、これまでの取組を紹介するとともに、相互の理解を深めることを目的として、シンポジウムを開催いたします。

日時：2013年7月8日（月）13：30～17：30

場所：仙台弁護士会館4階（JR仙台駅から徒歩約10分）

・要事前予約！
・【参加対象者】
東北地方の自治体職員
及び弁護士

交通費は各自で御負担ください。

地方自治体における「債権管理回収」に関する研修

〔講師〕：須田 徹（日弁連弁護士業務改革委員会委員，東京弁護士会）

パネルディスカッション～地方自治体における弁護士の役割～

〔パネリスト〕

- ・大岩 昇（宮城県総務部私学文書課主幹（法務担当），第一東京弁護士会）
- ・大庭豪樹（宮城県総務部私学文書課副参事兼課長補佐（総括担当））
- ・菊池優太（岩手県総務部法務学事課特命課長，法曹有資格者）
- ・千葉博和（岩手県総務部法務学事課主査（法務担当））
- ・野村 裕（石巻市総務部総務課法制企画官，仙台弁護士会）
- ・及川伸一（石巻市総務部総務課課長）

〔コーディネーター〕

- ・岡本 正（日弁連若手法曹センター公務員任用支援PT幹事，第一東京弁護士会）

参加者による意見交換

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝参加申込書 キリトリ不要・送信票不要＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【申込締切 2013年7月3日（水）】

業務第一課行（03-3580-2866）

自治体の方		他の出席者に氏名・所属情報を提供することに		同意する	・	同意しない
・自治体名	都道府県	市町村	・出席予定者人数			名
・出席予定者氏名及び御所属（部署）		・御担当者氏名及び御所属（部署）				
氏名		氏名		御所属		
氏名						
・電話番号		・メールアドレス			@	

弁護士の方	
・御氏名	・登録番号
・電話番号	・メールアドレス
	@

御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。特に提供に同意いただいた方の個人情報に関しては、他のシンポジウム出席者に提供させていただきます。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、地方自治体における弁護士をはじめとする法曹有資格者の登用に関連する様々な企画のお知らせ、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

お問い合わせ：日弁連業務部業務第一課 TEL:03-3580-9963

【主催】日本弁護士連合会，東北弁護士会連合会，仙台弁護士会

地方自治体における 弁護士の役割に関するシンポジウム

資料 1 3 - 3



近年、弁護士をはじめとする法曹有資格者を常勤職員として採用する地方自治体が増加しており、多様化・複雑化する住民ニーズに適切に対応していこうという動きが活発化しています。他方で、地方自治体の業務を適切に外部委託することで、業務の効率性や経済性を高める動きも活発化しています。そこで、この度、当連合会、中部弁護士会連合会及び愛知県弁護士会では、中部地方の自治体職員向けに、法曹有資格者を地方自治体内部に公務員として任用することや、地方自治体の業務を弁護士に委託することの有用性について、これまでの取組を紹介するとともに、相互の理解を深めることを目的として、シンポジウムを開催いたします。会員の方はもちろん、自治体職員の方、ロースクール生など皆様奮って御参加ください！

日時：2014年1月29日（水）13：30～17：30

場所：愛知県弁護士会館5階（地下鉄鶴舞線・桜通線「丸の内」駅1番出口から徒歩5分）

■愛知県弁護士会会員によるプレゼンテーション■

「弁護士会が出来ること～地方自治体との連携に向けて～」

■研 修：地方自治体における「クレーム対策」 ■※内容は変わる可能性があります

〔講師〕：愛知県弁護士会会員

■パネルディスカッション～地方自治体における弁護士の役割～■

〔パネリスト〕

- ・入 江 孝 幸（愛知県豊田市総務部法務課副主幹，愛知県弁護士会）
 - ・藤 井 美 彰（愛知県豊田市総務部法務課長）
 - ・木 下 実（富山県富山市企画管理部職員研修所兼債権管理対策室，富山県弁護士会）
 - ・幅 一 芳（富山県富山市企画管理部職員研修所長）
 - ・山 元 真 里（大阪府大阪狭山市総務部庶務グループ，大阪弁護士会）
- 〔コーディネーター〕
- ・秋 山 一 弘（日弁連若手法曹センター及び弁護士業務改革委員会幹事，第二東京弁護士会，元東京都町田市総務部法制課法務担当課長）

■参加者による意見交換■

====きりとり不要・送信票不要・そのまま送信ください====

【申込締切：2014年1月24日（金）】 業務第一課（FAX：03-3580-2866）

* 弁護士以外の方 *

- ・所属団体名：_____ ・所属部署（自治体等の方）_____
- ・出席予定者御氏名：_____
- ・電話番号：_____ - _____ ・E-mail: _____ @ _____
- ・他の出席者に御提供いただいた個人情報を提供することについて 同意する ・ 同意しない

* 弁護士の方 *

- ・御氏名：_____ ・登録番号_____ ・御所属弁護士会_____ 弁護士会
- ・電話番号：_____ - _____ ・E-mail: _____ @ _____

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理いたします。特に提供に同意いただいた方の個人情報に関しては、他のシンポジウム出席者に提供させていただきます。また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、地方自治体における弁護士をはじめとする法曹有資格者の登用に関連する様々な企画のお知らせ、書籍の御案内その他当連合会が有益であると判断する情報を御案内させていただくことがあります。なお、個人情報は、統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

お問い合わせ：日本弁護士連合会業務部業務第一課 TEL03-3580-9963

【主催】日本弁護士連合会・中部弁護士会連合会・愛知県弁護士会（予定）

福祉の当番弁護士制度をご存じですか？

長崎県弁護士会は、長崎県内の「福祉相談の実務担当」の方を対象に、電話による無料法律相談（福祉の当番弁護士制度）をおこなっています。

〔ご利用できる方〕

長崎県内の行政機関、福祉団体、施設及び医療機関などで、高齢者や障害者の相談を担当している「福祉相談の実務担当」の方

〔ご相談できる内容〕

財産管理や遺言、虐待、介護保険制度等、高齢者・障害者に対する福祉活動に関する相談であって、法的に回答できるもの（但し、福祉相談担当者と高齢者・障害者ご本人との間の紛争に関する相談である場合は、お受けできない場合があります。）

〔ご利用方法〕

別紙の相談申込書にご記入の上（相談申込書は長崎県弁護士会ホームページの「福祉の当番弁護士って何？」からダウンロードすることもできます）、長崎県弁護士会にファクシミリで申し込んで下さい。ファクシミリの受付時間は月曜～金曜（休日を除く）の午前10時～午後5時で、申込書の受付後、原則として48時間以内（休日を除く）に、担当日の「福祉の当番弁護士」が電話で回答します。

〔相談料等について〕

電話相談は1件の相談につき1回に限り無料です（なお、継続してその弁護士に相談をするときや、電話相談の結果、高齢者や障害者ご本人やご家族などが、弁護士への相談を希望し、あるいは事件として依頼するときは、別途相談料や弁護士費用がかかります。）

長崎県弁護士会

〒850-0875

住 所 長崎県長崎市栄町1番25号長崎MSビル4F

電 話 095-824-3903

FAX 095-824-3967

「福祉の当番弁護士」相談受付件数

年度	件数
H18	7
H19	2
H20	4
H21	6
H22	12
H23	9
H24	6
H25 (10月22日現在)	8

平成 25 年 10 月 23 日 長崎県弁護士会